

兵庫県指定重要有形文化財

旧入江家住宅保存活用計画

令和5年1月

高砂市教育委員会



上空から見た旧入江家住宅（南から）



旧入江家住宅 表門と表屋（南西から）



旧入江家住宅 主屋（南東から）



上空から見た旧入江家住宅（上が北）

目 次

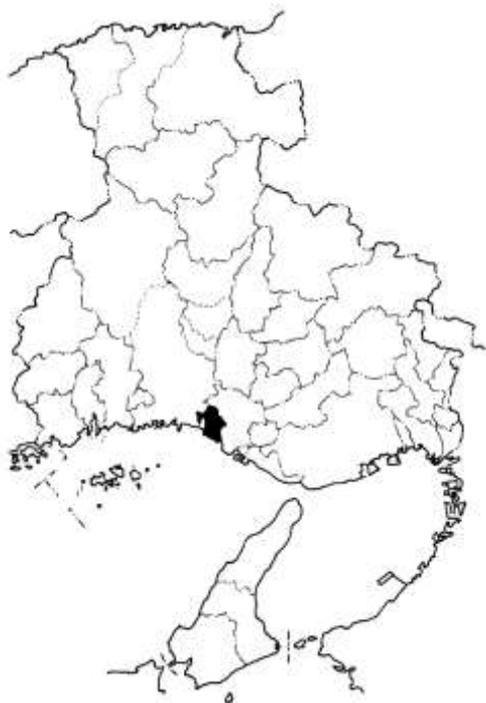
第1章 計画の概要	1	第5章 活用計画	85
1 計画の作成	1	1 公開活用の基本方針	85
2 文化財の名称等	1	2 公開計画	85
3 文化財の概要	3	3 活用基本計画	87
4 文化財の価値	12	4 管理・運営計画	101
5 文化財保護の経緯	13	5 実施に向けての課題	105
6 保護の現状と課題	17		
7 上位関連計画における計画の位置づけ	19	第6章 保護に係る諸手続き	106
8 地域の歴史的変遷における計画地の位置づけ	23	1 保護に係る諸手続き	106
9 文化財の保存活用における計画地のとらえ方	29	2 現状を変更しようとする場合の手続き	106
10 計画の概要	32	3 そのほかの手続き	107
		【巻末資料】	
第2章 保存管理計画	34	1 破損状況等写真	110
1 保存管理の現状	34	2 図面	131
2 保護の方針	45		
3 管理計画	52		
4 修理計画	54		
第3章 環境保全計画	65		
1 環境保全の現状と課題	65		
2 環境保全の基本方針	71		
3 区域の区分と保全方針	71		
4 防災上の課題と対策	73		
第4章 防災計画	74		
1 防災・防犯対策	74		
2 耐震対策	79		
3 耐風対策	83		
4 水害対策	84		
5 その他の災害対策	84		

目 次

第1章 計画の概要	1	④ 高砂市都市計画マスタープラン	
1 計画の作成	1	⑤ 高砂文化振興基本方針	
(1) 計画作成年月日		(2) 上位計画における旧入江家住宅の位置づけ・役割	
(2) 計画作成者		8 地域の歴史の変遷における計画地の位置づけ	23
(3) 計画期間		(1) 地域の歴史	
2 文化財の名称等	1	① 曾根の歴史	
(1) 名称及び員数		② 曾根の産業	
(2) 指定年月日		③ 曾根の製塩業	
(3) 建造物の構造及び形式		(2) 入江家の歴史	
(4) 所有者等の氏名及び住所		9 文化財の保存活用における計画地のとらえ方	29
3 文化財の概要	3	(1) 旧入江家住宅の役割と特徴	
(1) 文化財の構成		① 旧入江家住宅の役割	
(2) 一体となって価値を形成する物件		② 旧入江家住宅の特徴	
(3) 文化財の概要		③ 旧入江家住宅の環境	
① 立地環境		④ 旧入江家住宅の歴史的特徴	
② 創立沿革		⑤ 地域の歴史文化資源	
③ 各建物の形式と特徴		(2) 旧入江家住宅のとらえ方	
④ 主な修理履歴		10 計画の概要	32
⑤ 敷地の変遷と隣接敷地		(1) 計画区域	
⑥ その他特記事項		(2) 計画の目的	
4 文化財の価値	12	(3) 基本方針	
(1) 文化財的価値		(4) 計画の構成と概要	
(2) 意匠的価値		① 保存管理計画	
(3) 民俗文化財的価値		② 環境保全計画	
(4) 景観的価値		③ 防災計画	
(5) 歴史文化的価値		④ 活用計画	
5 文化財保護の経緯	13	第2章 保存管理計画	34
(1) 兵庫県指定重要有形文化財指定までの経緯		1 保存管理の現状	34
(2) 保存事業履歴		(1) 各建物の年代、構造形式と規模	
① 総合調査の実施		① 年代	
② 建造物・破損状況の調査		② 構造形式と規模	
③ 公有化後の修理工事		(2) 破損の状況	
④ 保存修理工事基本設計		① 建物沈下状況	
(3) 活用履歴		② 建物傾斜状況	
6 保護の現状と課題	17	③ 破損状況	
(1) 保存の現状と課題		2 保護の方針	45
(2) 管理の現状と課題		(1) 保護の方針	
(3) 活用の現状と課題		(2) 各建物の保護の方針の基本的な考え方	
① これまでの活用状況と問題点		① 主屋	
② 積極的な活用を促進するための条件		② 新座敷	
③ 文化財建造物として、地域歴史文化遺産としての特徴を活かす		③ 表屋	
7 上位関連計画における計画の位置づけ	19	④ 表門	
(1) 上位計画における関連施策		⑤ 蔵1 (米蔵)	
① 第5次高砂市総合計画		⑥ 蔵2 (醤油蔵)、裏門、蔵3 (農具蔵)、蔵4 (道具蔵)、蔵5、蔵6	
② 第3期高砂市教育振興基本計画		⑦ 蔵7 (新蔵)	
③ 高砂市歴史文化基本構想			

⑧ 牛小屋		③ 覆屋	
⑨ 稲荷社			
⑩ 庭門		第4章 防災計画	74
⑪ 木塀		1 防災・防犯対策	74
(3) 部分・部位の設定と保護の方針		(1) 火災時の安全性に係る課題	
3 管理計画	52	(2) 延焼の危険性	
(1) 管理体制		(3) 防火管理の現状	
(2) 管理方法		(4) 防火管理計画	
① 保存環境の管理		① 防火管理者	
② 建造物の維持管理		② 防火管理区域の設定	
4 修理計画	54	③ 防火環境の把握	
(1) 維持するために緊急を要する修理（Ⅰ期工事）		④ 予防措置	
(2) できるだけ早急に着手すべき修理（Ⅱ期工事）		⑤ 火災発生時の対応	
(3) 基本設計書による修理計画（平成28年度作成）		(5) 防犯計画	
① 全体計画		① 事故歴	
② 工期計画		② 事故防止のための措置	
③ 文化財調査		③ 今後の対処方針	
④ 兵庫県文化財保護条例に基づく現状変更許可申請		(6) 防火・防犯設備計画	
⑤ 建築基準法第3条第1項第3号の規定による保存建築物の指定		① 防災設備の基準	
⑥ 各建物別修理方針		② 防災設備の配置状況	
		③ 今後の対処方針	
第3章 環境保全計画	65	2 耐震対策	79
1 環境保全の現状と課題	65	(1) 地震時における安全性確保	
(1) 旧入江家住宅敷地内の環境と課題		① 基本的な考え方	
① 前栽		② 地震被害の想定並びに対処案の作成及びその実施	
② 玄関の庭		③ 日常の維持管理に当たって留意すべき事項	
③ 新座敷の庭		④ 使用方法に関して留意すべき事項	
④ 八畳の庭		(2) 耐震補強	
⑤ 裏庭・蔵庭・大裏		① 補強を伴う修理	
⑥ 牛小屋北		② 根本的な大修理	
(2) 旧入江家住宅の周囲の環境と課題		(3) 地震時における対応	
① 排水		① 環境の整備	
② 隣地の民家・駐車場		② 地震時の対応	
③ 道路		3 耐風対策	83
④ 周辺施設		(1) 被害の想定	
2 環境保全の基本方針	71	(2) 今後の対処方針	
3 区域の区分と保全方針	71	4 水害対策	84
(1) 区域の区分		(1) 被害の想定	
① 保存区域		(2) 今後の対処方針	
② 保全区域		5 その他の災害対策	84
③ その他の区域			
(2) 区域の保全方針		第5章 活用計画	85
① 保存区域		1 公開活用の基本方針	85
② 保全区域		(1) 文化財としての価値を学び伝えるための公開活用を行う	
③ その他の区域		(2) 地域の歴史を学び、文化を創造する拠点としての公開活用を行う	
4 防災上の課題と対策	73	(3) 歴史文化資源の連携により、地域活性化の拠点として活用を図る	
(1) 防災上の課題		2 公開計画	85
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針		(1) 公開の現状	
(3) 環境保全施設整備計画		(2) 建造物の公開	
① 雨水排水設備			
② 保護柵			

① 居住空間の公開（主屋・新座敷・表屋）		② 施設等整備計画	
② 屋外施設等の公開（表門・蔵・稻荷社等）		(6) 庭園及び周辺整備計画	
(3) 庭園等の公開		① 園路の課題	
① 前栽、玄関の庭の公開		② 庭園及び周辺整備の基本方針	
② 新座敷の庭、八畳の庭、		1) 整備計画	
③ 裏庭・蔵庭・大裏、牛小屋北		4 管理・運営計画 ……………	101
(4) 関連資料等の公開		(1) 管理・運営の基本方針	
3 活用基本計画 ……………	87	(2) 管理・運営の方法、体制	
(1) 遵守すべき法令		① 管理・運営方法	
① 兵庫県文化財保護条例		② 管理・運営体制	
② 建築基準法		③ 運営促進計画	
③ 消防法		5 実施に向けての課題 ……………	105
④ 食品衛生法		(1) 建築、庭園、外構等の課題	
⑤ その他		(2) 管理・運営に関する課題	
(2) 上位関連計画		第6章 保護に係る諸手続き ……………	106
① 第5次高砂市総合計画		1 保護に係る諸手続き ……………	106
② 第3期高砂市教育振興基本計画		2 現状を変更しようとする場合の手続き ……………	106
③ 高砂市文化財保存活用地域計画（作成後）		(1) 現状変更申請が必要な行為	
④ 高砂市都市計画マスタープラン		(2) 現状変更に該当しない行為	
⑤ 高砂市文化振興基本方針		3 そのほかの手続き ……………	107
(3) 活用の現状		(1) 修理の届出等	
(4) 公開活用の方向性		(2) 建築基準法	
① 文化財としての価値を学び伝えるための公開活用を行う		(3) 消防法	
② 地域の歴史を学び、文化を創造する拠点としての公開活用を行う		(4) 滅失、き損等の届出等	
③ 歴史文化資源の連携により、地域活性化の拠点として活用を図る		(5) 保存活用計画の改定	
(5) 建築計画		【巻末資料】	
① 平面計画		1 破損状況等写真 ……………	110
		2 図面 ……………	131



高砂市の位置

第1章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 令和5年1月
- (2) 計画作成者 高砂市教育委員会
- (3) 計画期間 令和5年度以降、計画にもとづき着手を目指し、関係法令や社会情勢の変化、本市の行政施策における文化財の保護、活用に関する方針等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改訂を行うこととする。

2 文化財の名称等

- (1) 名称及び員数 旧入江家住宅（附 棟札、家相図） 7棟
- (2) 指定年月日 平成14年(2002)4月9日 兵庫県指定重要文化財（建造物）
- (3) 建造物の構造及び形式

（『平成13年度指定 兵庫県文化財調査報告書』兵庫県教育委員会、平成14年7月1日発行を一部変更）

主屋 構造形式 桁行15.9m、梁間16.8m、ツシ2階建・一部平屋、入母屋造、本瓦葺、東南隅部、切妻造、本瓦葺、西面角屋座敷、入母屋造、本瓦葺、北面風呂付、正面庇本瓦葺

建築年代 天明5年(1785・棟札)

附 棟札 1枚 天明5年の記のあるもの

新座敷（醉古亭）

構造形式 桁行8.8m、梁間10.2m、切妻造、本瓦葺、正面・裏面庇本瓦葺

建築年代 19世紀初頭

表屋 構造形式 桁行6.1m、梁間5.0m（注）、ツシ2階建、切妻造、本瓦葺

建築年代 江戸末期(1864以前・家相図②)

表門 構造形式 桁行2.3m、梁間1.1m、切妻造、本瓦葺、両袖壁付

建築年代 江戸末期(1864以前・家相図②)

道具蔵・醤油蔵及び裏門

構造形式 土蔵造、桁行20.8m、梁間3.5m、2階建、平入、切妻造、本瓦葺、土庇本瓦葺、西面納屋附属

建築年代 18世紀後期(家相図①)

米蔵 構造形式 土蔵造、桁行5.8m、梁間4.1m、2階建、平入、切妻造、本瓦葺、土庇本瓦葺

建築年代 18世紀後期(家相図①)

新蔵 構造形式 土蔵造、桁行4.3m、梁間6.2m、2階建、平入、切妻造、本瓦葺、土庇本瓦葺

建築年代 元治元年(1864・祈禱札)

附 家相図 3枚 ①文政11年(1828)年以前

②元治元年(1864)4月 入江雅君の記のあるもの

③明治42年(1909)7月 印南郡曾根港入江氏住宅の記のあるもの

宅地 高砂市曾根町493番1 1,436.41 m²

(4) 所有者等の氏名及び住所

所有者：高砂市

所有者住所：兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

建造物住所：兵庫県高砂市曾根町493番1

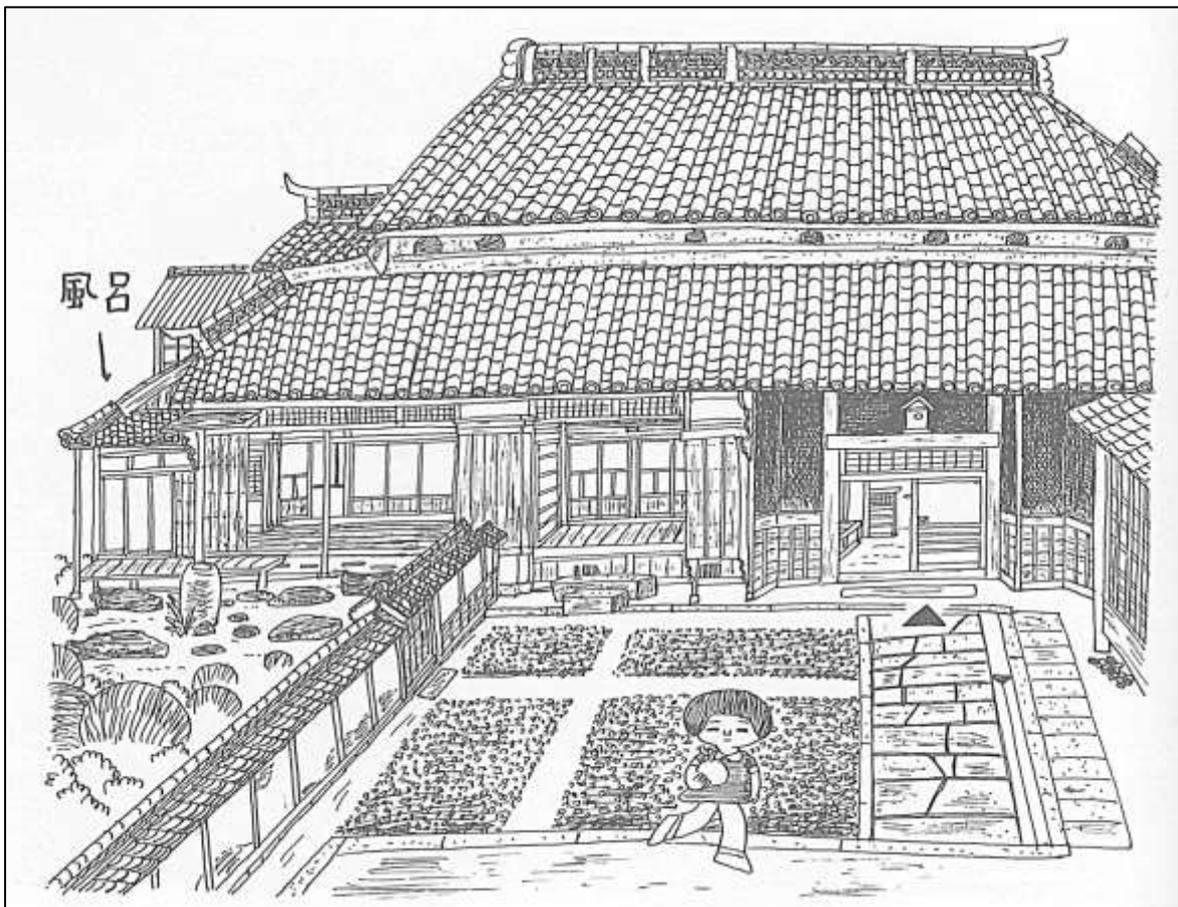


図1 入江家スケッチ(広瀬安美『兵庫の民家』コーベックス、1974)

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

主屋（附棟札1枚）及び新座敷（酔古亭）、表屋、表門、道具蔵・醤油蔵及び裏門、米蔵、新蔵の7棟 附家相図3枚

(2) 一体となって価値を形成する物件

入江家が住宅として利用していた文化財を構成する物件（土塀、稲荷社、牛小屋）とともに庭園を含む屋敷地全体 1,436 m²



図2 建物配置図

(3) 文化財の概要

① 立地環境

- ・旧入江家住宅は、播磨平野の中央部南の、瀬戸内海播磨灘に注ぐ天川の河口部にある曾根集落にある。曾根集落の平面的な中心からやや東寄りに住宅は位置し、敷地は道路で区切られた一区画を南北に貫通しており、敷地形状は大部分が南北に長方形である。
- ・敷地周辺は道幅が狭く、江戸時代以来の木造住宅が密集している。集落の南端には、鎮守である曾根天満宮があり、入江家の菩提寺である龍澤寺をはじめとする寺院が集落内に9か寺ある。
- ・曾根天満宮秋季例大祭では、兵庫県指定無形民俗文化財の「曾根天満宮一ツ物」（平成21年3月24日指定）が行われているほか、曾根天満宮所有の文化財としては、高砂市指定文化財の「曾根天満宮石橋」（平成12年10月19日指定）や「絵馬放牛図」（昭和54年10月4日指定）などがある。



曾根天満宮秋季例大祭では、兵庫県指定無形民俗文化財の「曾根天満宮一ツ物」（平成21年3月24日指定）が行われているほか、曾根天満宮所有の文化財としては、高砂市指定文化財の「曾根天満宮石橋」（平成12年10月19日指定）や「絵馬放牛図」（昭和54年10月4日指定）などがある。中世に成立した集落で、近世から近代にかけて製塩業を生業とした人々が数多く暮らし、「塩づくり」を通じて育まれた歴史文化が残された地区である。



図3 曾根町周辺図

② 創立沿革

- ・入江家は、本家である「北の入江」から分家したと伝えられる。「北の入江」は、家系図によれば、浜田新田（姫路市網干区）を開発した、戦国時代の濱田清兵衛を始祖とし、代々製塩業を営んできたが、九郎兵衛の次男、清兵衛(?-1713)が分家し、「東の入江」が始まった。
- ・18世紀初めに本家から分家し、製塩業を営み、天明5年(1785)に、旧入江家住宅主屋が建てられた（棟札による）。曾根村は、18世紀半ばには、福本藩と一橋家の入組支配となっていて、入江家は一橋家の庄屋をつとめていた時期もある。
- ・曾根集落の南にある塩田地は、江戸時代前期から天保年間(1830-1844)までに開発され、字「入江浜」（現曾根小学校周辺）や字「入喜浜」の地名が残る地区は、入江家による塩田開発の記憶を残す土地である。
- ・入江家の当主、樵風入江清兵衛(1792-1848)は、当主として、塩業経営者としての顔を持つほかに、俳諧を好み文人墨客と交流するなど、文化人として活躍した人物であった。交流のあった文人による書画が数多く伝えられており、自ら俳句集を出版するほどであった。住宅は、文化サロンの場としての性格も有していた。
- ・建物の変遷は3期に分けることができる。第1期が天明5年(1785)築の主屋と18世紀後期築の蔵1～6、第2期が文政11年(1828)頃の新座敷と文政13年(1830)築の表門と天保2年(1831)以降築の表屋、第3期が元治元年(1864)築の蔵7（新蔵）と慶応3年(1867)築の稲荷社、である。各建物は建立以後に修理が加えられている。
- ・製塩法は、近世以来の入浜塩田から、昭和29年(1954)に流下式塩田に転換した。入江家は塩田経営を継続していたが、昭和46年(1971)に全国一斉に塩田が廃止され、廃田後は、既存資産を維持し、建物や敷地はもとのまま継承してきた。
- ・昭和62年(1987)にひょうご住宅百選に選定され、平成6年(1994)には高砂市指定文化財に指定された。
- ・平成13年(2001)5月22日に、故入江悦郎氏は高砂市へ住宅の土地・建物を寄附した。同年6月6日に移転登記が完了し、その後、高砂市は所有、管理している。
- ・平成14年(2002)4月9日に、旧入江家住宅として、兵庫県指定重要有形文化財（建造物）に指定された。

③ 各建物の形式と特徴（『平成13年度指定 兵庫県文化財調査報告書』兵庫県教育委員会、平成14年7月1日発行より）

旧入江家住宅は、旧曾根村内の主要道から外れた東北部に広い敷地を占める。

屋敷地は南北に奥行き深い矩形で、南側道路に面して西から土塀、表門、表屋が並び、表門正面に主屋が南面して建つ。主屋西北方に新座敷「酔古亭」がつながる。

新座敷北側は坪庭とし、板囲いを回している。屋敷地北面には西に新蔵、北側道路に沿って西から西北角の蔵、道具蔵、裏門、醤油蔵が建ち並び、さらに東面に米蔵が建つなど、南側・北側道路からの屋敷構えにも製塩業で栄えた往時の面影を留める。

主屋

主屋の建築年代は棟札の記載から天明5年(1785)であることが判明する。ツシ2階建、屋根は上屋、下屋庇とも本瓦葺きで町屋風である。土間上部に当初は越屋根をのせていた。東側は入母屋屋根、妻、破風とも漆喰仕上げ、西側は切妻屋根、落棟にして角座敷(平屋)を付け、裏の居室は寄棟屋根にしてつなぎ、土間の裏側は梁行き1間の下屋を葺き下ろしている。1階入り口は潜り付きの大戸、腰壁は簾子下見板張り。2階壁は大壁、軒裏と垂木を塗り込め、梁鼻を外観に見せている。

規模は間口8間、奥行5間で、土間に沿って南北に3室をとる二列六間取りの平面に、西南に角屋の6畳「本座敷」を付している。

土間は間口4間、奥行き5.5間と広大で、前後に中戸などの仕切を設けない。裏の竈屋位置にクド(三ツ口)が残るが、家相図(明治頃)には別に裏戸口西脇にもクド(五ツ口)があった。また主屋土間の大戸脇東側には6畳間が南に突出しているが、元治元年の家相図にはなく、明治期の増築である。

居室部は表側(南側)に8畳「上り口」、8畳「仏間」、6畳「本座敷」と続く。「上り口」南面は表門から直接の入り口として式台を備え、「仏間」「本座敷」の南面にはくれ縁を通す。

仏間中心型の間取りで、南面する仏壇は奥行きの浅い位牌棚とし、古風な形式である。角屋「本座敷」は6畳と狭いが、半間の出書院、板畳の「トコ」、三段の違い棚を備え、面皮柱の上部を小壁に塗り込めるなど数寄屋風の凝った意匠である。「本座敷」北側のぬれ縁は北折れし、「奥の間」西側、さらに落縁を伝って北側の新座敷棟につながる。

「仏間」の8畳「奥の間」は、「中の間」(8畳「茶の間」とも言う)との境に納戸構えを思わせる痕跡(敷居高6寸、内法高4尺6寸)があり、4畳「物置」との境も内法高5尺2寸と低く、「奥の間」は納戸として使われていたことをうかがわせる。「奥の間」北の3畳はツシ2階への階段の上り口となっている。土間沿いの「中の間」8畳とその北に「ダイドコロ」6畳板間がある。「ダイドコロ」につながる裏側の居室は、改造のため当初の形は明らかでない。

新座敷(「酔古亭」)

樵風入江清兵衛は主屋の西北に俳諧人との交流・接客のために新座敷を建築した。建築年代は、同所に掲額してある「酔古事記」に文政11年(1828)の記があり、19世紀初頭に建てられたことがわかる。

桁行4.5間、梁間2間の新座敷は「主座敷」9畳と「次の間」8畳を東西に並べ、次の間北に3畳を突出する。「主座敷」・「次の間」の南北にそれぞれ半間の内縁を付す。新座敷の南庭は主屋本座敷の北庭でもあるが、新座敷北庭は西に入り口を持つ板塀で囲われており、独自の坪庭を形成している。

「主座敷」は出床形式で床脇を畳とし、北縁に出書院をつける。出書院障子の組子には「麻の葉」文様、板欄間に「麒麟」文様、面皮柱、紅色の壁など数寄屋風意匠としてしている。「主屋」と「次の間」境の欄間は流水に亀の文様の板欄間である。「次の間」小壁には「酔古亭記」の扁額を掲げる。

表屋・表門

南面道路に接して建つ表屋は、家相図によると当初の長屋門に代わり江戸末期に建てられている。表門と共に元治元年(1864)以前に存在していた。桁行5間、梁間2間、本瓦葺き切妻屋根のツシ2階建である。1階平面は、西端1.5間は店庭で通り土間、東側は土間沿いの4畳の「店」と8畳の2室からなる。道路に面しては、店庭には格子戸が設けられ、4畳と8畳間の窓には出格子が取り付く。2階は漆喰塗り壁で、2箇所窓が開く。長屋門から表屋への転換は農家から町屋への移行でもあり、製塩業の隆盛によるものであろう。

道具蔵・米蔵・新蔵

主屋裏側の北面には一列に蔵が建ち並び、屋敷地の北方を閉ざしているが、道具蔵と東北隅の醤油蔵の間に、裏門(通常は閉ざす)を北側道路に開く。

道具蔵は18世紀後期の建築で桁行8間、梁行2間、南面半間土庇付き、土蔵造2階建、本屋根・下屋庇とも本瓦葺である。内部は桁行に4間ずつ2室に区切り、西を道具蔵、東を納屋としている。裏門を挟み、さらに東北隅に醤油蔵まで東西に棟を通して南に折れて西面する米蔵が建つ。

米蔵も18世紀後期の建築で土蔵造、2階建、桁行3間、梁間2間、土庇付き、本屋根・庇とも本瓦葺、切妻屋根である。

新蔵は、西端を南に折れて東面する元治元年(1864)新築の蔵で、元治元年以前の家相図(①)には存在しない。土蔵造、2階建、桁行2間、梁行3間、土庇付き、本屋根・庇とも本瓦葺き、切妻屋根である。

近世以降の曾根塩田における庄屋層大規模製塩業者の屋敷構成を伝えており、その主屋・座敷・表屋・土蔵群などの形態と共に、塩生産とそれに係わる人々の生活様式を知る上で極めて重要な遺構である。

④ 主な修理履歴

年月日	破損状況	修理概要
平成 7年(1995)10月～ 8年(1996)8月	阪神淡路大震災による被害 (平成7年1月) 蔵－屋根瓦・漆喰壁が破損 新座敷－屋内壁に亀裂 表門－外壁が破損	蔵－引き起こし、屋根瓦全面葺き替え、漆喰壁塗り替え 新座敷－屋内壁塗り替え 表門－外壁塗り替え
10年(1998)8月	台風被害 表門－東側袖壁上の忍び返し が落下 南土塀－内側壁仕上げが落下	
10月	台風被害 表門－扉が外れる	表門－基礎部で控柱と本柱に支え木 を入れる
13年(2001)2月	小動物の家屋侵入で機械警備の 誤発報が相次ぐ	主屋－南面とオク西面の床下の板を 取替え、南面欄間格子の障子 は張り替え 新座敷－南面欄間格子の張り替え

年月日	破損状況	修理概要
平成 13年(2001)10月～ 14年(2002)3月	—	表屋—畳を外して床板を貼る、北・東側の押入れをベニヤ板でふさぐ、柱に添え柱を補強、床の間を漆喰仕上げ 主屋—東面北より部分のトタン板を張り替え 牛小屋—南面の漆喰壁を落としベニヤ板を貼り白色ペンキを塗る
平成 14年(2002)11月～ 15年(2003)2月	—	表屋—2階虫籠窓のトタンを撤去し格子を修理、東面板壁の張り替えと破風板を上から貼る 主屋—西面・本座敷南面の床下に板を張る、玄関下屋垂木根元に横木を補強、西側妻壁の上にベニヤ板を張る、南東増築部東面の下屋修理、下男部屋南入口にベニヤ戸を設置、式台東側戸袋下部の支え木を修理、式台下屋天井を修理、土間竈の黒漆喰を外し下地塗り替え 新座敷—北側妻部破風板を張り替え、東側妻部の外壁に板張り替え
5月	—	主屋—西側妻壁上のベニヤ板に白色ペンキを塗る 牛小屋—北側に板塀を新設する
6月～ 16年(2004)3月	—	新座敷—襖8枚を修理
15年(2003)7月	—	下水道工事—裏庭から裏門へ下水道を接続する
10月～ 16年(2004)1月	—	主屋—屋根瓦南面の棟近くの瓦止め蔵5—西側柱に支え柱と筋交いで補強する 新座敷—庭の北・西面土塀と瓦の修理、南東屋根接続部の修理 塀—敷地西側土塀屋根の修理と外側にトタン張り、前栽東側土塀屋根の修理 牛小屋—支え柱・筋交いで補強、入口鍵の取り付け、主屋南東増築部土間に柵を設置、延べ石を敷き砂利を入れ整地する

年月日	破損状況	修理概要
平成 16年(2004)3月	—	蔵7(新蔵)ー外戸の車輪修理
6月	—	塀ー裏庭東側土塀屋根の修理 蔵2ー東側妻部けらばに漆喰を塗り 込める
12月～ 17年(2005)3月	台風被害(平成16年8～9月) 主屋ー東南隅棟冠瓦が落下 塀ー敷地西側土塀が傾く、表 門西側の土塀上忍び返し が落下 稲荷社ー屋根銅葺き外れる	主屋ー東南隅棟冠瓦を修理、下男部 屋西側敷居の補修と床板張り 塀ー敷地西側土塀の固定、表門西側 土塀上忍び返しの固定、敷地南 土塀外壁の板張り替え、敷地 南・東側土塀内側の漆喰壁塗り 替え 稲荷社ー覆い屋の建設
9～10月	—	牛小屋ー東外側板張り替え、板壁補 強と柱基礎の修理
18年(2006)9月	表屋ー南屋根瓦のずれと塗込め 漆喰が落下しかける	表屋ー屋根全面にネット張り工事
10月	美術資料盗難事件発生 (平成18年10月6日未明)	蔵4(道具蔵)ー板戸を新設 蔵7(新蔵)ー内戸の補強 裏門ー鍵の補強 塀ー大裏西側・裏庭東側の土塀に 有刺鉄線を設置
19年(2007)1月	—	蔵ー北側外板の張り替え 牛小屋ー東側外塀の補修
20～22年度	—	表屋保存修理工事
22年度	—	主屋大屋根補強工事
22年度	—	消防設備設置工事
23年度	—	主屋北側雨樋等の修繕
24年度	—	蔵屋根ネット・倒壊防止の修繕
25年度	—	主屋南側下屋・庭園塀の修繕。
26年度	—	蔵壁補修・雨樋の設置等
27年度	—	主屋北側下屋ネット等修繕
28年度	—	土蔵漆喰・床等の修繕
29年度	—	建具・屋根瓦等の修繕
30年度	—	主屋ネット・ブロック塀・土蔵壁等の 修繕

年月日	破損状況	修理概要
平成 31 年度	—	下屋ネット・主屋妻壁屋根等の修繕
令和 2 年度	—	主屋障子・新座敷濡れ縁・襖等の修繕
3 年度	—	主屋北側屋根雨漏り・新座敷襖等の修繕

⑤ 敷地の変遷と隣接敷地

文政 11 年(1828)の家相図①には、現在東側に突き出した敷地の北側に、主屋の建物が及んでいて、平成 13 年(2001)までは本瓦葺木造建物が残され、他家が居住していた。元治元年(1864)の家相図②には、他家敷地となっている。

文政 13 年(1830)築の表門と天保 2 年(1831)以降築の表屋がある場所は、家相図①には「表道」と書かれていることから道であって、道の北側に長屋門があった。

家相図②の元治元年(1864)までには現在と同じ敷地となり、主屋西側の土塀近くにあった「倉庫」が無くなった以外は、現在に至るまで建物の配置は変わりなく、ほとんど増築や減築はなされていない。つまり、158 年もの間、敷地内の建物配置に変化していないことになる。

敷地外としては、北側と南側に道路があり、西側は民家敷地に接し、東側は水路を挟んで北部は民家敷地に南部は道路に接している。

⑥ その他特記事項

入江家が所蔵する美術資料・民具・文書等は一部を除いて、寄託先の高砂市教育委員会が保管している。

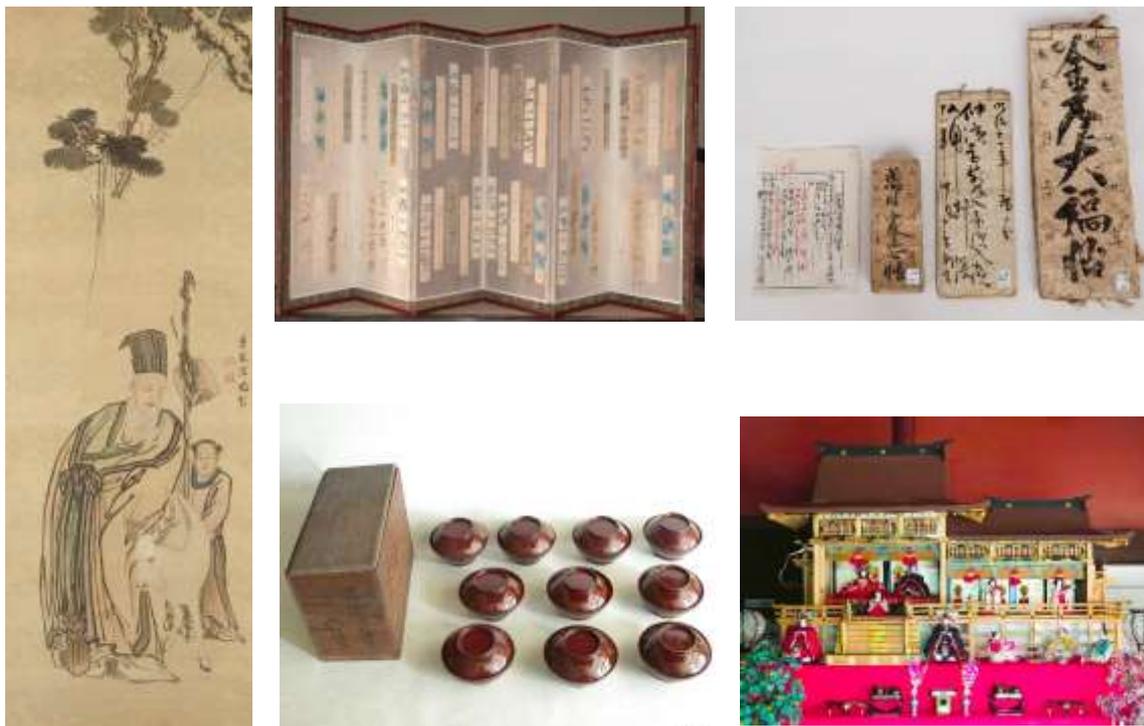


図 4 入江家所蔵資料（美術・古文書・民具等）

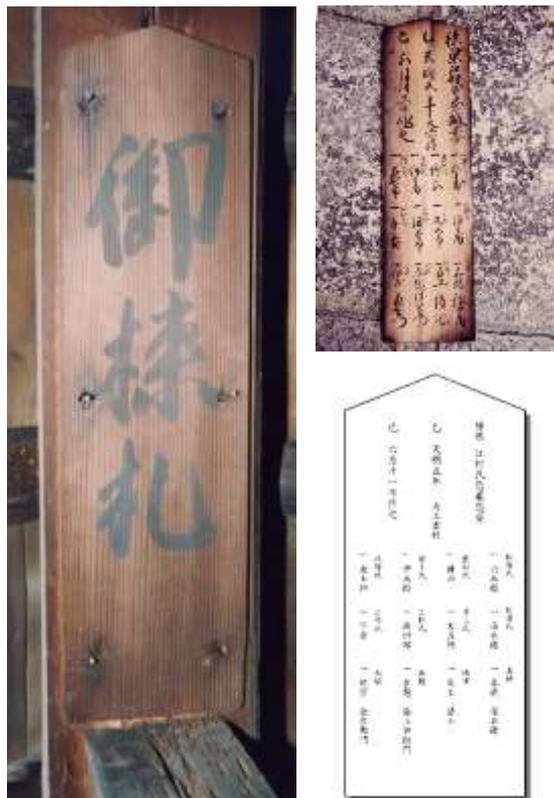


図5 主屋棟札（天明5年[1785]）



図6 家相図①
（江戸時代後期、文政11年[1828]以前）

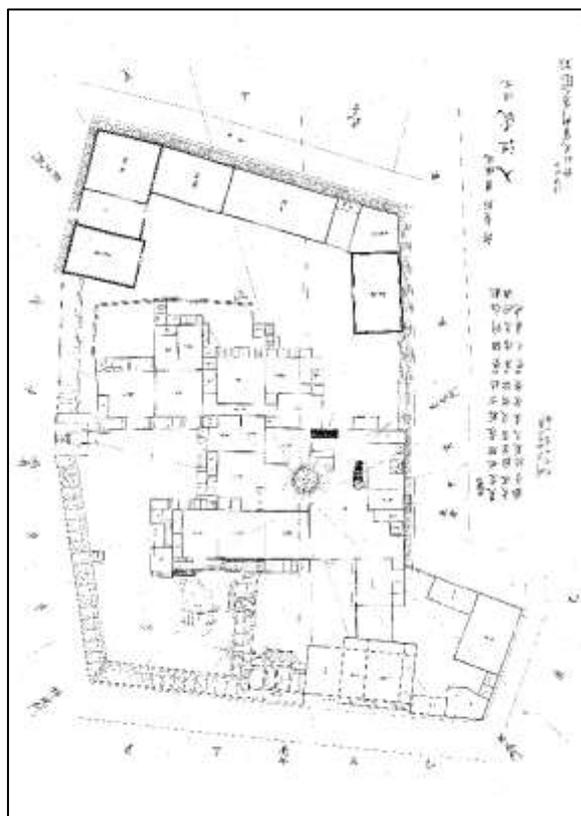


図7 家相図②（元治元年[1864]）



図8 家相図③（明治42年[1909]）

4 文化財の価値

(1) 文化財的価値

- ・旧入江家住宅は、近世以降の曾根塩田における庄屋層の大規模製塩業者の屋敷構成を伝えており、その主屋・座敷・表屋・土蔵群などの形態と共に、塩生産とそれに係わる人々の生活様式を知る上で極めて重要な遺構である。
- ・江戸時代の播磨における武家層ではない住宅であり、富裕な上層階級の住宅の特色をよく備えている。庭園に面した座敷が二間あり、落ち着いた建築空間が特徴的である。
- ・棟札、祈祷札、家相図が残ることにより、建物の変遷を詳細にすることができ、現物がよく残されており、ここまで詳細に判明する事例は少ない。

(2) 意匠的価値

- ・上段の間は無いが、表門から導線の先に主屋の式台があり、また、主屋仏間にある仏壇は一間幅の襖を閉めて隠すことができ、客人を本座敷へ通じさせる導線となっている。日常生活の空間ではあるが、庄屋層の家格としての機能もあわせもち、臨時的に賓客をもてなす接客空間としても利用可能な、意匠的な特徴がある。
- ・奥の間8畳は、茶の間との境に高敷居の痕跡があり、部屋の内側から鍵をかけることができる。表向きと内向きの場、主人の場とその他の場、を隔てる空間構成に特徴がある。
- ・数寄屋風の意匠を備えた新座敷では、入江家と交流のあった文人墨客の作品が飾られ、文化サロンとしての風情がたどよい、趣のある建築空間が形成されている。

(3) 民俗文化財的価値

- ・台所や水回りなどの設備が一部改修されているが大きな変更はなく、旧来の建物空間がそのまま残されているため、建築以来の入江家のくらしや生活を体感することが可能で、民俗的な価値が高い。
- ・室内に民具や調度品などが数多く残され、部屋ごとの利用や旧来の生活が明らかであるため、昔の暮らしを再現し歴史体感することが可能である。

(4) 景観的価値

- ・屋敷の周りは塀や建物で囲まれており、外からは中の様子をうかがい知ることはできない。また、周囲には大きな建物はなく道も狭いため、塀越しに見える建物や木立ちや独特の屋敷構えが、周囲とは異質な雰囲気として魅せている。
- ・外から一步敷地に入ると、景石と庭木のある前栽が広がり、落ち着いた雰囲気を醸し出し、外観との落差がある。庭は技巧をこらさずとも趣があり、当時の庄屋庭園としての景観的価値を有している。
- ・曾根地区は、中世を由縁とする狭い路地で形成された町割りに家屋が建てられ、神社仏閣なども点在し、人々が営んだ生業や生活を背景とした文化的景観が形成されている。

(5) 歴史文化的価値

- ・入江家に伝来する古文書は約 17,500 点あり、入江家や曾根地区の歴史を詳細に記録した資料群であり、建物と切り離せない歴史資料として価値が高い。
- ・約 180 点の書画や貼交襖などの美術資料が入江家に伝来しており、美術的価値だけでなく、入江家との交流のあった人物や文化の広がりなどを示す史料としての価値も高い。
- ・これらの歴史資料や美術資料と建物の文化財的価値を組み合わせることで、入江家のみならず曾根村の歴史や文化を具現化することができる。

5 文化財保護の経緯

(1) 兵庫県指定重要有形文化財指定までの経緯

- 昭和 44 年 1 月 入江静氏より兵庫県指定文化財指定申請書が提出されたが、指定に至らなかった。
- 昭和 62 年 10 月 ひょうご住宅百選に選ばれる。入江家は高砂市内で唯一選ばれた。
- 平成 6 年 3 月 入江悦郎氏からの申請により、入江家民家が高砂市指定文化財に指定される。民家建造物としては初めての指定。
- 平成 10～11 年 高砂市教育委員会が国立明石工業高等専門学校へ委託し、入江家民家を含む歴史的建造物調査を実施する。『高砂の民家』（平成 11 年 3 月刊行）。
- 平成 13 年 5 月 入江悦郎氏が高砂市へ土地・建物を寄附する。覚書により、入江家所有の古文書・美術・民俗資料を高砂市が寄託を受ける。
- 平成 13 年 6 月 高砂市への土地・建物の移転登記が完了する。
- 平成 13 年 6 月 兵庫県指定文化財指定申請書を提出する。
- 平成 14 年 4 月 兵庫県指定重要有形文化財（建造物）に指定される。
「塩田庄屋の大型民家で、屋敷構えも良く保っており、江戸時代後期の庄屋層の生活様式をよく示す貴重な遺構である。」



図9 ひょうご住宅百選認定盾

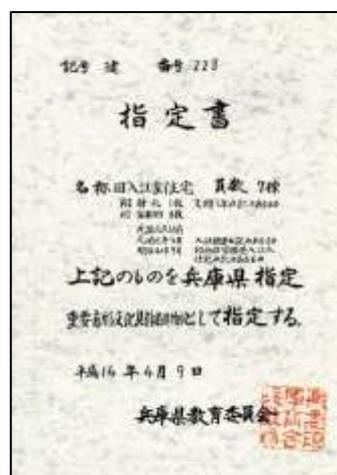


図10 兵庫県指定文化財指定書●

(2) 保存事業履歴

① 総合調査の実施

旧入江家住宅は、前項のとおり平成 10 年度の歴史的建造物調査で、初めて建造物調査が行われた。建物の実測調査や棟札・家相図などの建築史料を確認したほか、保存活用計画の方向性が示された。

一方、平成 5 年度から着手された高砂市史編さん事業で、住宅内に保管されていた古文書調査が行われていた。入江家の歴史を解明し、文化財的価値を評価していくため、建造物だけでなく、入江家が所有する古文書・美術資料・民具等をあわせて、膨大な過去の生活資料を総合的に調査することが必要であることから、高砂市教育委員会は、兵庫県指定文化財指定直後の平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 か年計画で、旧入江家住宅総合調査を実施した。

旧入江家住宅総合調査会が組織され、入江家の全面的な協力のもとで各分野の調査が実施され、調査の成果は『旧入江家住宅総合調査報告書』としてまとめられ、平成 19 年(2007) 3 月に刊行された。

② 建造物・破損状況の調査

平成 17 年(2005)に総合調査の一環で行われた建造物調査では、詳細な実測調査にもとづき、建物の変遷や庄屋建築としての特性が明らかになった。また、不同沈下や軸部の傾斜と破損箇所も詳細に確認され、今後の保存方針が示された。これにより総合調査会からは早急に抜本的な修理を行う必要性と、安全性を担保した上での利活用についての指摘があった。

③ 公有化後の修理工事

平成 7 年(1995) 1 月の阪神淡路大震災による被害に対する修理は、当時の所有者である入江家が高砂市指定文化財保存修理事業で実施したが、蔵のみの屋根瓦の葺き直し工事が主であった。その他は平成 13 年(2001)6 月の公有化後に、破損が著しい箇所が生じるたびに、各所で部分修理を行ってきた。

平成 18 年(2006)9 月には、表屋の屋根が公道上に落下する恐れがあり、ネット架構の工事を行ったが、根本的な修理に至らず老朽化が進んだため、平成 20 年度から 22 年度にかけて、表屋保存修理工事を、兵庫県指定文化財補助事業として実施した。破損の程度から、半解体工法を採用し、後世の修理による改変をできる限り当初に復原することを基本方針とした。その際、牛小屋は解体したまま部材を保存し、今後の全面改修の際に復旧を行う予定である。

主屋は屋根瓦の破損が著しく進み、雨漏り箇所が数多く確認されたため、表屋保存修理工事中の平成 22 年度に、主屋と新座敷の大屋根の瓦を残したまま、その上に鋼板製の仮屋根を設置した。また消防設備設置工事も合わせて実施した。

平成 23 年度に破損個所の再調査を実施し、応急措置のための経費を算出した。以降も、破損個所の小規模な修理を毎年度実施しているが、文化財の保存修理ではなく、破損の進行を止める応急措置にとどまっている。

④ 保存修理工事基本設計書

平成28年度に、旧入江家住宅を将来に向けて保存活用するため、必要な保存修理工事の計画をまとめ、今後の修理方針や予算概要を明らかにするべく基本設計を実施した。

現況調査として、対象建物の建物水平・傾斜調査、破損状況調査、建物耐震診断を行った。

次に、保存修理計画を作成し、現況調査の結果にもとづき、建物ごとに、修理方針（全解体修理、半解体修理、部分修理、現状維持）と工事の方針（工事の順序、必要な準備、部材保管場所の確保など）を定め、具体的な工事实施に必要な対策を検討した。また、概算工事費（概算工事費内訳書・内訳明細書）を作成し、工程表にまとめて作成した。

本計画内の修理に関する計画については、この基本設計がベースとなっている。

なお、基本設計は、東播磨県民局ふるさとづくり推進事業費補助金の交付を受けて実施したものである。

(3) 活用履歴

旧入江家住宅は通常は非公開である。

公有化された直後の平成13年(2001)5月、高砂市教育委員会が住宅の見学会を初めて開催した。地元の小学校による見学会や地域住民に対する案内も継続して行われた。平成20年度には、曾根天満宮文化資料館で入江家美術資料の展示とともに住宅の公開を実施し、表屋保存修理工事中の現場公開を実施した。工事完成後の平成22年度以降は、毎年度11月に高砂市教育委員主催で建物公開と史料展示を実施している。

平成28年度からは、地元住民で組織する曾根小町くらぶが、住宅を会場としたイベントを実施している。年間5回前後、茶会や落語会、朗読会、作品展示などを行っている。



小学校のふるさと学習



文化活動（茶会）



夜間公開（月見会）



展示会場（市民作品展）



イベント会場（コンサート）



市民団体による活動

図11 旧入江家住宅での活用風景

平成20年度以降の公開については、下記のとおりである。

年度	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
参加 人数	2,000	200	1,200	380	640	480	368	770	640	834	907	1,575	1,622	1,725
公開 日数	1	1	1	2	2	2	2	6	5	8	13	16	11	15

表1 旧入江家住宅での活用内容一覧

分類	活用内容	主催者
芸 術	楽器演奏会	住民団体
	コーラスコンサート	住民団体
	お茶会	住民団体
	落語会	住民団体
	フラダンス	住民団体
展 覧 会	地元住民作品展	住民団体
	現代作家の絵画展	住民団体
	入江家史料の展示	高砂市教育委員会
講 座	市民文化財講座	高砂市教育委員会
	古文書・古典文学朗読会	住民団体
	歴史講演会	住民団体
	川柳講座	住民団体
学校教育	移動歴史教室「むかしの暮らし」小学生	高砂市教育委員会
	社会科担当者会 小学校教諭	学校
	小学生のまち探検	学校
生涯学習	曾根のまち探友会の見学	住民団体
	高齢者大学の見学	高砂市教育委員会
まちあるき	親子ふれあい事業「曾根町ウォークラリー」	住民団体
	寺院公開とまち探訪	曾根町内寺院
物 販	地元商業者の食品・製品の販売	住民団体
	キッチンカー	住民団体
スポーツ	健康ウォーキング	住民団体
	地域ウォーキング	鉄道会社
文 化 財	修理工事現場公開	高砂市教育委員会
	美術資料取扱講座	高砂市教育委員会
	古文書の虫干し展	高砂市教育委員会
年中行事	七夕飾り	高砂市教育委員会
	お月見夜間公開	高砂市教育委員会
	ひな人形展	高砂市教育委員会
撮 影	新成人撮影会	高砂市教育委員会
福 祉	高齢者のまち散策	社会福祉協議会

6 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧入江家住宅は、現在の姿となった明治後期（明治42年家相図による）以降、内部の大幅な改変や機能付加のための増改築等を行われておらず、所有者であった入江家による継続した維持管理がなされていた。公有化後は、高砂市教育委員会が日常管理に加え、清掃、通風、除草及び庭園管理等の維持管理を実施している。しかし、最小限度の管理行為であり、原則、非公開施設でもあり、建物を維持する観点からは、十分に行き届いていないといえる。

これまでの主な修理の要因と内容としては、経年劣化に伴う屋根材の補強と長寿命化や、剥落した壁の補修、台風・強風等による建物破損の補修、虫害・不朽に対応した床組みの補強等である。

現状では、過去に修理された表屋には破損は見受けられないが、主屋・新座敷等では軸部の傾斜や腐朽や不同沈下に加え、屋根瓦の破損が著しく進行している。蔵は屋根瓦の葺き替えは行われているものの、各部材の腐朽や小屋組・軸部の不安定さが進み、一部の建物は倒壊の恐れがある。土堀や稲荷社などの附属建物も経年劣化による破損や不朽が進んでいる。平成29年(2017)の耐震診断の結果、耐震壁の設置を行う必要があり、適切な耐震工事の実施が望まれる。

これらの経年劣化による破損や腐朽に対して、早急に根本的な修理を行う必要がある。また、常時通風できていないなど、維持管理する上での課題もある。

(2) 管理の現状と課題

現在、原則非公開で無人であるため、自動火災報知設備と、消防署への自動通報装置を設置し、機械警備を行い、防火・防犯対策を行っている。しかし、消火のための設備としては消火器しか配備しておらず、火災が発生した場合、初期消火するためには不十分であるため、屋内消火栓や消火水槽など適切な消火設備の整備が必要である。

臨時公開時には、範囲を限定して公開しており、破損による危険箇所は非公開としているため、避難路を確保するための動線計画を作成することができない。全面公開する際には災害時の避難路を設定し、安全かつ円滑に来館者を避難できるようにする必要がある。

また、現状の建物には耐震性が不足しているため、建物の耐震機能や安全機能を高める措置が必要で、全面公開にあたっては来館者の安全安心の確保は必須条件となる。

屋内の水洗便所は、前所有者が日常生活で使用していたため、見学者の利用ができず、屋外に仮設便所を設置している。駐車場は管理者用に3台分を隣地に賃借している現状である。公開にあたっては、施設を管理し利用するためには、便益施設の新設や利用者用の駐車場の確保が不可欠である。

また、限られた職員で管理作業と臨時公開への対応を行っており、効率的かつ適切な維持管理作業が十分でないため、管理体制の見直しを図る必要がある。

(3) 活用の現状と課題

① これまでの活用状況と問題点

定期的な公開は、文化財保護強調週間である毎年11月第1土曜日・日曜日のみで、その他、不定期で、イベント開催や建物公開が行われている現状である。公有化後、全面的な改修工事が実施されていないため、安全性の担保がなされておらず、公開時の管理体制や便益機能等が欠如しているためである。

常時公開できない状況下で、整備後の活用策を模索するため、試験的にさまざまな活用策を実施してきた。歴史的空間ならではの価値を活かすことを前提として、講座の会場として、催し・展示会場として利活用されてきた。実際に試験的な活用を行うことによって、実施可能な活用策が明らかになる一方、設備面や空間利用などの課題を解決しないと実施できない活用策も確認することができている。

② 積極的な活用を促進するための条件

特定の、又は不特定多数の見学・利用者の収容を可能とするために、施設及び敷地内の動線を確立する必要がある。部屋を一定時間利用する場合、不特定の見学範囲を定めたりするなど、さまざまなパターンを想定して利用空間を分類し、動線を確保することも必要となる。

文化財建造物であるがゆえに利用の制約を設けることも必要で、建築基準法や消防法などの各法規にもとづく条件を整備しておくことも必要である。建物の耐震性能や安全性能を高める措置が必要であることはもちろん、利用者の安全安心の確保は必須条件となる。

住宅の周辺は狭小な道路ばかりで、アクセス道路の整備が必要である。来館者用の駐車場も市所有地が周辺にないため民有地を用地買収するなど、駐輪場も併設した駐車場用地の確保が必要となる。

また、情報発信の機能を高めるために、さらに、市の観光担当や機関等と連携を図ることが必要である。

③ 文化財建造物として、地域歴史文化遺産としての特徴を活かす

高砂市内では、唯一文化財指定された民家であり、屋敷構え全体の特徴は東播磨地域で際立つ存在ではあるが、その特徴や価値を十分に情報発信しきれていない。展示解説やガイドなど、人材も活用したガイダンス機能を高めることが必要である。

また、庭園は四季折々の風情を感じることでできる空間であるため、建築と一体的に公開することで、活用の幅を広げることができる。

入江家は、庄屋や村長をつとめた家柄であり、地場産業であった製塩業の経営者でもあった。歴代当主は文化に対する造詣が深く、類まれな存在である。曾村地区の歴史に欠かせない中心的な家筋であり、周辺地区の政治・経済・文化の拠点でもあった。今後、活用していくうえでも引き続き、高砂市西部のまちづくりや市民活動の拠点となる他の施設と連携し、市民の参加や協働によって、積極的な取り組みが可能となる歴史文化遺産であるといえる。

7 上位関連計画における計画の位置づけ

(1) 上位計画における関連施策

① 第5次高砂市総合計画（令和3年3月策定、期間：令和3～12年度）

基本目標3 楽しく、つながりあい、活躍するまち

政策3-4 豊かな生きがいとつながりを感じるまち【文化・スポーツ政策】

主要な取組 3414 文化財の保存と活用

住民（市民、団体、関係人口等）や事業者、関係機関が連携し、文化財の保存と活用を推進することで、地域の個性あふれる貴重な文化財を後世に継承します。

② 第3期高砂市教育振興基本計画（令和2年2月策定、期間：令和2～6年度）

重点テーマ3：豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

基本施策② 芸術・文化の振興と支援、文化財の保存・活用・継承

具体的施策と取組の方向性

（2）文化財保護の推進と活用

No.3205 文化財の保存及び活用

文化財や歴史文化資源の保存と活用を図るため、将来の担い手を育成し、地域社会全体で継承できるように、体験活動や講演会、国史跡の整備や文化財建造物の公開など、「歴史文化基本構想」に基づいて計画的に普及・啓発に努めます。

③ 高砂市歴史文化基本構想（平成23年3月策定）

歴史文化のテーマ：①竜山石の文化 ②白砂青松 ③塩づくり ④みなとのまち

【テーマ：高砂の環境に根ざした伝統技術・産業、歴史文化を学ぶ手がかり】

【関連文化財群：製塩従事者の集落や歴史資源、そして受け継がれる技術自体】

【着実に実行すべきこと】

○塩づくりに係る記録、集落や建造物のうち、重要なものは文化財として保存活用し、積極的な公開を図る。今後調査研究などで塩田に係る遺構や記録などの収集に努め、文化財の指定・登録や塩づくりに係る「ふるさと文化財」への登録を進め、市民の家々に眠るお宝の発掘を促す。

○製塩に関する、旧入江家住宅などの歴史的建造物の保存整備を推進し、塩田跡地も活用しながら、塩づくりや地域産業の情報発信の拠点とする。

【取り組み内容試案】

検討項目	比較的早く取り組む内容	将来取り組む内容	将来の目標として目指す内容	参加者
歴史的建造物の拠点活用	花井家住宅（高砂）の活用実践	旧入江家・花井家住宅のまちづくり拠点活用	その他歴史的建造物の活用展開	国・県・市・市民・市民団体・企業等
	旧入江家住宅（曾根）の活用検討	その他地区の象徴的な歴史的建造物の活用	歴史的建造物の修復整備	

④ 高砂市都市計画マスタープラン

（平成 23 年 4 月策定、期間：平成 23 年度からおおむね 20 年後）

都市づくりのテーマ：歴史・文化が息づく活力と潤いのある街づくり
～地域の魅力が光る人にやさしい都市づくり～

都市づくりの基本目標（5）：水・緑、歴史などの地域資源を活かした都市づくり（環境）
＜全体構想＞
4. 環境及び景観形成の方針 2) 景観保全及び景観形成の方針
◆歴史的景観の保全・活用
・市内には時光寺、曾根町や今市のまちなみ、竜山石切場など歴史的資源を多く有しており、それらが周辺の環境と一体となって良好な景観を形成しているため、これらの歴史的景観の保全に努めます。
＜地区別構想 5) 曾根地域のまちづくりの方針＞
（5）まちづくりのテーマ 歴史と自然を活かした快適かつ安全なまち
（6）地域のまちづくり方針 ④環境及び景観整備の方針
・みなとの発展に関連深い歴史的なまちなみを残す地区では、歴史的資源や景観等の維持・活用に配慮した良好かつ安全な住環境の形成を図ります。

⑤ 高砂文化振興基本方針（平成 30 年 3 月改定、期間：平成 25～令和 4 年度）

目指す姿：文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまち高砂

基本理念：2 高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用
基本施策 2 文化資源の発掘、保存、活用
【施策の方向 2】文化に関わる資源の普及
・竜山石などの文化資源や文化財を活用するとともに、普及、啓発に努めます。

(2) 上位計画における旧入江家住宅の位置づけ・役割

(1) ①～⑤の上位関連計画等における旧入江家住宅の位置づけ・役割を抽出すると以下のとおりである。

<上位関連計画の要点>

「第5次高砂市総合計画」

地域の個性の魅力を後世に継承し、魅力的なまちをつくり、地域が連携し、持続可能なまちづくりを推進する。

「第3期高砂市教育振興基本計画」

ふるさとを愛し、豊かな学びを提供し、未来につなぐ教育の推進を通して、地域社会全体で継承できるひとづくりを推進する。

「高砂市文化財保存活用地域計画」(策定予定)

文化財の保存活用の目指すべき姿と実現に向けた方針と具体的な措置を示す。

「高砂市歴史文化基本構想」

風土に育まれた歴史文化資源を継承し、重要なものは文化財として保存活用し、積極的な公開を図り、保存整備を推進し、情報発信の拠点とする。

「高砂市都市計画マスタープラン」

地域の歴史資源や歴史的景観を活かした都市づくりを行うため、維持・活用に配慮した良好かつ安全な住環境の形成と保全に努める。

「高砂文化振興基本方針」

文化を大切にし、ふるさとを愛する人づくりを進めるため、地域の特性あふれる文化に関わる資源の普及、啓発、活用に努める。

<旧入江家住宅の位置づけ・役割>

地域の歴史文化資源と連携し、高砂市全体の魅力をアップするために、まちづくりやひとづくりを通じて、地域の活性化を図る役割を担う。

ふるさとを愛するひとづくりを推進するため、歴史を学び、高砂市固有の魅力を再発見することを通じて、情報発信や地域の魅力と個性を活かす場としての拠点と位置づけられる。

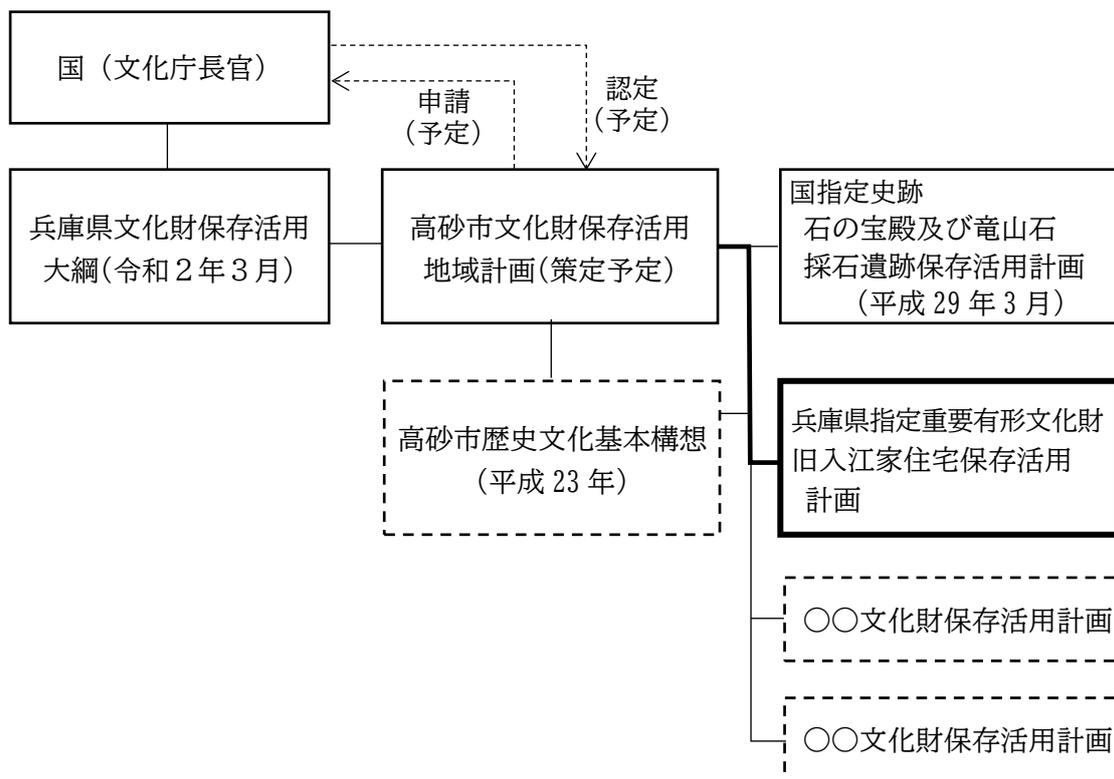


図 12 文化財保護体系における本計画の位置づけ

8 地域の歴史の変遷における計画地の位置づけ

(1) 地域の歴史

① 曾根の歴史

【中世まで】

曾根は地域を流れる天川の下流の東岸に位置し、海拔は2～3mの微高地上に形成された集落である。西には日笠山、北と東側は旧加古川河道と天川に形成された後背湿地、南は播磨灘に面している。

縄文海進期(縄文時代前期・約6000年前)には、現在のJR曾根駅付近まで海岸線が北上していたと考えられている。日笠山東麓には日笠山貝塚があり、海進後の天川東岸の自然堤防上には、縄文時代晩期から弥生時代の集落跡や奈良・平安時代の官衙跡でもある塩田遺跡がある。



図13 日笠山貝塚

奈良時代に編纂された「万葉集」巻七にうたわれている、「印南野は往すぎぬらし天伝ふ日笠之浦に波たてる見ゆ」の日笠之浦は曾根湾岸であると比定されており、曾根は古代から海上交通の要所であった。10世紀初めには、菅原道真が太宰府へ左遷される際、曾根に立ち寄り、「我に罪なくば栄えよ」と祈って日笠山に松を植えたという伝承がある。曾根天満宮の境内にある「霊松 曾根の松」である。

平安時代以降、曾根は伊保・阿弥陀、米田を含む伊保庄(いほのしょう)に属した。

また、室町時代には仏教文化が盛んに取り入れられ、現在残る7カ寺の多くは室町時代の創建としている。円通寺(曾根町 2304)には鎌倉時代末期に相当する五輪塔などの石塔類があり、日笠山東麓にある永正2年(1505)の銘がある黒岩十三仏など、この頃の石造物の遺構も多く残されている。集落内にも中世の石仏が散在する。

【近世以降】

曾根村は姫路藩が成立して以降、領主が幾度となく変遷しながら、二領主以上が入組する支配地であった。近世初頭においては曾根村の全地域が姫路藩領であったが、その後しばらくは姫路藩領と幕府領(寛永16年[1639]-)、鳥取藩預地(寛永16年[1639]-)に三分され、このうち姫路藩領も間もなく幕府領(正保3年[1646]-)となり、鳥取藩預地は福本藩池田家領(寛文2年[1662]-)に引き継がれた。幕府領はその後一時的に林田藩領(宝永3-5年[1706-8])ともなったが、その後はすべての幕府領が小田原藩領(宝永5-延享3[1708-46])を経て一橋家領となって幕末に至っている。

年貢・諸役の上納も各領主ごとに行なわれており、村の代表者である庄屋も、それぞれの領主ごとに複数選ばれていた。幕末の頃は福本藩池田家領は河野家が庄屋をつとめ、一橋家領は入江家が庄屋をつとめた。

【近代以降】

江戸時代の入組支配は、明治新政府になっても影響を受けた。福本藩が鳥取藩に合併されたことで、村内の福本藩領はいったんは鳥取県となったものの、明治4年(1871)の廃藩置県により、小さな県の統廃合がすすめられた。曾根村内の鳥取県管内もふくめ、やがて明治11

年(1878)7月の郡区町村編成法により曾根村すべてが兵庫県印南郡に属することになった。

明治22年(1889)4月に市町村制が公布され、曾根村は印南郡内の他の村と合併せず、単独で村制を施行し、大正2年(1913)4月には町制を施行し、曾根町となった。

太平洋戦争後の昭和29年(1954)7月1日、加古郡高砂町・荒井村・印南郡曾根町・伊保村の町村が合併して高砂市が誕生した。同31年(1956)9月には印南郡阿弥陀村と米田村の大部分が合併、翌32年(1957)3月には印南郡北浜村を合併し、今の高砂市となった。

② 曾根の産業

曾根の産業は中世以来、農業や漁業の営みを中心であったが、中世末から近世にかけて製塩業が成立し、物資の集散地、港町としても栄えるようになった。海産物や繊維・塩などを取り扱う問屋もあらわれ、行商人も多く居住するようになった。なかでも、曾根沖合に展開する製塩業が近世以降の曾根の産業基盤であった。近代に入っても製塩業は引き続き行なわれ、他の産業としてはマッチ工業やレンガ工場、織物工場が設立された。

また、資金が必要な者に融資する講組織が結成され、明治15年(1882)2月には曾根銀行のもとになる「二銭社」が設立された。これにより、資金の運用・蓄積がなされ、曾根の商業発展の推進力となった。

③ 曾根の製塩業

現高砂市域の入浜塩田の中で、最も早く文献に現れるのは荒井町にあった荒井浜である。慶長期(1596-1615)以前にすでに塩田が存在し、その塩田開発に長けたことから、荒井村の馬居七郎兵衛と大谷五郎右衛門が、慶長4年(1599)に、龍野藩主の移封先だった阿波国撫養(徳島県鳴門市)の開発を命ぜられたという。

同じ頃、曾根にも塩田が存在したようである。曾根村の字名にもなっている内陸部の「塩田」や「前浜」はその起源が中世まで遡り、「入江」「入喜」「宮の前」の各浜は慶長期頃の開拓だと推定されている。この頃の製塩法は自然の干潟を利用することによる古式入浜式であったが、石垣を積んで大規模な防潮堤を築き製塩する入浜式塩田が再開されるのは寛永年間(1624-1643)である。これ以降、沖の方へ開発がすすみ、効率的な生産ができるようになった。

瀬戸内沿岸の阿波・讃岐・伊予・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門は「十州」といわれる製塩の先進地域であった。特に播磨地方では隣接する大塩や姫路あたりは「上灘目」と呼ばれ、赤穂の塩田とともに瀬戸内東部における塩の一大産出地であった。また販売網を拡大し、作れば売れるという状態であった。

正保2年(1645)に赤穂藩が成立し、塩田開発が始まって以降、上灘目の人びとが赤穂へ移住し、製塩に従事した。現高砂市域では寛文9年(1669)までに82人が移住したが、荒井村25人のほか、曾根村からは6人が移住した記録が残されている。このように、今日、製塩業における地位を確立している赤穂において、その嚆矢は高砂にあると言える。

しかし、18世紀に入ると、現高砂市域の河口に近い塩田では川を流れてくる土砂が堆積し、荒浜となった。高砂では明和5年(1768)、荒井村では天明2年(1782)に塩浜が消失した。曾根・魚崎新・西浜の諸村では生産法の見直しによる経営効率化や新浜開発などの努力により、

製塩が存続できた。

また、19世紀初頭には塩の過剰生産により値段が下落したため、瀬戸内沿岸の同業者は生産調整を行なうべく、十州塩田同盟を結成した。曾根は姫路藩ではなかったのだが、塩浜会所が開設され、塩業に関する事務を取り扱っていた、という。塩浜会所とは浜人と呼ばれる塩田経営者側の人たちの集会所である。



図14 流下式塩田

この塩浜会所の機能は明治時代には曾根浜会社へと引き継がれたが、明治38年(1905)に塩専売法が成立され、曾根など印南郡の塩田は大塩出張所の管轄となった。

太平洋戦争後は、塩の生産・流通は大きく変わった。昭和32年(1957)、労力が10分の1で済み、かつ生産量が2～3倍になる流下式製法に変わった。また、天候に左右されないイオン交換膜法の導入で工業的生産に転換した結果、昭和46年(1971)、全国一斉に曾根の塩田も廃止されることになった。

④曾根の民俗

毎年10月13～14日に執り行われる曾根天満宮の秋まつりでは、連中(れんじゅう)とよばれる若者組織が屋台を曳く。彼らは5～10人くらいでグループを組み、面倒をみしてくれる親分を見つけてくる。この連中は普段から兄弟同様の付き合いをしており、この関係は一生続く。

また、祭りで屋台を取り仕切る清書元(せじょもと)は、祭りの時だけに限らず、その共同体における責任も担う。

(2) 入江家の歴史

【北の入江と東の入江】

入江家は江戸時代から昭和46年(1971)まで製塩業を営み、また一橋家領の庄屋でもあった。北之町にあった入江家本家「北の入江」から分家し、東之町に所在していたことから「東の入江」と呼ばれていた。言い伝えによると、本家は戦国時代の濱田清兵衛(1566-1659)を始祖とし、その子九郎兵衛(1600-1688)から入江姓が用いられた。濱田清兵衛は浜田新田(姫路市網干区)を開発したという。濱田清兵衛が曾根に来た頃は、曾根村の全域がまだ姫路藩領だった頃かもしれず、浜田新田を開発した経験を買われ、小規模であった曾根浜を開発するために曾根へやってきたのだろうか。濱田清兵衛の子の入江九郎兵衛もまた、塩田開発をすすめていたものと思われる。

九郎兵衛の嫡子が喜左衛門(1624-1719)である。喜左衛門から曾根村の庄屋役をつとめた。曾根村の庄屋をつとめたのは主に「北の入江」であるが、「東の入江」が任じられていたときもあったという。慶長期(1596-1619)に開拓されたと推定されている「入江」「入喜」「宮の前」の各浜は、浜の名前からこの喜左衛門が再開発をしたと考えられる。

その末子の清兵衛(?-1713)が分家し、「東の入江」となった。「東の入江」の家系図は残されておらず、以降の当主の変遷は明らかではないが、旧入江家住宅の主屋の棟札は天明5年

(1785)であるので、初代より三代か四代あとの世代に、建築されたことが推測される。

【中興の祖、入江樵風】

特筆すべきは、樵風入江清兵衛(1792-1848)である。入江家が所有する民具・漆器・古文書の資料の中でもっとも古いものが1770~80年代に集中しているが(『旧入江家住宅総合調査報告書』)、この樵風の生きた時代も含めた江戸時代後期の1770年以降が「東の入江」が発展する時期であった。棟札が残っている主屋は天明5年(1785)の建設であるから、この時期に本格的に家が成立し、家業を発展させていたことがわかる。入江家の繁栄と曾根村の政治・経済の安定・発展は、わかち難いもので、曾根の歴史と入江家の関係性は密接なものと考えてよい。

樵風は家業の製塩業のかたわら、幼年時から俳句をたしなみ、俳諧人との交友関係も広がった。新座敷は樵風存命時に建築されたもの(文政11年[1828]頃)で、「酔古亭」とも称し、ここに文人墨客が多く訪れた。漢学者仁科白石(寛政3年-弘化2年[1791-1845])らの著書もこの酔古亭から出版されている。樵風自らも文政2年(1812)に『播磨塩』、天保11年(1840)『鶏口集』などを出版した。

樵風には子がいなかった。樵風の弟である良房が文政12年(1829)に妻に先立たれ、良房もその4年後の天保4年(1833)に亡くなった。樵風は、良房の子(女兒2名)を引き取った。このときのことを『鶏口集』の「偶作」に「弟良房夫婦とも黄泉におもむく。嬰兒ふたりかたみぞなりぬ。姉は三つ、妹は襁褓にあり。我婦子なし。あけて子となしぬ。」と書いている。

【近代の入江家】

その後、良房の長女のはく(天保元年-明治36年[1830-1903])は同じ曾根村の菅原佐一右衛門家から婿を迎え入れた。その子である亀太郎(嘉永元年-明治35年[1848-1902])は幕末の文久3年(1863)に家名を相続し、塩田経営や鉱山開発、曾根銀行のもととなる二銭社を興した。明治以降の新しい自治制度のもと、明治22年(1889)の市町村制が公布されたときには、どこの地域とも合併しなかった曾根村の初代村長となった。その後は郵便局長や印南郡の郡会議員など地元の長をつとめた。

一見、順調満帆に見える入江家であるが、明治35年(1902)に亀太郎が54歳で死去して以降、次々と不幸に見舞われる。翌36年(1903)には江戸時代後期より入江家を背負った亀太郎の母・はくが74歳で亡くなり、明治37年(1904)には亀太郎の後継者であった長男の重隆を30歳の若さで失った。残されたのは、重隆の妻・愛とその子たちである静とせつであった。静は明治34年(1901)生まれ、せつは明治36年(1903)生まれで、樵風がかつて『鶏口集』の「偶作」に書いたような「姉は三つ、妹は襁褓にあり」の状況がそこにあった。重隆の死後、静が家督を相続し、入江家の家業を引き継ぐことになった。ただ、幼い静が家業を営めるはずもなく、重隆の弟である入江三郎(明治17年[1884]生)が静の後見人となった。

大正9年(1920)、静は加東郡東条村の土肥又次四男の寛一(明治26年-昭和20年[1893-1945])と結婚した。寛一の家業が入江家に関連するものなのか明らかではないが、寛一と静の一家は、一時期曾根村を離れている。長女の恵美(大正9年-平成12年[1920-2000])と甫(大正11-12年[1922-23])は山口県下関市で出生し、二男の悦郎(大正13年-平成18年[1924-2006])は岡山県で、末の順子(昭和6年[1931]生)は西宮市で出生している。

この間、入江家の家業は誰が采配していたのか不詳だが、昭和16年(1941)12月に太平洋戦争が勃発し、曾根へ戻ってきたのであろう。寛一は昭和20年(1945)11月に曾根で亡くなっている。

【今にいたる入江家】

寛一の死後、長男の甫は夭折していたため、二男の悦郎が家督を相続した。悦郎は医学の道にすすみ、大学入学と同時に曾根を離れた。曾根に常住することはなかったものの、年末年始など折りにつけ曾根に帰省し、入江家当主としてつとめた。その間、静が入江家住宅を守りつづけた。

入江家に伝わる明治42年(1909)の家相図は、現在の旧入江家住宅と同じ平面図であり、現在にいたるまで大きな増改築が行なわれていないことが報告されている(『旧入江家住宅-総合調査報告書-』)。幼い静を家主としたときのままの状態が現在も保たれているが、静は建物や什器の維持保存に関して強い意志を貫き、手を入れずそのまま現在まで残そうとしてきた。生活様式の変更にとまなう最小限の改修は行なわれているが、現状の変更を極力控えていた。

静亡きあとは、長女の恵美と長男の悦郎が遺志を継ぎ、住宅を維持・管理していた。恵美は平成9年(1997)まで住まいした。平成18年に逝去した悦郎は、神戸市で医業を営みながら、先祖が継承してきた財産を維持し、悦郎の子息も曾根地区の住民活動を支援し続けている。

【入江家年表】

和暦	西暦	できごと
慶長 4	1599	荒井浜人、阿波撫養塩田を開発する
慶長 5	1600	曾根村、姫路藩(池田領)となる
元和 3	1617	曾根村、姫路藩(本多領)となる
寛永 16	1639	曾根村、姫路藩(奥平松平領)となる
寛永 17	1640	曾根村の一部が鳥取藩領(池田領)となる
正保元	1644	荒井塩、江戸市場へ流通する
正保 2	1645	曾根村の一部が幕府領となる
万治 2	1659	入江家の始祖濱田清兵衛没
寛文 2	1662	曾根村の一部が福本藩領となる
宝永 3	1706	曾根村の一部が林田藩建部領となる
宝永 5	1708	曾根村の一部が小田原藩大久保領となる
延享 4	1747	曾根村の一部が一橋徳川家領となる
宝暦 2	1752	大岡春卜が貼交襖を描く
宝暦 12	1762	呉浚明が巻物を描く
明和 6	1769	入江家文書最古の「売渡申田地證文之事」が作成される
安永 8	1779	清兵衛、箱万石通しを入手する
天明 5	1785	主屋が建設される【旧入江家住宅の建設開始】
天明 7	1787	清兵衛重房、水鯉吸物椀十人前を入手する 入江清三郎像が描かれる
寛政 4	1792	樵風誕生
文化 9	1812	森周峯・森徹山が松に亀図襖絵を描く
文政 3	1820	樵風『はりましほ』を刊行する
文政 8	1825	大塩に塩会所が設けられる

和暦	西暦	できごと
文政 9	1826	清兵衛、苗字御免（入江家文書 246）
文政 11	1828	家相図 1 新座敷「酔古亭」が建設される 仁科白谷が酔古亭額を書く
天保元	1830	表門が建設される
天保 11	1840	樵風が『鶏口集』を刊行する
嘉永元	1848	樵風没、亀太郎誕生
嘉永 6	1853	清兵衛、十州休浜同盟書類に署名
元治元	1864	家相図 2 新蔵が建設される
慶応 3	1867	稲荷社が造営される
明治元	1868	廃藩置県
明治 5	1872	飾磨県設置
明治 7	1874	重隆誕生
明治 9	1876	兵庫県設置
明治 14	1881	小山雲泉が楼閣山水図を描く
明治 22	1889	亀太郎、曾根村初代村長となる
明治 24	1891	亀太郎、曾根郵便局長となる
明治 29	1896	亀太郎、印南郡会議員となる
明治 34	1901	静氏誕生
明治 35	1902	亀太郎没
明治 37	1904	重隆氏没
明治 38	1905	塩専売法成立し、曾根浜会所が設立された
明治 42	1909	家相図 3 【現在の平面プランに整備されたか】
大正 13	1924	悦郎氏誕生
昭和 32	1957	正一郎氏誕生
昭和 41	1966	兵庫県が民家緊急調査
昭和 46	1971	塩田が廃止される
昭和 63	1988	「ひょうご住宅百選」で高砂市内で唯一選ばれる
平成 3	1991	静氏没
平成 6	1994	「入江家民家」として高砂市指定文化財に指定される
平成 7	1995	阪神・淡路大震災で被災し修理工事（～8年3月）
平成 9	1997	市史編さん事業による古文書調査を開始する
平成 11	1999	歴史的建造物調査で国立明石高専建築学科が調査『高砂の民家』
平成 13	2001	悦郎氏が高砂市に入江家住宅の土地・建物を寄贈
平成 14	2002	「旧入江家住宅」として兵庫県指定重要有形文化財に指定される 旧入江家住宅総合調査を5年計画で実施
平成 18	2006	悦郎氏没
平成 19	2007	『旧入江家住宅総合調査報告書』刊行
平成 20	2008	初めて一般公開。表屋保存修理工事（～平成23年、県補助事業）
平成 22	2010	大屋根補強工事・消防設備設置工事（県補助事業）
平成 23	2011	毎年11月の定期公開を開始
平成 28	2016	修理工事基本設計（東播磨県民局補助事業）
令和 4	2022	県指定から20年経過する

9 文化財の保存活用における計画地のとらえ方

(1) 旧入江家住宅の役割と特徴

① 旧入江家住宅の役割

上位関連計画のまちづくりにおける旧入江家住宅の役割は、下記のとおり整理されている。

- 他の歴史文化資源と連携し、高砂市全体の魅力アップ、地域の活性化を図る。
- ふるさとの歴史を学び、固有の魅力を再発見し、地域づくりを進める。

② 旧入江家住宅の特徴

- ・敷地の南側が主要な出入り口となり、家格を物語る表屋と表門を抜けると、入江家が代々暮らした住居空間としての主屋・新座敷がある。吹き抜けの広い主屋土間を通れば、裏手に諸品を収納した蔵が敷地北側を取り囲む。屋敷内には、三か所の井戸や稲荷社、牛小屋があり、落ち着いた生活空間が広がる。
- ・旧入江家住宅は、近代以降大幅な改造が行われておらず、江戸時代の建築当初の状態が維持されており、表屋から主屋・新座敷、蔵へ続く建物群と建築空間は、庄屋層大規模製塩業者の屋敷構成を伝えており、住宅で暮らした人々の住まいをよく残している。

③ 旧入江家住宅の環境

- ・屋敷周りは道路と民地で囲われ、南側からみると、高塀越しに主屋の大屋根が見え、ランドマークとなっている。敷地の北側は石垣の上に屋根の高い土蔵が連立し、風格をそなえた姿が、狭あいな道路に沿って続く。
- ・表屋を抜けると玄関の庭に出て、大ぶりの主屋の姿が現れ、主屋の南には高塀に囲まれた築山式枯山水庭園が広がり、住宅周囲の手狭な宅地の景観からかけ離れた、落ち着いた空間が敷地に広がる。庭園を北に抜けると平屋建ての新座敷があり、折り返し周遊すれば趣のある庭園空間となっている。

④ 旧入江家住宅の歴史的特徴

- ・江戸時代前期に分家し居を構えた入江家は、製塩業を営み、後期には一橋家領曾根村の庄屋をつとめた。東の入江家の中興の祖、樵風入江清兵衛は、自ら俳諧をたしなみ文人墨客を招くなどして、住宅は文化サロンの場ともなった。近代には、樵風の孫である亀太郎が曾根村の初代村長や初代郵便局長をつとめるなど、入江家は地域社会の中心の一つとして存在してきた。
- ・曾根は、江戸時代から入浜塩田に従事していた製塩業者が多く居住する集落で、製塩は昭和46年(1971)に廃業されるまで、歴史的な地場産業として、地域経済を支えつづけた。
- ・入江家や旧入江家住宅の存在は、曾根地域の政治・経済・文化の象徴であり、その拠点としてありつづけ、現代にまで引き継がれている。
- ・入江家に伝来してきた、民具や美術資料、古文書は、江戸時代から近代までの政治や生業、くらしや文化を伝える貴重な史料群で、文化財建造物とあいまって、重層的で具体的に歴史文化をよみがえらせることができる。

⑤ 地域の歴史文化資源

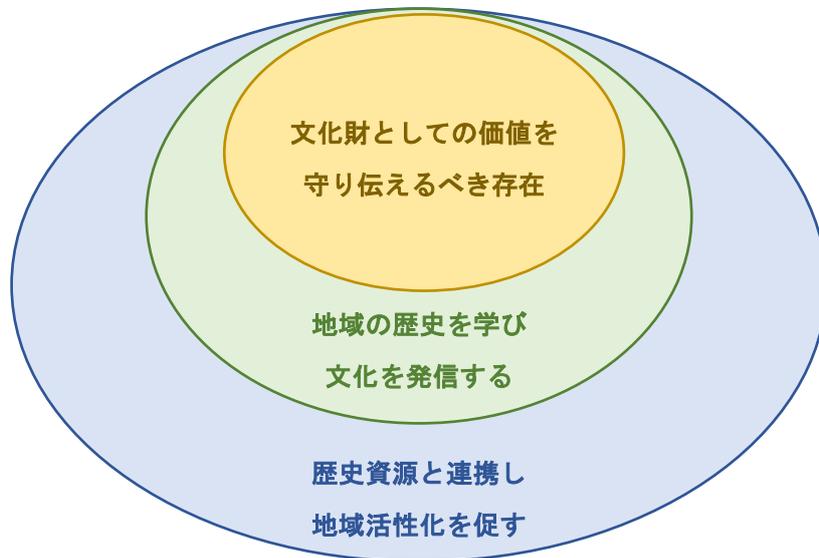
- ・旧入江家住宅をとりまく、地域の歴史文化資源として、神社仏閣などの伝統的建築や狭い路地に林立する町屋建築などで構成する集落景観があげられる。曾根は、天川下流域

に中世以来形成されてきた集落域で、そのなかで、年中行事や祭礼、信仰が人々によって伝承されてきた。

- 自然環境としては、のじぎくが自生する標高 62mの日笠山の尾根の東に天川が南流し、集落の周りには田畑の広がる低地となり、塩田跡地がある海岸線が遠く南側にある。
- 地形に裏打ちされた風土に、伝統文化が地域のなかで生まれ、歴史文化に関連した固有の資源が数多くあるため、関連性を明らかにし、連携を図り、旧入江家住宅の役割と位置づけがより明確になるよう取り組んでいく。
- 旧入江家住宅の保存活用は、ひとり曾根地域のみならず、高砂市域ぜんたいで共有すべき地域の歴史文化資源も有している。それらと共に絶えず連携し、歴史文化や観光、まちづくりに関わる情報発信の拠点として確立させ、あらゆる方面での文化財の活用を展開することができる。

(2) 旧入江家住宅のとらえ方

(1) をふまえて、旧入江家住宅のとらえ方は、以下の3つの位置づけがあり、それぞれの展開の範囲は下記のとおりである。



○住民共有の財産、お宝である文化財としての、旧入江家住宅の価値を損なうことなく、確実に後世に伝える

○旧入江家住宅を拠点として、地域の歴史を学び、固有の魅力を再発見し、新たな文化を育む。

○旧入江家住宅が周辺地域や市内外の歴史文化資源との連携を深めることで、高砂市の魅力の向上や地域の活性化を図る。

10 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域は、兵庫県指定重要有形文化財に指定された旧入江家住宅の存する敷地(1,436.41㎡)とする。

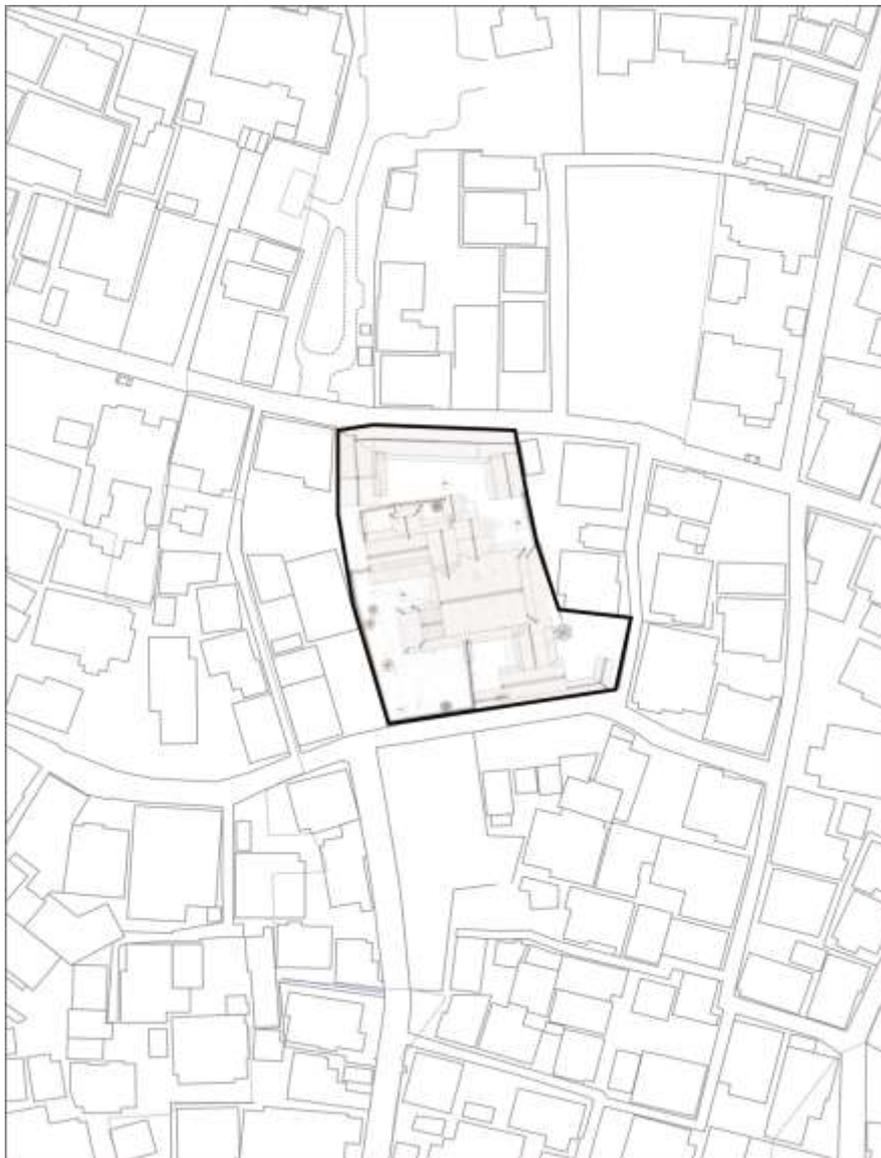


図 15 計画区域図

(2) 計画の目的

本計画は、兵庫県指定重要有形文化財に指定された建造物はもちろん、敷地内の庭園や土塀等も含めた景観も適切に保存し、良好な状態で確実に後世へ継承することを第一の目的とする。さらに、周辺の歴史文化資源と連携し保存・活用することで、地域の歴史を学び、文化を創造する拠点を目指す。

(3) 基本方針

兵庫県指定有形文化財を堅実に保存することで、文化財としての価値を損なうことなく確

実に後世に伝えるとともに、庭園や屋敷周り及び外周部の旧入江家住宅の屋敷構えを保全することで、旧入江家住宅の価値を維持し向上させる。

そのために、段階的に事業を推進し、第一段階は、建物を維持するために必要で緊急を要する保存修理工事を実施したのちに公開活用に着手し、次の段階で可能な限り早急に着手し、全面的な保存修理工事を実施することとする。

◇令和4～8年度 I期…主屋・新座敷大屋根の補修、蔵の補強、公開に必要な環境整備

◇令和9年度 一般公開開始

◇以後できるだけ早急に II期…全面改修工事

(4) 計画の構成と概要

本計画は、以下の4つの個別計画により構成される。

① 保存管理計画

保存管理の現状を踏まえ、部分・部位の保存の方針を定めている。あわせて、管理計画として管理体制と管理方法を整理した。また、当面必要な維持修理の措置と今後の保存修理計画を整理した。

② 環境保全計画

環境保全の現状を踏まえ、環境保全の基本方針を定め、区域区分と各区域の保全方針を整理した。庭園等構成要素の区分と保護の方針を整理し、防災上の課題を抽出し、当面の改善措置と今後の対処方針を整理した。また、環境保全施設の整備計画についても整理した。

③ 防災計画

防火・防犯の課題に対する対策と、耐震・耐風に対する対処措置を整理した。

④ 活用計画

公開活用の基本方針を定め、公開計画を整理した。活用については活用の方向性を示し、建築計画、庭園及び周辺整備計画と管理・運営計画を含めた活用基本計画を整理した。

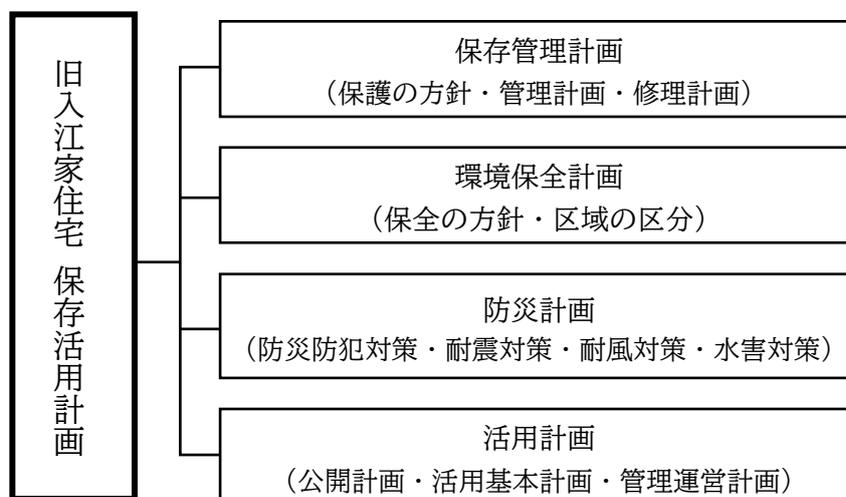


図16 保存活用計画の構成図

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 各建物の年代、構造形式と規模

① 年代

【A】主屋 主要部	天明5年(1785、棟札)
南東増築部	19世紀後期(元治元年[1864]～明治42年[1909]の間)
【B】新座敷(酔古亭)	19世紀初頭(文政11年[1828]頃、額「酔古亭記」)
【C】表屋	天保2年以降(1831)
【D】表門	文政13年(1830、祈禱札)
【E】蔵1(米蔵)	18世紀後期
【F】蔵2(醤油蔵)、裏門、蔵3(農具蔵)、蔵4(道具蔵)、蔵5、蔵6	18世紀後期
【G】蔵7(新蔵)	元治元年(1864、祈禱札)
【H】稻荷社	慶応3年(1867)
【附】棟札	元治元年(1864)総高478×幅123×厚さ7mm、檜製、台鉋、板目
家相図	3枚 [1]文政11年(1828)年以前 縦818×横948mm [2]元治元年(1864)4月 縦912×横718mm [3]明治42年(1909)7月 縦1233×横959mm

② 構造形式と規模

【A】主屋 桁行10.0m、梁間12.9m^{注)}、つし二階建、東妻入母屋造、西妻切妻造、本瓦葺、土間上部腰屋根跡、東・南・西下屋庇本瓦葺、西面角屋座敷、入母屋造、本瓦葺、南東増築部、切妻造、本瓦葺

^{注)} 主体部の寸法で、南東増築部、北接続部、客用風呂は含まない。

1階床面積 311.66㎡
(内西面湯殿12.16㎡、南東増築部25.65㎡)

2階床面積 47.59㎡

【B】新座敷(酔古亭) 桁行8.8m、梁間6.0m^{注)}、切妻造、本瓦葺、南・北面下屋庇本瓦葺

^{注)} 主体部の寸法で、北付属屋は含まない。

1階床面積 76.29㎡

【C】表屋 桁行9.0m、梁間5.4m、つし二階建、切妻造、本瓦葺、南・北面下屋庇本瓦葺、東面牛小屋(解体保存中)、切妻造、本瓦葺

1階床面積 44.32㎡(牛小屋含まず)

2階床面積 35.47㎡

牛小屋面積 16.59㎡

【D】表門 一間薬医門、桁行2.3m、梁間1.1m、切妻造、本瓦葺

軒面積 10.49㎡

【E】蔵1(米蔵) 土蔵造、桁行5.8m、梁間3.9m、二階建、切妻造、本瓦葺、西面

土庇本瓦葺

1階床面積 22.56 m²2階床面積 22.56 m²**【F】 蔵2、裏門、蔵3（農具蔵）、蔵4（道具蔵）、蔵5、蔵6**

土蔵造 桁行 26.5m、梁間 3.9m、二階建、蔵2東面切妻造、蔵5北面入母屋造、本瓦葺、南面土庇本瓦葺

1階床面積 129.54 m²2階床面積 129.54 m²**【G】 蔵7（新蔵）**

土蔵造、桁行 4.3m、梁間 5.9m、二階建、切妻造、本瓦葺、東面土庇本瓦葺

1階床面積 24.08 m²2階床面積 24.08 m²**【その他建造物】****稲荷社**

一間社流造、銅板葺、正面 0.6m、側面 0.942m

床面積 0.57 m²**庭門**

南庭 木造、桁行 1.21m、梁間 1.04m、高さ 2.18m、棧瓦葺

稲荷社北 木造、桁行 1.01m、梁間 1.01m、高さ 1.95m、棧瓦葺

新座敷北 木造、桁行 0.98m、梁間 1.09m、高さ 2.29m、棧瓦葺

木塀

南側 木造、高さ 2.90m、延長 13.7m、棧瓦葺

西側 木造、高さ 2.90m、延長 24.0m、棧瓦葺

東側 木造、高さ 2.40m、延長 8.15m、棧瓦葺

(2) 破損の状況

① 建物沈下状況（平成 29 年 1 月基本計画調査時点）

- ・建物の沈下は、敷居天レベルを基準とし、土間は礎石天レベルで測定した。ただし土蔵は土間に不陸が大きく、床も破損が激しいため、二階床梁天端レベルで測定した。主屋はゲンカン南東角敷居天を基準高±0、蔵は各建物で基準高を設定した。
- ・平成 18 年 12 月（総合調査）実施時と比べ、8 年間で主屋の沈下傾向に大きな変化はなかった。
- ・表屋は保存修理工事を行い、沈下は改善された。
- ・蔵は、民具などの障害で、2 つの実測値に若干の誤差が生じたが、沈下傾向に大きな変化はなかった。
- ・蔵 6 は平成 24 年度の応急補強時に各柱に水準テープを付していたが、4 年が経過し本調査で追跡調査を実施したところ、東から南西角に向けて 6 mm の沈下が認められ、現在も沈下が進行中であることが確認された。

【A】【B】 主屋、北接続部、新座敷

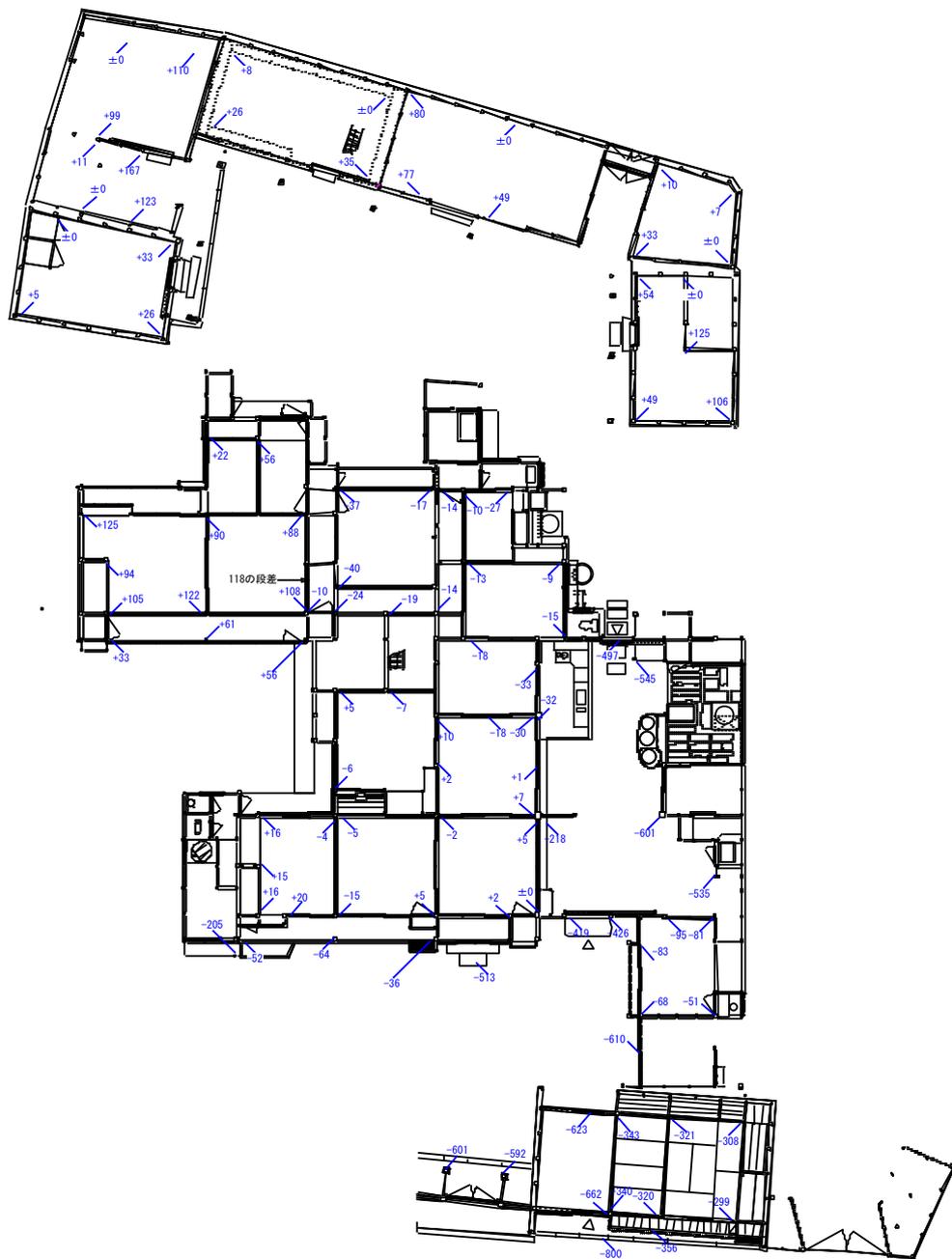
- ・ホンザシキ付近が高く、東に向かって沈下する傾向が見られる。台所と北六畳境付近、主屋北接続部の八畳西側で局地的な沈下が見られ、本来同レベルの本座敷の床高からそれぞれ 50mm、60mm 下がる。シンザシキでは北西角と北東角で 36mm のレベル差が見られる。

【D】 表門

- ・柱脚では 10mm の差があるが、梁での実測はほぼ水平で、沈下は見られない。

【E】【F】【G】 蔵 1～7

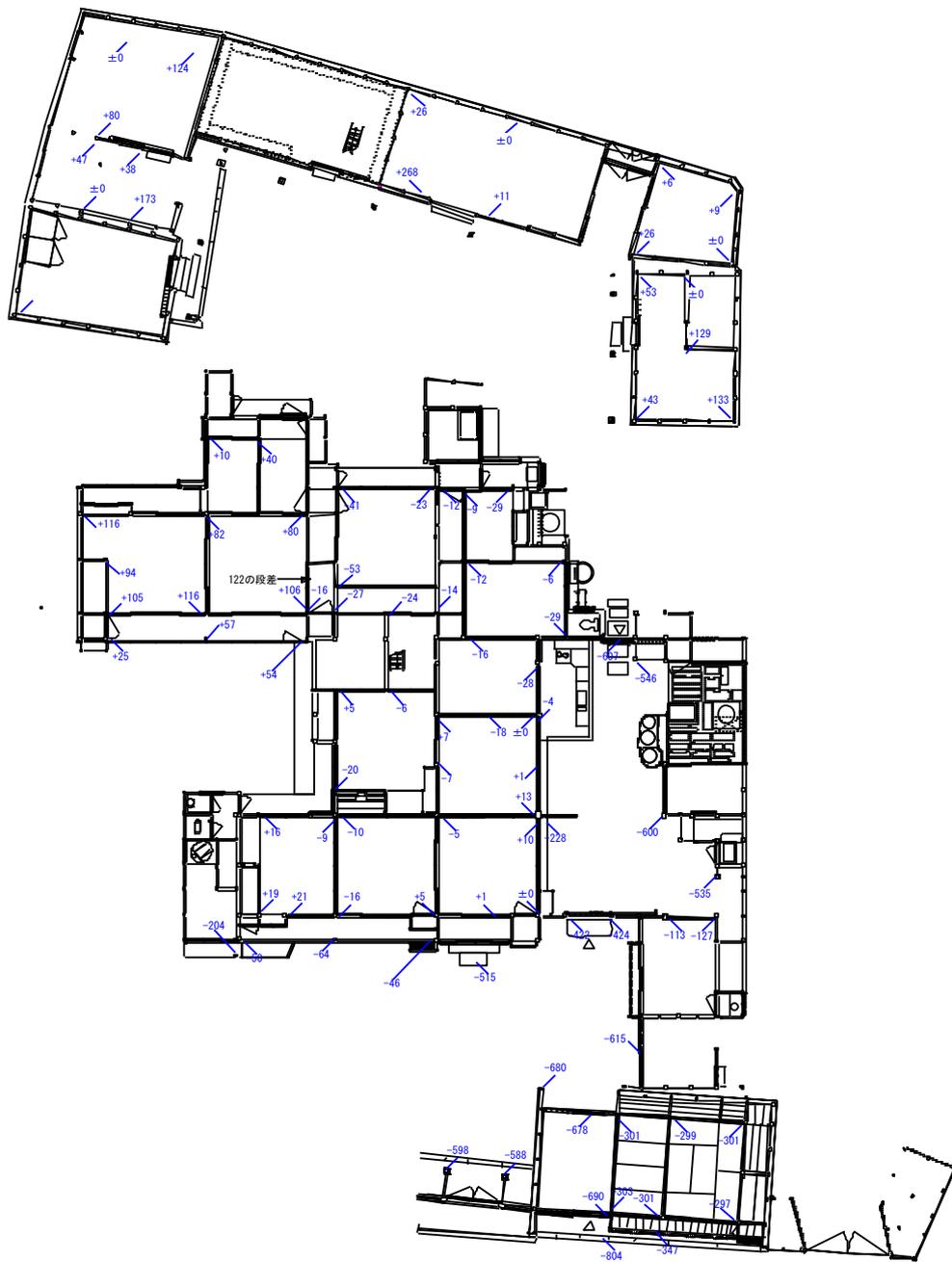
- ・蔵はそれぞれ大きな沈下が認められる。特に蔵 1 の沈下が大きい。
- ・蔵 1（米蔵）は中央部が高く、北面付近と 129mm のレベル差と小さな建物としては非常に大きな不陸で、構造的欠陥といえる。
- ・蔵 2 では南西角と南東角で 26mm、蔵 3（農具蔵）は測定できた地点で 68mm、蔵 4（道具蔵）は 35mm、蔵 5・6 は、それぞれ 124mm、173mm の大きな沈下を確認された。
- ・蔵 7（新蔵）では 33mm のレベル差が測定された。



凡例

数値レベルを測定。
土間は足元レベルを測定。
下線付きは2階築天端高を測定。

図17 建物沈下図（平成18年12月）



凡例
 数値レベルを測定。
 土間は定元レベルを測定。
 下線付きは2階床天端高を測定。

図 18 建物沈下図 (平成 29 年 1 月)

② 建物傾斜状況（平成29年1月基本計画調査時点）

- ・建物の傾斜は、各柱面で下げ振りを下ろして傾斜を測定した。赤矢印線は平成18年（2006）12月（総合調査）、黒矢印線は平成27年（2015）12月の追加調査を示す。
- ・建物の傾斜調査は、柱鉛直1m高さに対する水平距離（単位：mm）で測定した。それぞれ東西・南北の二方向を測定したが、蔵1（米蔵）・蔵2の柱は不整形断面のため、一定方向のみの測定である。
- ・倒壊につながる建物のねじれは本座敷西付属棟に見られるが、概ねそれぞれ建物毎に一定方向に傾斜している。壁や建具との取り合いには急激な傾きによる影響は部分的で、経年変化による地盤沈下の影響を受けた結果の傾斜と見られる。
- ・平成18年から9年後の調査で、傾斜の傾向・数値に大きな変化はなかった。
- ・表屋は保存修理工事を行い、傾斜は改善された。

【A】【B】 主屋、接続部、新座敷

- ・主屋と主屋南東の増築部はともに北に傾斜する。主屋土間の北側付近では東向きの傾き加わる。主屋北の接続部も同様に北の傾斜に東側で東向きの傾き加わる。ゲンカン北東角の大黒柱にはほぼ傾斜は認められなかった。大黒柱とその周辺の柱断面の大きい柱にも傾斜が少ないことから、主屋主体部の構造に大きな破損は認められない。ただしそれ以外の多くの柱が水平10～15mm、角度にして約1度傾いている。本座敷西付属棟は反時計回りのねじれが見られる。
- ・主屋北の接続部は東に傾いていたのに対し、新座敷とその北の付属棟は西に傾く。これらは構造的に繋がりがないために接続しながら別の方向に傾き、〔れ～そ〕－〔十三～二十一〕で上部構造が広がり、雨漏りで梁の腐食が認められる。新座敷北付属棟の北側付近は柱1m高で水平25mmと大きな傾きが見られる。

【D】 表門

- ・南に向けて、水平15mmと大きく傾斜している。

【E】【F】【G】 蔵1～7

- ・蔵1（米蔵）は北東側に傾き、蔵2は北側で若干東向きの傾き加わっている。
- ・一方、蔵3（農具蔵）、蔵4（道具蔵）は西または南側に傾くため、その影響から裏門が西側に引っ張られている。
- ・蔵6、蔵7（新蔵）は南西側へ傾く。
- ・蔵1（米蔵）は柱1m高で水平20mm前後、蔵2、蔵7（新蔵）は15mm前後の傾きで、土蔵の中では蔵6に最大44mmの大きな傾きを測定している。

1 保存管理の現状

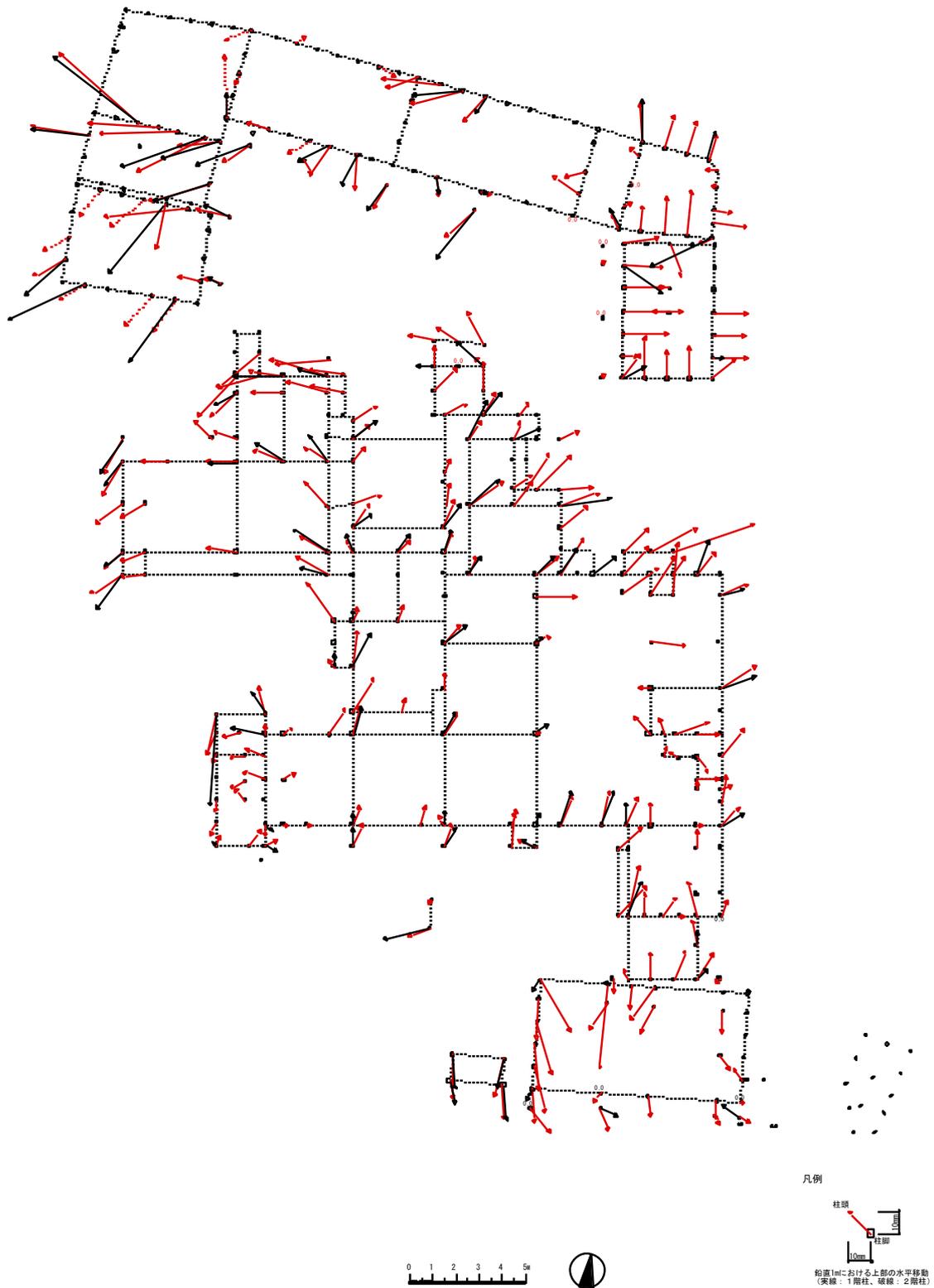


図 19 建物傾斜図 (赤 : 平成 18 年 12 月、黒 : 平成 27 年 12 月)

③ 破損状況（平成29年1月基本計画調査時点）

- ・旧入江家住宅は平成14年(2002)に兵庫県指定重要有形文化財（建造物）として指定されて以降、補助事業により表屋は保存修理工事を実施し、主屋は仮屋根で覆い雨漏り対策を実施するなど、部分的な小修理等を中心とした修理工事を重ねていた。しかし、残念ながら敷地内の建物全てを良好に維持できうるまでの状態には遠く、主屋を始め、屋根廻りを主として緊急に修理を要する状態の建物が敷地内に多数存在する。
- ・中でも主屋の屋根破損や主要軸組に及ぶ構造的欠陥等もあり、将来の建物保存のためには、根本修理が必要な状態にまで達している。
- ・また、蔵5、6については、破損が主要構造部にまで進行し、倒壊の危険に瀕しており、迅速な修理が必要となっている。
- ・破損状況を棟別にまとめると以下の通りとなる。

【A】主屋・【B】新座敷（酔古亭）

＜全般＞

- ・大屋根南流れは軒先の瓦が落下寸前の状態にまで至っており、棟積みが崩壊している部分がみられる等、その多くで現在も雨漏りが続いている。
- ・土間上部や新座敷の屋根についても、瓦のズレ・劣化が進んでいたため、金属の仮屋根によって雨漏りを抑えている状況である。
- ・外観上からもその小屋裏内部からみても野地板、垂木、母屋、梁に至るまで多数の雨漏り跡が確認できる。
- ・床は全体に緩んでいる。
- ・主屋東下屋は軸部、壁、屋根すべてに破損が進んでおり、外部はトタンで覆っている。
- ・新座敷と接続する部分から侵入した雨水は、「西物置」室内にまで達するひどい雨漏りで壁・柱・1階床まで損傷しているため、軸組から全て取り替えなければならない状況となっている。建物の接続部であるため、解体範囲は大きくなる。
- ・新座敷北付属棟の北便所や四畳押入も大きく破損している。
- ・雨戸等の建て付けが悪くなったり破損が進んでいるため、開閉が困難な状態となっている。

＜屋根＞

- ・金属の仮屋根によって雨漏りは押さえているが、どの部分も瓦はズレや劣化が進んでいる。南下屋は瓦が落下する危険から、瓦を下してトタン屋根に改変した。
- ・北接続部の「三畳」、「風呂」付近は幾度かの増築改修によって、屋根が複雑に入り組んだ屋根の納まりとなっており、雨漏りが止まらないという構造的な欠陥が認められる。
- ・土間煙出しは欠失している。

＜小屋組＞

- ・見え掛かりに大きな破損は認められないが、雨漏りが多くの場所で認められる以上、見え隠れに腐食の可能性が高い。

＜軸部＞

- ・土間炊事場の西面中央に建つ柱の沈下は、垂れ壁の割れや雨漏りの原因となっている。

1 保存管理の現状

土間風呂と物置境の柱は腐食している。

- ・南六畳の南西角の柱は虫害が見られる。
- ・西物置は雨漏りにより、床梁・柱に大きな破損が進んでいる。
- ・東物置上部の2階床梁が外れかかっている。
- ・雨漏りによって軒廻りの破損状況が明確に確認できる状態となっている。特に「ホンザシキ」の南縁軒桁は、雨漏りで腐食しており、取り替えが必要な状態である。
- ・ゲンカン南の差鴨居にも腐食が見られる。現状では構造的欠陥とまでなっているか不明である。
- ・八畳南の通り間の2階床梁は腐食している。

<床組>

- ・大引や根太が構造上の強度を失い、床は全体に緩んでいる。

<壁>

- ・大屋根軒先や妻面の漆喰塗込仕上げも剥落が進んでいる。西面妻壁は、ベニヤ板にペンキを塗って覆い、東妻はトタンで覆っている状況である。
- ・主屋東壁はトタンで破損を覆っている。
- ・ブツマ・ホンザシキ・北六畳他、各室に割れまたは雨漏りによる壁仕上げの破損が見られる。

<造作材等>

- ・長押や鴨居、天井の破損は限定的である。敷居は長期の使用で溝が減っている。
- ・建具の一部がアルミサッシュに改変されているほか、土間東側で欠失した建具が見られる。
- ・建具には棧や板の割れ、緩みが見られる。

【C】表屋・牛小屋

- ・表屋は、保存修理工事済みである。
- ・牛小屋は解体中で、蔵2に部材を保存しているが、解体前の状況は、改修によって当初形式を失っていた。また多くの部材が腐食していて、ほとんどが取り替えの必要な状況であった。

【D】表門

- ・瓦はズレ、劣化が進んでいる。
- ・開き戸は中央が下がっている。
- ・西側袖壁が変形している。

【E】蔵1（米蔵）

- ・阪神大震災以後に、垂木・野地板を取り替え、瓦の葺き替えが実施された。
- ・他の蔵に比べて、見え掛かりの木部に大きな破損はないが、建物全体が東側に大きく傾き、前述したように特に不陸が激しく、構造的欠陥が認められる。
- ・外壁板張りは劣化している。

【F】蔵2、裏門、蔵3（農具蔵）、蔵4（道具蔵）、

- ・阪神大震災以後に、垂木・野地板を取り替え、瓦の葺き替えが実施された。この修理では構造部の修理は行われていないため、小屋組の不陸が残った状態である。
- ・蔵2は、こうじ菌による軸部も腐食が進んでいる。
- ・蔵3は、1階床が大きく破損している。2階床梁・床板に腐食が多く見られる。軸部の見え掛かりには大きな腐食は見られない。
- ・蔵4は、比較的破損が少なく良好である。
- ・蔵2から蔵4の2階塗籠窓は欠失している。蔵4の南出入口の建具は後補のものである。

【F】蔵5、蔵6

- ・蔵5・6は、蔵の中で最も破損が激しい。建物全体が大きく西側隣地側へ傾いており、軸部、壁のすべてに破損が進んでいる。
- ・西面の壁は一部の軸組とともに崩落した状態で、応急補強を実施しているものの、構造的に危険な状態である。前述したとおり沈下が今なお進行している。
- ・蔵5は1階に床があったようだが、破損のため旧状がわからない状況である。
- ・蔵6の2階塗籠窓は欠失している。

【G】蔵7（新蔵）

- ・阪神大震災以後に、野地板は残して瓦の葺き替えが実施された。野地板には下面に雨漏りによる腐食が見られるので、上面は腐食している可能性がある。
- ・他の蔵に比べて、見え掛かりの木部に大きな破損はないが、蔵6とともに建物全体が西側に大きく傾いている。
- ・南面外壁はモルタルによる補修で吹き付け材の仕上げに浮きが見られる。西面壁はトタン張りにされている。
- ・内壁は2階南面開口部横の壁がずれ落ちている。

【その他建造物】

稲荷社

- ・銅板屋根と高欄に破損が見られる。基壇は北側に大きく傾き、隅石が外れかかっている。

庭門

- ・南庭の庭門は、瓦の落下をネットで防止していたが、瓦を撤去しトタンを貼っている。門に付属する木塀腰の舟板に腐食が見られる。
- ・稲荷社北の庭門は、棟木が折れ、崩壊寸前であるため、瓦と壁を撤去し補強柱を入れている。
- ・新座敷北庭の庭門は、屋根が劣化し、軒先は雨漏りで破損する。

木塀

- ・木塀は全てにわたり損傷が大きく、特に屋根が波打ち、軸部に傾きが認められる。
- ・土壁表面の劣化が大きいのと共に、屋根廻りの木部も腐朽も進んでおり、壁内部の柱にも腐朽が相当進行しているものと考えられる。

1 保存管理の現状

- ・南塀西塀は、以前台風時に外側に傾いた。風に対する弱点があり、添え柱等の補強が必要である。
- ・稻荷社から蔵7までの塀と主屋と蔵1までの塀は、C B塀に改変されている。
- ・南塀西塀に忍び返しがあったが、腐朽し落下する恐れがあったため、平成27年(2015)に撤去されている。

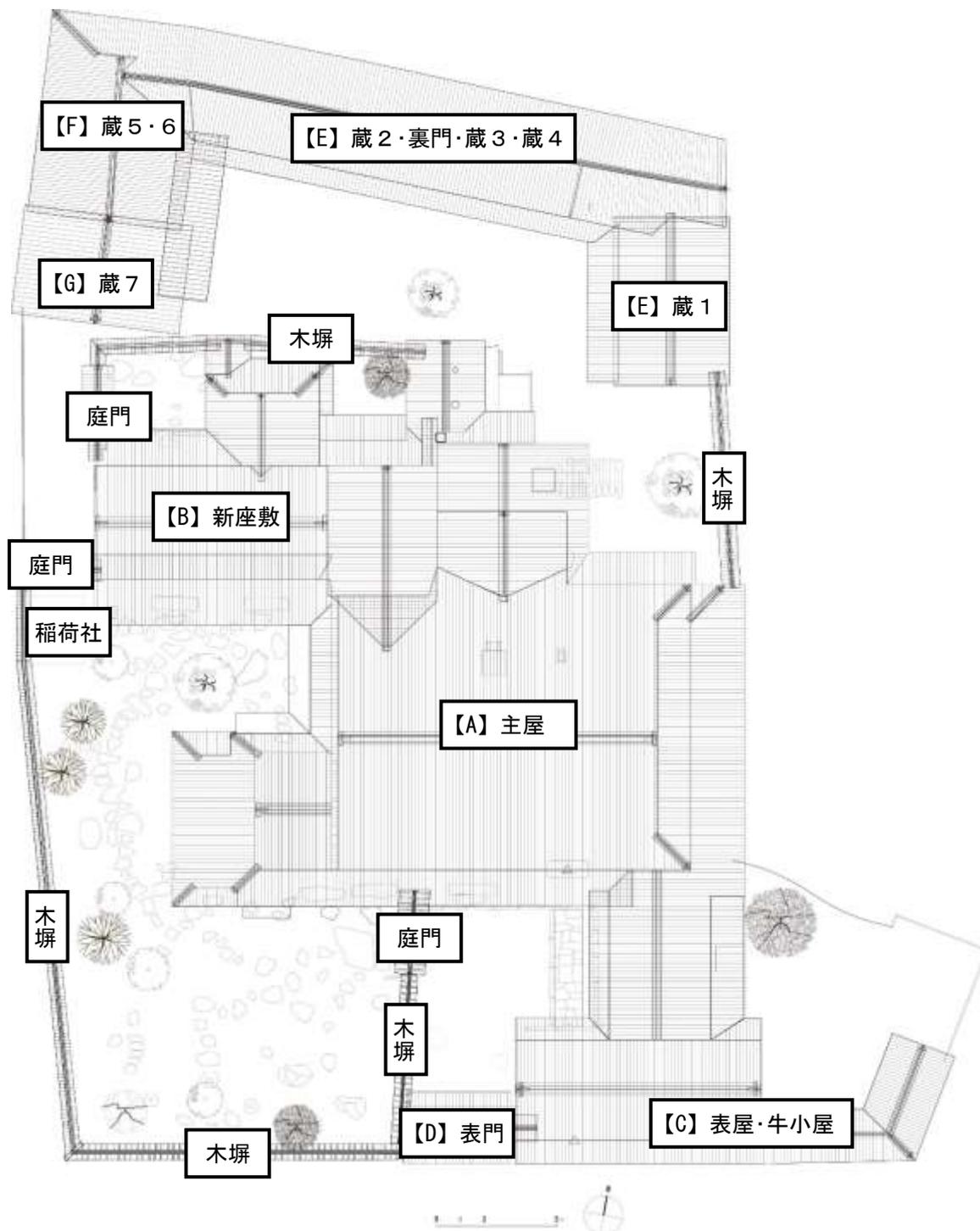


図 20 建物平面図 (破損箇所)

※破損状況の写真は、【巻末資料】に掲載。

2 保護の方針

兵庫県指定有形重要文化財としての価値を適切に保存するため、旧入江家住宅の保護の方針を設定し、各建物の基本的な考え方を示し、保護の方針部分・部位を設定し、部分・部位ごとに保護の方針を定める。

(1) 保護の方針

当該文化財建造物は、天明5年(1785)に建築された主屋を中心に構成された建造物群であるが、建築史料や痕跡から各建物に建築当初から変遷があることが判明している。

全体的な保護の方針としては、明治42年(1909)の家相図③の状態を基本として、その前後の変遷も含めて保護するものとする。

主要な構造及び創建当時の各部材は、材料自体の保存を行い、変更されている部分は可能な限り元の材質に戻して保存する。

内装、内部建具等は、創建当初と判断できる部材については、材料自体の保存も考慮しつつ、材質の形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う。

その他、改修、増築等により原状が失われている部分、活用及び補強のため改造が不可欠となる部分は、改修等に際して、変遷の過程を踏まえて、文化財建造物としての雰囲気や意匠上の配慮を行うこととする。

なお、修理にあたっては、建築調査を実施し、修理委員会等を設置し専門家から意見を聴取し、適切な保存に努める。

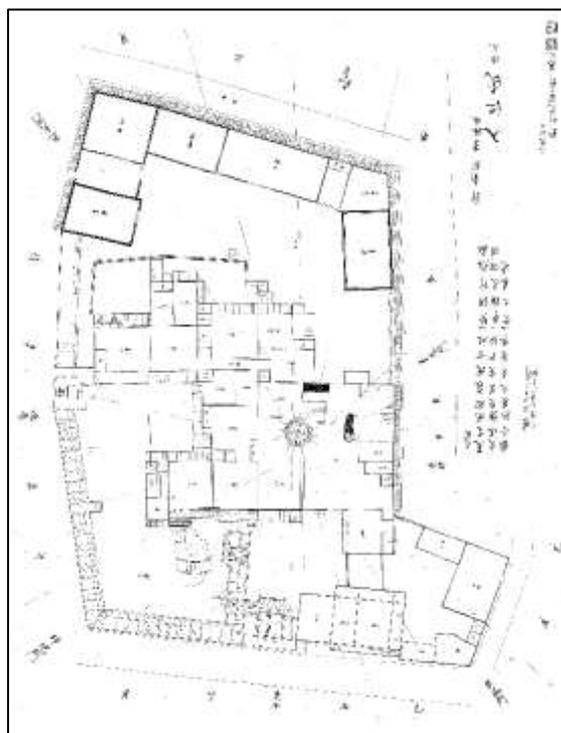


図21 家相図3 (明治42年)

(2) 各建物の保護の方針の基本的な考え方

① 主屋

主屋の主要部は、天明5年(1785)の建築である。

大屋根からの雨漏りが発生したため、平成22年度に大屋根補強工事で瓦の上に鋼板を貼った措置や、入江家が生活する中で設備面の改修があるものの、建築当初から大幅な改変のない建造物である。主屋の南東接続部は、19世紀後期(元治元年-明治42年[1864-1909])の建築で、大きな改修もなされず現在に至っている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、上記の改修や、主屋の腰屋根が撤去されているなど建築当初から変更されている箇所を除いて、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

② 新座敷

新座敷は、文政11年(1828)までの19世紀初頭の建築である。

主屋と同時期の平成22年度に大屋根補強工事で瓦の上に合板を貼った措置などが行われている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、上記改修などの箇所を除いて、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

③ 表屋

表屋は、天保2年(1831)以降の建築である。

瓦屋根の傷みが激しくなったため、平成20年度から22年度にかけて保存修理事業で半解体工事を実施した建造物である。同事業で東に接する牛小屋を解体し部材保存中である。

部分・部位の設定にあたっては、上記平成年度の保存修理工事で整備された姿で、また解体中の牛小屋は活用計画にもとづき適切な時期に平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時の姿を基本として、今後も保護することを基本とする。

④ 表門

表門は、文政13年(1830)の建築である。

大きな改修もなされず現在に至っている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

⑤ 蔵1 (米蔵)

蔵1は米蔵とも呼称される、18世紀後期の建築である。蔵2～6及び裏門と同時に一体として建てられている。

阪神淡路大震災で被災し、平成7・8年度に屋根瓦の葺き替え工事等が実施されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

⑥ 蔵2 (醤油蔵)、裏門、蔵3 (農具蔵)、蔵4 (道具蔵)、蔵5、蔵6

蔵2は醤油蔵、蔵3は農具蔵、蔵4は道具蔵とも呼称され、裏門・蔵5・蔵6とともに、18世紀後期の建築である。蔵1と同時に一体として建てられている。

蔵1と同様に、阪神淡路大震災で被災し、平成7・8年度に屋根瓦の葺き替え工事等が実施されている建造物である。当該工事では、小屋組等の構造体は修理していないため倒壊の恐れがあり、早急な対応が必要な建物である。

部分・部位の設定にあたっては、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

⑦ 蔵7 (新蔵)

蔵7は新蔵とも呼称される、元治元年(1864)の建築で、構造としては蔵1～6とは別に独立して後代に建てられている。

阪神淡路大震災で被災し、蔵1～6と同時に、平成7・8年度に屋根瓦の葺き替え工事等が実施されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、平成14年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、

今後も保護することを基本とする。

⑧ 牛小屋

牛小屋は、平成 20～22 年度に実施した表屋保存修理工事で解体している。将来的に主屋や蔵の工事の進入路となるため一時解体し部材を保存している。解体前にすでに車庫の入り口として大幅に改修が行われていた建物である。

部分・部位の設定にあたっては、指定外となっているが、復元方法・時期については、今後の修理や改修後の活用を踏まえるものとし、部材保存を維持するか、復元するか、または意匠的に踏襲した活用施設とするかなど、適切に判断するものとする。

⑨ 稲荷社

稲荷社は、基壇や石垣・石鳥居は慶応 3 年(1867)までの造立で、社本体も同時期の建築と推定されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、指定外となっているが、平成 14 年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

⑩ 庭門

南庭・稲荷社北・新座敷北庭の各庭門は、明治 42 年(1909)までの建築と想定される。

各庭門とも、破損が著しいため、瓦や壁を撤去し構造部を補強する補修が行われている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、平成 14 年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

⑪ 木塀

木塀は、明治 42 年(1909)までの建築と想定される。

腐朽や破損の著しい壁板の張り替えや補強する補修が行われている。

部分・部位の設定にあたっては、指定外となっているが、平成 14 年(2002)の兵庫県指定文化財指定時を基本として、今後も保護することを基本とする。

(3) 部分・部位の設定と保護の方針

部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方にもとづく、部分・部位の設定の考え方を下表に示す。

【部分】	文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分
【部位】	部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分

表2 部分の設定と保護の方針

	保存部分	保全部分	その他部分
部分の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の仕様が多く残る ・文化財としての価値を特に有する範囲 ・主に基準1又は2に該当する部位によって構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の仕様が部分的に残る ・全体の雰囲気にならった改修が行われている範囲 ・解体保存されている範囲 ・主に基準3及び4に該当する部位によって構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅に改変、もしくは後に増築されている範囲 ・主に基準4又は5に該当する部位によって構成
保護の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持に努める ・修理時にこれまでに付加、改変されている保存活用上不要な部位の撤去を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な状態の維持に努める ・修理時には整備年代に即して復元・整備を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・修理時には整備年代に即した復元・整備を検討 ・活用又は安全性向上のため改修する場合は意匠上の配慮を検討

表3 部位の設定と保護の方針

基準	区分	当該建築に係る適用箇所
基準1	<ul style="list-style-type: none"> ・材料自体を保存する部位 ・主要な構造に係る材・当初の部材等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造材：木造軸組、小屋組、基礎 ・内装：天井面、床面、戸、板壁、釘隠等
基準2	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位 ・定期的に材料の取替え等を行う必要がある部位 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装：瓦屋根 ・内装：土壁（当初）、天井面、床面、戸等
基準3	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる形状及び色彩を保存する部位 ・活用又は補強等のため変更が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装：畳、壁、天井面（旧来の天井を塗装）等
基準4	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・改造等を行うにあたり、意匠上の配慮を必要とする部位 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装：新建材（土壁、天井、床面、壁）、候補の照明灯、空調設備、建具等
基準5	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者・管理者等の自由裁量に委ねられる部位 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・管理・活用上必要な設備類（例：水回り設備、防災設備、電気設備、公開活用に要する設備等）

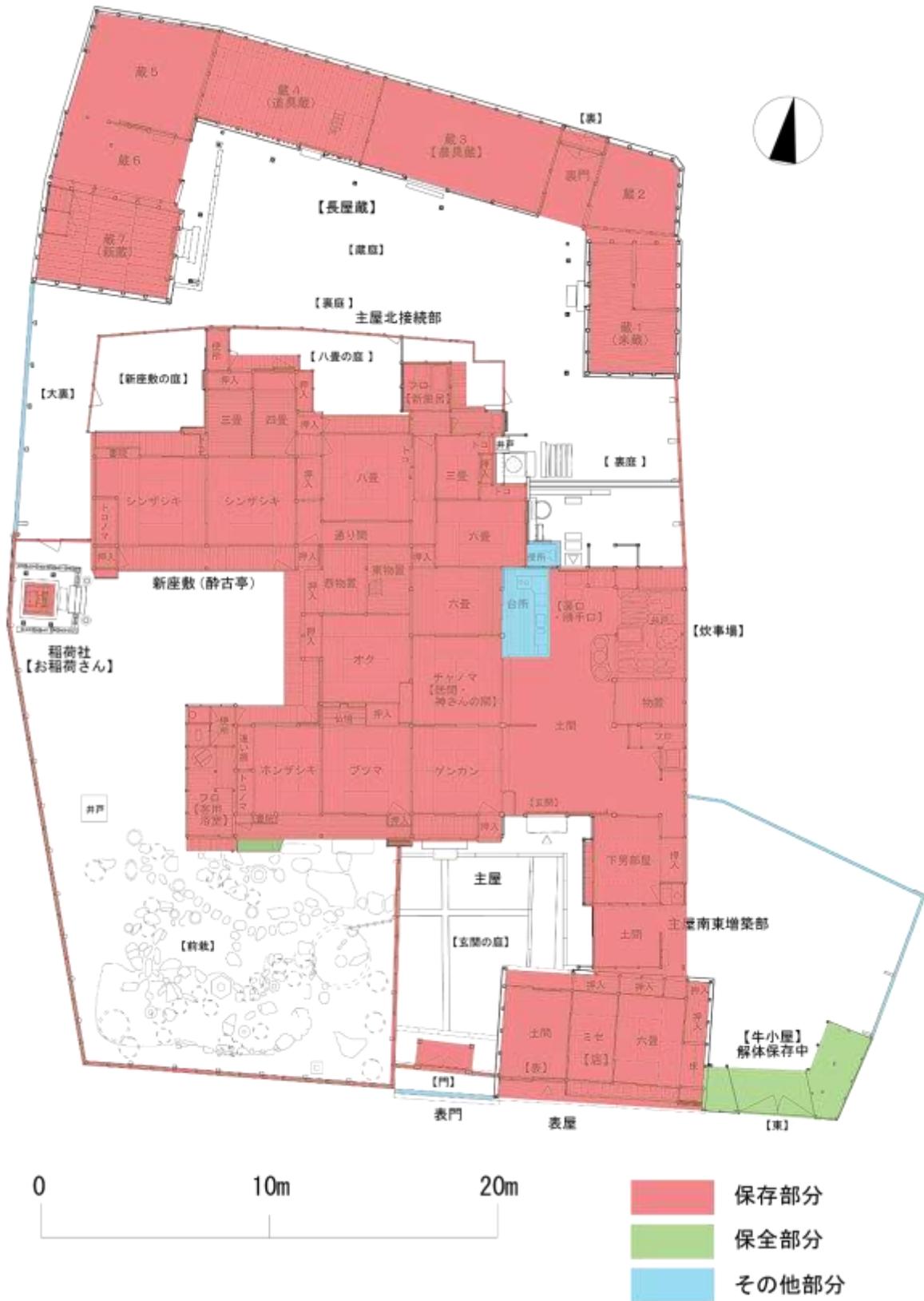


図 22 部分の設定区分図（1階平面図）

2 保護の方針



図 23 部分の設定区分図（2階平面図）



図 24 部分の設定区分図（屋根伏図）

3 管理計画

(1) 管理体制

現在、担当職員により、月1回程度の清掃・通風等の維持管理を行っている。また、適宜点検を行うとともに、必要な措置を行っている。

- ア 管理組織 高砂市教育委員会
- イ 担当部局 教育部 教育推進室 生涯学習課
- ウ 電話番号 079-48-8255（文化財係）
- エ 管理上の連絡体制



オ 今後の管理方針 直営以外の管理方法を検討する。

(2) 管理方法

① 保存環境の管理

1) 清掃・整頓に関する事項

- ・月1回以上、担当職員により、清掃・整頓を行う。畳や床板については、必要に応じて水拭きする。
- ・年に数回、地域住民等のボランティア活動により共同して清掃活動を行う。

2) 日照・通風の確保に関する事項

- ・月1回以上、担当職員により、建具を開放し、通風に努め、湿気がこもらないように留意する。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- ・職員による巡回点検を行い、必要な措置を行う。

4) 風水害に関する事項

- ・災害時には、担当職員による巡回を行い、被害を確認した場合は応急措置を施し、必要な場合は、兵庫県教育委員会へ報告する。

5) 盗難・防火等の事故防止に関する事項

- ・防犯のため、公開や管理の時間以外は、施錠を行う。
- ・防火のため、建物主変の可燃物の管理に留意する。

※詳細は第4章防災計画に定める。

② 建造物の維持管理

1) 内壁・天井

- ・日常目視により、亀裂や雨漏り等の点検を行う。発見した場合は適宜補修を行う。

2) 床・畳

- ・日常目視により、破損、腐朽等の点検を行う。
- ・床板や畳は拭き掃除を行い、必要に応じて畳は取替えを行う。

3) 外構・基礎

- ・建物地盤を適切に維持するとともに、来館者への蚊等への虫害を防止するため、敷地内の排水溝、雨水桝、雨落溝を定期的に清掃し、必要に応じて補修工事を行う。
 - ・建物周りの清掃や樹木の手入に努める。
- 4) 縁回り・床下
- ・日常目視により点検を行う。
- 5) 外壁
- ・日常目視により、土壁の亀裂や破損、剥離箇所、板壁の破損腐朽等の点検を行い、発見した場合は適宜補修を行う。
- 6) 屋根・雨樋
- ・日常目視により、屋根材の亀裂や欠落、雨漏りの発見に努め、発見した場合は適宜補修を行う。
 - ・雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落等の発見に努め、適宜補修を行う。
- 7) 建具
- ・引戸等は開閉する際、丁寧に取り扱い、敷居や鴨居の清掃に努める。
 - ・日常目視により、障子やガラスの破損等の点検を行い、発見した場合は適宜補修を行う。
- 8) 金具類
- ・日常目視により、盗難の有無や破損等の点検を行い、盗難が発見された場合は、ただちに各機関へ連絡調整する。
- 9) その他照明器具等の設備の取替え、応急的な処理等
- ・漏電防止のため、照明器具等の電気設備を定期的に点検し、発見した場合は適宜補修を行う。

4 修理計画

1 保存管理の現状と2 保護の方針を踏まえ、破損・腐朽の状況、修理の緊急性は破損調査の結果を反映して、必要な修理計画を2期の工事に分けて定めるものとする。

I 期工事は、維持するために緊急を要する修理で、このまま放置すると建物の崩壊の恐れがあり、雨漏りや防犯・二次被害防止上応急処理が必要なものとする。修理と同時に公開活用するために必要な措置も同時に行うものとする。

II 期工事は、できるだけ早期に着手すべき修理で、崩壊の恐れや早急な応急措置は必要ではないものの、破損が進んでいるため放置すると将来的に破損が進行する恐れが高いため、早期に着手すべき修理が必要なものである。

I 期工事を完了し、令和9年度(2027)の一般公開を目指し、公開後、できるだけの対策を講じつつ、緊急性と財政面を勘案し、予算措置ができたものからII 期工事に着手していく。

(1) 維持するために緊急を要する修理 (I 期工事)

令和5～9年度実施を目指して着手すべき修理。

修理内容は、主屋・新座敷大屋根の補修、蔵の補強、その他公開に必要な環境整備。

平成28年度作成の基本設計書による工期のうち、第2期①の主屋・新座敷保存修理工事の一部と、第3期①蔵保存工事を解体せず補強する内容、とする。

【主屋・新座敷 (酔古亭)】

<修理方針> : 屋根葺替、部分修理工事のみとする

修理範囲は最低限とする。なおこの場合、建物の傾き・不陸の修正は限定的で、根本的には改善できないことを特記する。

近年の改修である台所と便所は、使用が可能となるよう機能を改善し、撤去せず現状維持とする。

<屋根>

瓦は一旦取り外し、野地板・垂木を補修する。瓦はできる限り再用する。土葺きから空葺きに変更し、屋根荷重を低減する。

欠失した土間煙出しを復原する。

北接続部の「三畳」、「風呂」付近は、屋根が複雑に入り組み、構造上の欠陥があるため、下地の納まりから修正を検討する。

屋根に接する壁や妻壁等を補修する。

<その他>

電気・機械設備を更新する。

くど(かまど)は破損が激しく、復原整備する。

樋、雨水排水設備を整備する。

畳替えを行う。

【蔵5・6】

＜修理方針＞：部分修理工事のみとする

破損した構造を良好な状態に戻すため、屋根を残しつつ、木部を修繕し左官を補修して、補強工事を行う。

化粧材等を解体し、壁・下地を一時撤去し、延石の据え直しを行ったあと、化粧材の補修や新材を補足し、下地や壁の左官工事を実施し旧状に復する。塗籠窓は新調し、防虫処理等の内外装工事を実施する。

【主屋等の耐震対策・設備等】

＜修理方針＞：構造補強・設備整備等を行う。

建物の保存を図り来館者の安全を確保するために構造補強し、また、公開活用に供するために必要な措置をはじめ、消防設備や便益施設、電気設備を整備するなどを行う。

＜構造補強＞

必要な耐震要素を設置する。

＜設備＞

必要な消防設備、便所や駐車場などの便益施設、電気設備等を整備する。

＜その他＞

建具の補修・新調など、必要な修理や整備を行う。

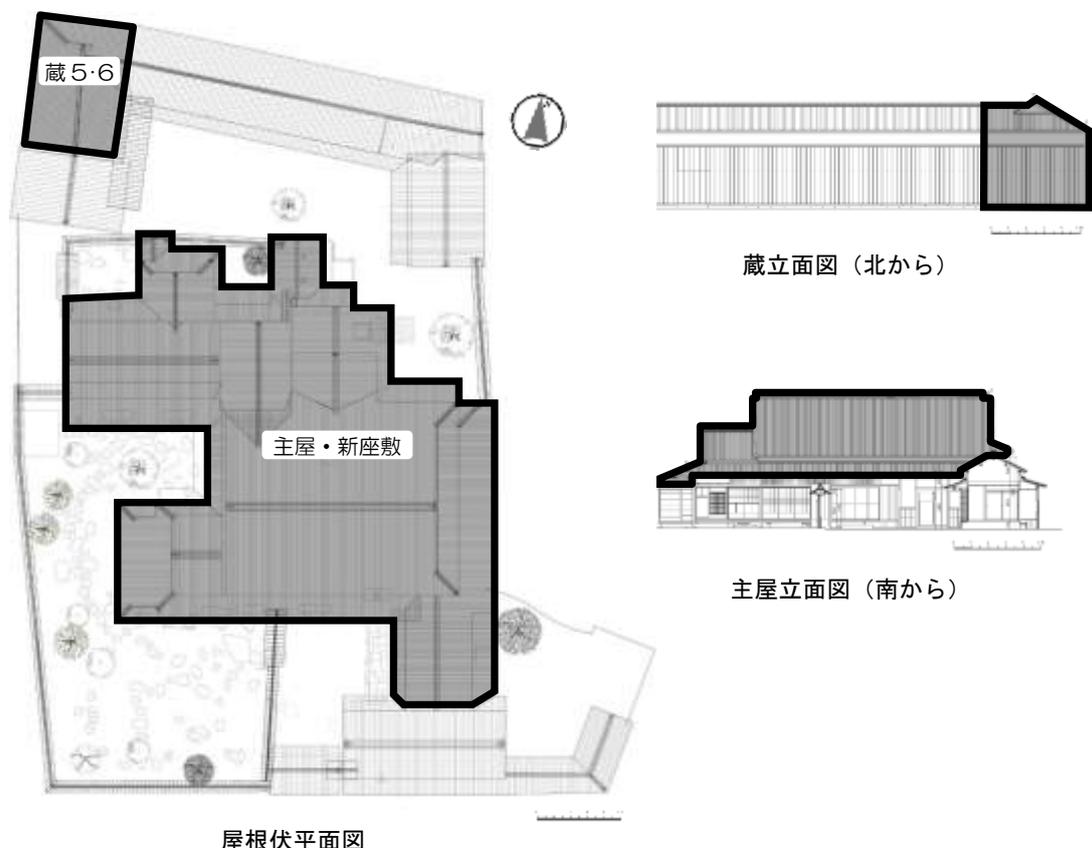


図 25 I 期工事 修理範囲図

4 修理計画

(2) できるだけ早急に着手すべき修理（Ⅱ期工事）

令和9年度の一般公開後に、できるだけ早急に着手すべき修理。

修理内容は、Ⅰ期工事で未着手の各建物の修理。

(3)平成28年度作成の基本設計書による工期のうち、第1期から第3期に該当する。

(3) 基本設計書による修理計画（平成28年度作成）

① 全体計画

仮設事務所、部材保存小屋、駐車場などの工事拠点（以下拠点）は、円滑に工事を進捗するため、工事場所近隣での設置が望ましい。

工事拠点は、主屋の修理では南側の民間駐車場（候補①）、蔵の修理では北東側の民間駐車場（候補②）や北西側の曽根緑地（候補③）等を候補地として検討する。ただし近隣での長期にわたる拠点確保が難しい場合は、部材保存については、公共施設内や公有地に仮設倉庫を確保することも検討する。



図26 旧入江家住宅と工事拠点の関係

② 工期計画

第1期工事（解体1年）…表門・南塀・庭門解体工事、主屋準備工事

主屋工事に先行して表門・南塀・庭門の解体を行い、工事拠点への工事通路を確保する。

また主屋工事の着手前に民具の移動を行う。

第2期工事①（解体1年、組立3年）…主屋・新座敷保存修理工事

主屋、新座敷の修理を実施する。これらは接続しているため、同時に工事を進めるのが望ましい。

第2期工事②（工期1年）…厨房・便所・消防設備整備工事、牛小屋組立工事

主屋の補完設備として厨房・便所・消防設備の整備工事、牛小屋組立工事を行う。これらは第2期工事①と重ねて実施することが可能である。

（主屋は工事完了後、先行して活用を開始。）

第3期工事①（解体1年、組立2年）…蔵保存修理工事

主屋の活用と並行して、蔵の修理を実施する。

第3期工事②（1年）…表門・庭門組立工事、木塀修理工事

第1期工事で解体した表門・庭門の組立工事、周囲の木塀等の修理を実施する。主屋の活用若干の支障は生じるが、大きな問題はない。これらは第2期工事①と重ねて実施することが可能である。

全体として、計8か年の工期として計画する。

各年度の予算確保等ができれば、第2期と第3期を重ねて、工期を2年程短縮することは可能である。

工事名		種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	以降
第1期	主屋準備工事 (表門・南塀)	設計	■								
		工事	■ 解体								
第2期	① 主屋・新座敷保存修理工事	設計	■								
		活用		■ 解体	■ 組立			■ 活用			
	② 厨房・消防設備等整備工事	設計				■	■				
第3期	① 蔵保存修理工事	設計									
		工事						■ 解体	■ 組立		
	② 表門・庭門・塀保存修理工事	設計									
	工事								■ 組立	■ 活用	
申請・ 手続	現状変更許可申請 保存建築物の指定の手続き				■						
					■				■		

図 27 工期計画

③ 文化財調査

解体工事と同時に、痕跡調査、技法調査等の歴史的・建築的・文化財調査を実施する。

工事完了後には、修理工事報告書にまとめる。

④ 兵庫県文化財保護条例に基づく現状変更許可申請

文化財調査に伴う復原や、耐震補強、活用のための設備整備など現状変更となる項目がある場合は、県文化財保護条例に基づいて、現状変更許可申請が必要となる。

⑤ 建築基準法第3条第1項第3号の規定による保存建築物の指定

現在の建物用途は住宅となっている。用途の変更を行う場合、建築基準法（以下法）に基づき用途変更の手続きが必要となるが、法以前の建物であるため、採光や排煙、内装制限など法に適合しない項目がある。

旧入江家住宅は、県指定文化財に指定されているので、法第3条第1項第3号の規定によって、高砂市の建築審査会の同意を経て、保存建築物の指定の手続きを実施する必要がある。

法に適合しない項目に対しては、代替措置を講じる必要がある。

⑥ 各建物別修理方針

前節の現況調査に基づき、棟別に修理方針を下記の通りまとめた。

【A】主屋、【B】新座敷（酔古亭）

＜修理方針＞：部分修理工事、耐震補強工事

修理範囲は最低限とする。なおこの場合、建物の傾き・不陸の修正は限定的で、根本的には改善できないことを特記する。

一方、破損の激しい土間東下屋や「西物置」廻り、新座敷北付属便所は軸部から解体する。また西物置・通り間の修理のために、2階北側を解体する。

近年の改修である台所と便所は撤去し、旧状に復原する。

＜小屋組＞

梁組・小屋組まで解体せずに残すことを基本とし、雨漏りによる破損がある部分は解体し、破損材は繕い、または取り替える。

＜軸部＞

破損材は繕い、または取り替える。特に「ホンザシキ」の南縁軒桁、オク物置の北の通り間の2階床梁、西物置、東下屋、新座敷北付属棟の北便所の全解体部分は大きく破損しており取り替える。

土間炊事場の西面中央に建つ柱の沈下は、根継で調整する。

＜床組＞

大引や根太の破損、柱脚の虫害による破損が見られることから、床組はすべて解体する。破損材は繕い、または取り替える。

＜壁＞

壁は現状のままとする。

なお予算上可能な場合は、外壁は全体に破損や劣化が進んでいることから塗り直す。ベニヤ板やトタン板は撤去し、旧状の仕上げに復する。

<建具>

建具は現状のままとする。

なお予算上可能な場合は、アルミサッシュは撤去し、木製建具に取り替える。できる限り補修、建付調整で新調建具を極力減らす。襖も大きな破損がなければ、そのままとする。障子は紙を張り替える。

<柱間装置・仕上げ>

柱間装置・仕上げは現状のままとする。

なお予算上可能な場合は、破損材は繕い、または取り替える。天井や鴨居・長押・トコ廻りはできる限り解体せずに残す。

畳は張り替える。

ホンザシキのトコの間壁の和紙張りは張り替える。

<礎石>

礎石、延石は、そのままとする。地盤の状況を地盤調査で確認した上、地盤補強（コンクリート基礎の設置や地盤改良）の必要性を判断する。

土間、南大戸前軒下、南東増築部土間の三和土（叩き）仕上げはそのままとする。なお修理が必要になれば、やり替える。

【C】表屋・牛小屋

<修理方針>：表屋：部分修理、牛小屋：復旧整備

表屋は保存修理を完了している。牛小屋や南増設部が接続する北面・東面の漆喰外壁はこれらの修理に伴い塗り替えを行う。

東に接続する牛小屋は多くの部材が破損し、改変で多く当初の形式も失っているが、現状の外観は維持しながら、勝手口やポンプ室への活用を前提として改変することを検討する。

【D】表門

<修理方針>

屋根葺替え必要となってきたているが、近々は現状のままとする。

なお修理が必要となったときは、屋根葺替、部分修理を行う。

<屋根>

瓦は一旦取り外し、野地板・垂木を補修する。瓦は既製品に取り替えられているが再利用し、土葺きから空葺きに変更して、屋根荷重を低減する。

<建具>

建付け調整を行う。

【E】蔵1（米蔵）

<修理方針>

半解体工事が必要となってきたているが、近々は現状のままとする。

なお修理が必要となったときは、建物に大きな傾きと不陸が認められるため、半解体工事を行う。

<屋根>

瓦は一旦取り外し、野地板・垂木を補修する。瓦は既製品に取り替えられているが再利用し、土葺きから空葺きに変更して、屋根荷重を低減する。

野地板・垂木は応急的に取り替えられているため、当初形式に復旧する。

<小屋組>

小屋組は一旦解体する。破損材は繕い、または取り替える。

<軸部・床組>

建て起こしを行い、不陸・傾きを修正する。

<壁>

壁は解体、復旧する。

<柱間装置・仕上げ>

腐朽した造作材は繕いによりできるだけ再利用し、今後の維持に耐えない部材は取り替える。

下屋軒下は、三和土（叩き）仕上げとする。

【F】 蔵2、裏門、蔵3（農具蔵）、蔵4（道具蔵）、蔵5、蔵6

<解体方針>

半解体または全解体工事が必要となってきたが、近々は現状のままとする。なお修理が必要となったときは、蔵2～4は半解体工事、蔵5、蔵6は全解体工事を行う。

蔵2と蔵6には活用上の階段を設ける。

<屋根>

瓦は既製品に取り替えられているが再利用し、土葺きから空葺きに変更して、屋根荷重を低減する。

野地板・垂木は応急的に取り替えられているため、当初形式に復旧する。

<小屋組>

破損材は繕い、または取り替える。

<軸部>

破損材は繕い、または取り替える。特に蔵5、6の西面の欠失した軸部は復旧する。

<床組>

蔵2、3の床組は一旦解体し、床下の破損を確認し、破損が見つかった場合は、破損材は繕い、または取り替える。

蔵5の床組はほとんどが破損しているため、取り替える。

<壁>

壁は解体、復旧する。

<柱間装置・仕上げ>

腐朽した造作材は繕いによりできるだけ再利用し、今後の維持に耐えない部材は取り替

る。

蔵2～6の2階塗籠窓の建具は欠失しており、復旧する。
床下および下屋軒下は、三和土（叩き）仕上げとする。

【G】蔵7（新蔵）

＜解体方針＞

近々は現状のままとする。なお修理が必要となったときは、建物に傾きが認められるが、破損は部分的であり、部分修理工事とする。

＜屋根＞

瓦は既製品に取り替えられているが再用し、土葺きから空葺きに変更して、屋根荷重を低減する。

野地板・垂木は応急的に取り替えられているため、当初形式に復旧する。

＜小屋組＞

小屋組は一旦解体する。破損材は繕い、または取り替える。

＜軸部・床組＞

そのままとする。

＜壁＞

入口塗籠戸廻りは残し、外部漆喰仕上げは塗り替える。内壁はできる限り残し、2階南面の破損した壁は塗り替える。

＜柱間装置・仕上げ＞

下屋軒下は、三和土（叩き）仕上げとする。

【その他建造物】

近々は現状のままとする。なお修理が必要となったときは、以下の工事を行う。

稲荷社

高欄等の破損部分を修理する。基壇を積み替える。覆屋を新調する。

庭門

全解体し、復旧する。

木塀

全解体し、補強を行い、復旧する。



図 29 II期 修理方針 2階

第3章 環境保全計画

環境保全計画は、兵庫県指定文化財の建造物とその他建造物を除く、屋外環境を対象とする。

1 環境保全の現状と課題

(1) 旧入江家住宅敷地内の環境と課題

① 前栽

- ・築山式枯山水の石庭。庭石・石灯籠・手水鉢・飛び石が配されている。築山は石垣を積んで造成されている。雪見灯籠は笠と足が、春日灯籠は火袋が破損している。
- ・かつては心池のある池泉式で木橋が架け渡されていた（家相図③明治42年7月）が、現在、心池は埋め立てられている。
- ・南側木塀の近くに、昭和43年(1968)に高砂市指定文化財に指定された織部灯籠がある。西側に約3度傾斜している。竿部の裏面に「為常山樵月居士菩薩」と後代に刻銘されている。
- ・昭和55年(1980)に高砂市指定保存樹に指定されたオガタマがある。平成14年(2002)に建物に侵入した木根の一部を除去したことにより樹勢が衰え、現在、樹木医による養生が行われている。
- ・モチ・クス・モミジ・チャなどの樹木がある。
- ・西側木塀近くに、井戸が1基ある。釣瓶は破損している。
- ・東側の庭門の南西に、流下式塩田で用いられていた枝条架で作られた生け垣があったが、腐朽し撤去されている。
- ・主屋本座敷の北側に、便所の手洗い用の装置がある。
- ・主屋縁側から眺める景観は、木塀に囲まれ周囲と遮断された空間となっており、落ち着いた雰囲気醸し出されている。

② 玄関の庭

- ・十字型の通路以外は円礫が全面に敷かれている。通路際の礫が崩れやすく、歩きにくい。
- ・主屋と表屋をつなぐ通路は、不定形の石を配置した石敷きとなっている。東側に南北にモルタル舗装した溝が真ん中の開所につながる。
- ・南北の通路は表門と主屋式台に通じ、東西の通路は表屋と主屋をつなぐ通路から庭門をくぐり前栽に通じる。
- ・十字型の通路は、西側の前栽や周囲から会所を経由して東側の暗渠につながる排水路となっている。
- ・モチ・マキの樹木がある。
- ・表屋を通り抜けて主屋の大屋根を見上げることができたり、前栽へ続く前室空間となっている。

③ 新座敷の庭

- ・建物の北側にあり、木塀に囲まれた坪庭である。

- ・石灯籠とウバメガシやシュロチクなどの樹木がある。
- ・新座敷から眺めることのできる空間である。

④ 八畳の庭

- ・建物の北側にあり、木塀に囲まれた坪庭である。
- ・ナンテンなどの樹木がある。
- ・主屋北側八畳の間から眺めることのできる空間である。

⑤ 裏庭・蔵庭・大裏

- ・蔵1～7と主屋・新座敷に挟まれた空間となっている。
- ・サクラ・カキ・イチジクなどの樹木がある。生長したサクラは蔵の屋根を越すほどとなっている。
- ・主屋の裏口北側に、井戸1基と、埋め甕がある。仮設トイレ1基があり、未使用の浄化槽が埋置されたままである。下水道は蔵2と3の間にある裏門を通り、北側の市道につながっている。
- ・蔵7南側の民地境界には、高さ2.20m（10段）のコンクリートブロック塀がある。
- ・通路や作業空間等として利用されてきた。

⑥ 牛小屋北

- ・敷地南西隅の張り出し部分にあたる広場である。
- ・主屋南東接続部の格子戸から土間を通り東へ抜ける。
- ・令和3年度に屋根瓦保存棚を設置し、過去に取り外した瓦を保管している。
- ・牛小屋（解体し部材保存中）が両開きの門扉に改修されたあと、駐車スペースとして使用されていた。現在も公開時には駐輪場等として利用されている。



図 30 敷地内環境図

(2) 旧入江家住宅の周囲の環境と課題

① 排水

- ・敷地内の排水機能としては、主屋内にある台所と便所からは下水道に接続している。
- ・敷地東側の塀沿いに、南北に暗渠が通っていて、主屋土間の炊事場と裏庭、玄関の庭からの排水が接続している。
- ・敷地西側の塀沿いに開渠の側溝が通っていて半ばで開渠となり、前栽の井戸近くの木塀基礎の穴から排水ともつながり、やがて道路で暗渠となり、下記の側溝と接続する。
- ・敷地東側の側溝は、暗渠となって敷地外を通り、暗渠のまま南側の市道をまたぎ、民有地の敷地内を南へ通り抜け、開渠となってやがて下水道に接続する。

② 隣地の民家・駐車場

- ・敷地の西側にA邸とB邸、東側にC邸とD邸が接する。
- ・敷地南側の市道73号線の南に駐車場①とその西隣に駐車場②があり、敷地の西側は駐車場③に接する。現在、管理用等の目的で、E氏所有の駐車場①で3台分賃借している。

③ 道路

- ・敷地の北側は市道78号線に接し、幅員は2.8～3.9mである。
- ・敷地の南側は市道73号線に接し、幅員は2.9～3.2mである。

④ 周辺施設

- ・周辺の施設としては、北側に曾根緑地公園と稲荷神社、北西に入江家の菩提寺である龍澤寺がある。西側に鎮火神社があり、少し離れて曾根郵便局がある。その他は低層の民家が狭い道沿いに建ちならび、ところどころに空き地がある。

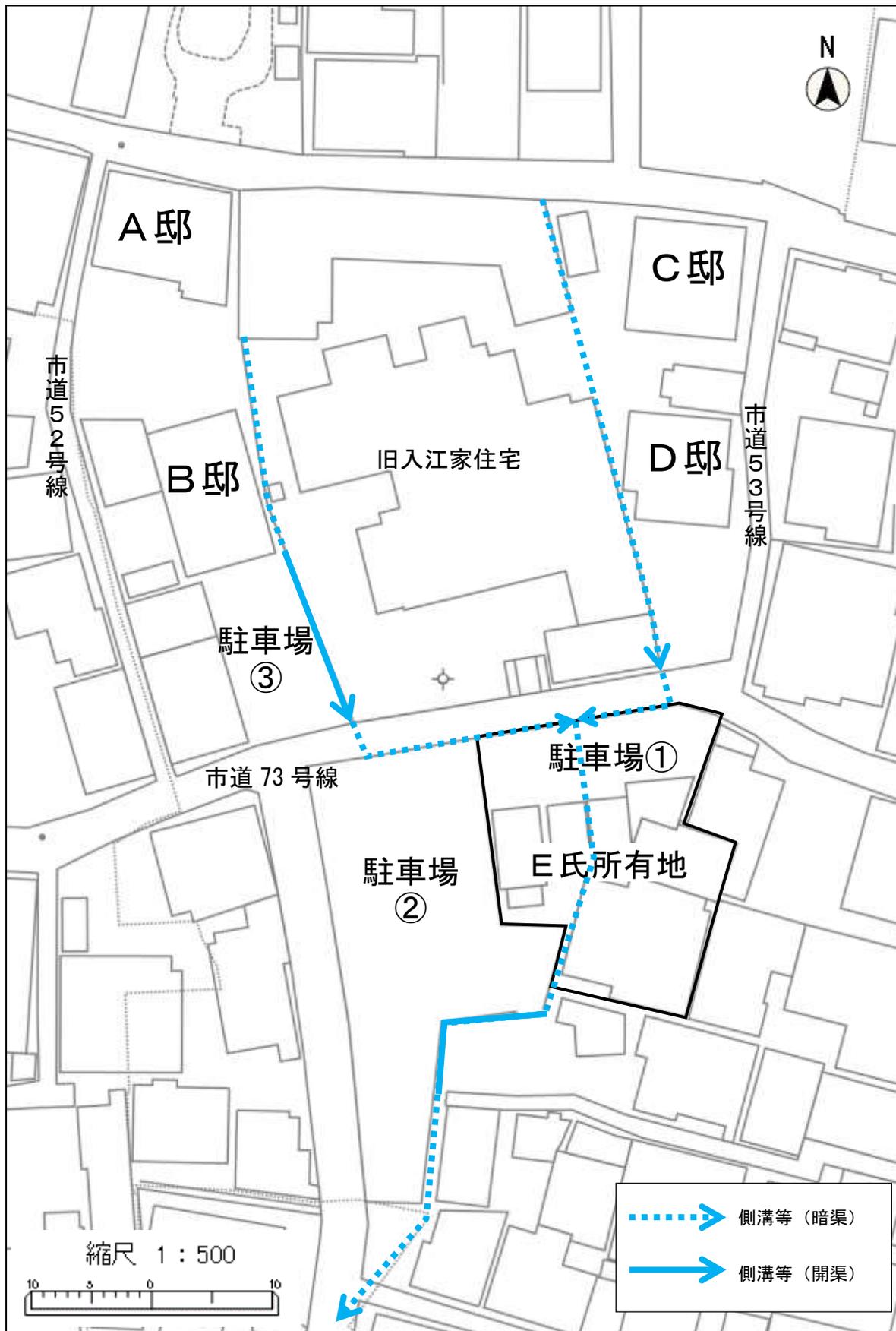


図 31 周辺の環境図 1

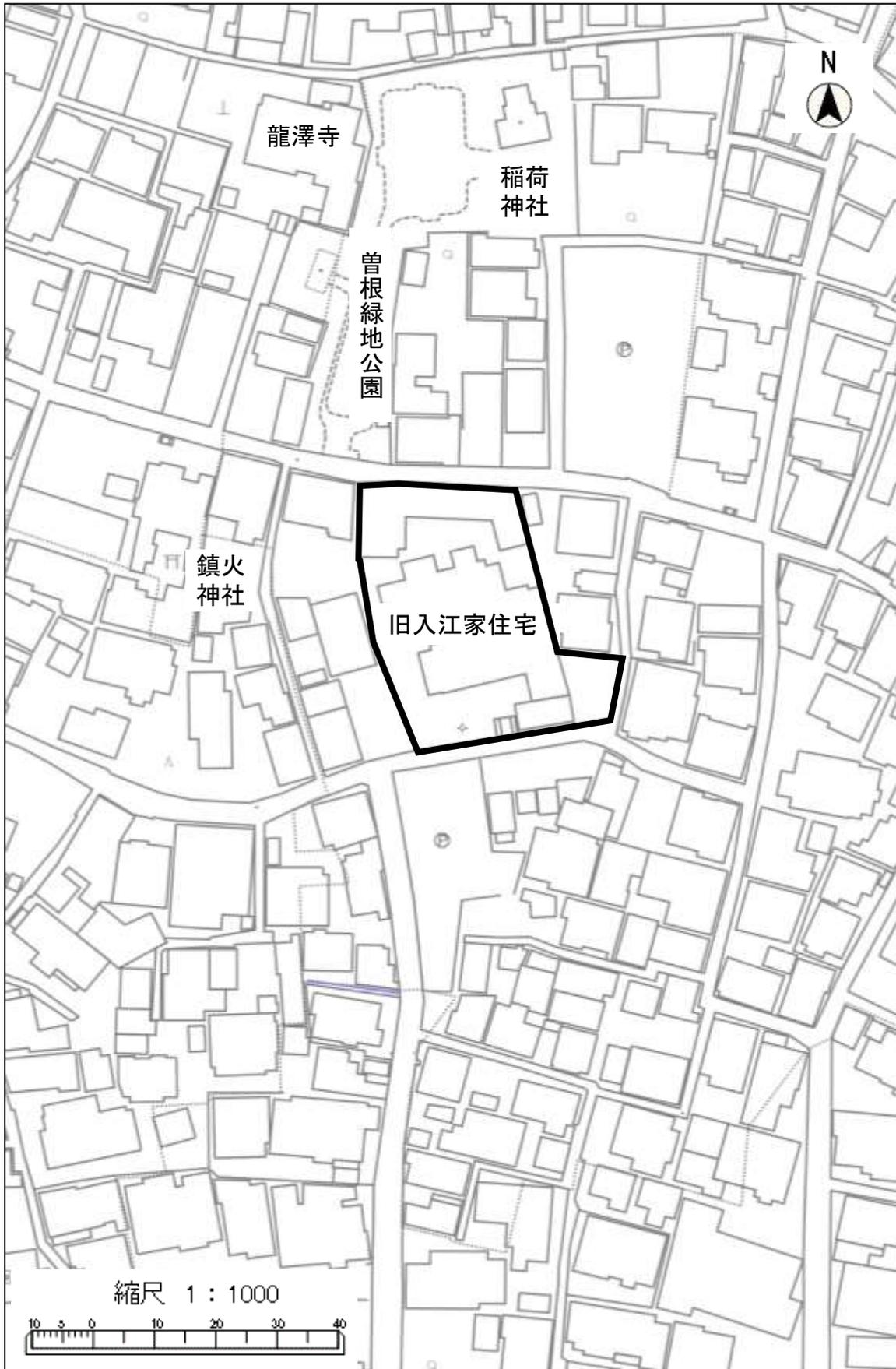


図 32 周辺の環境図 2

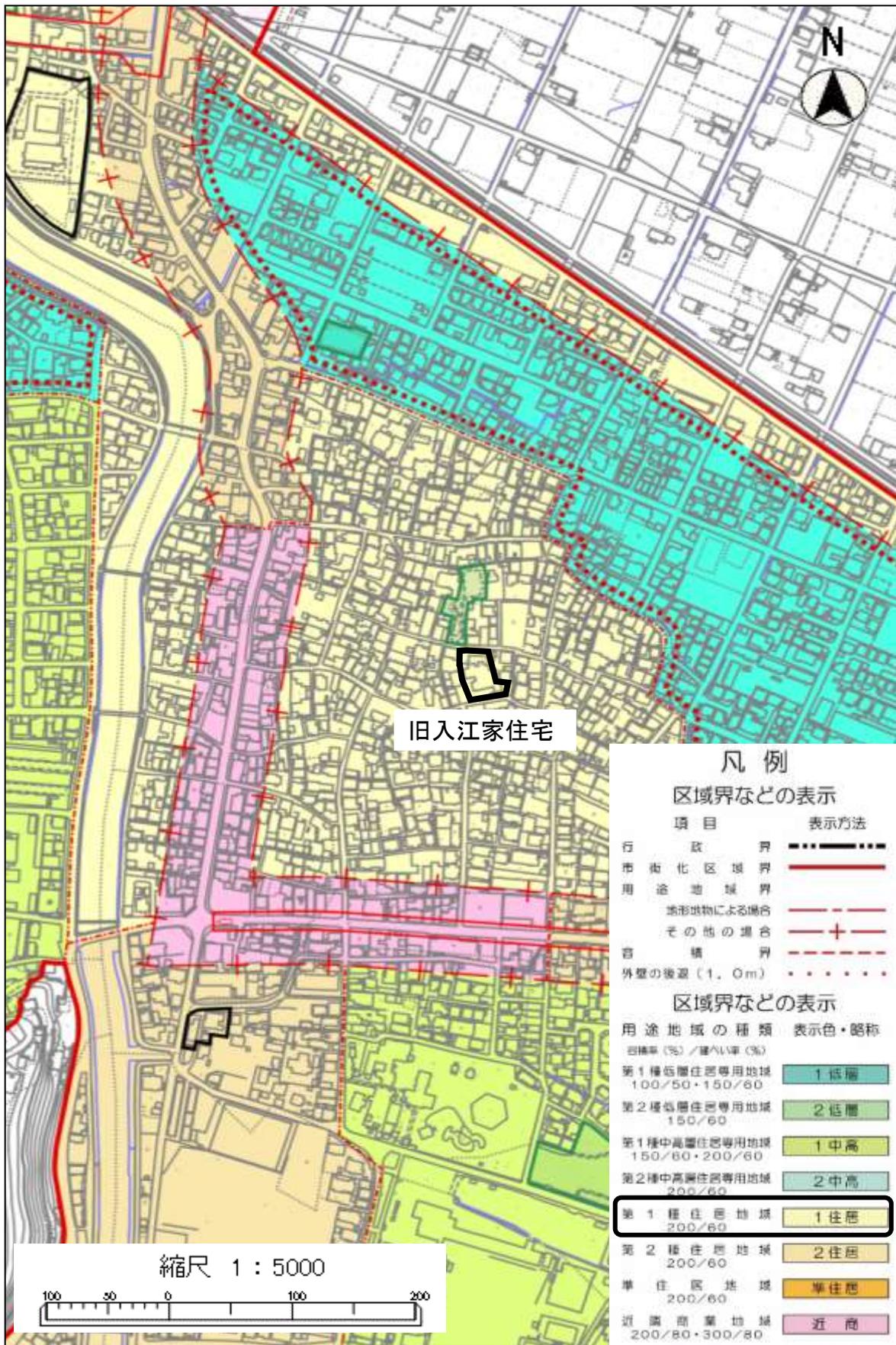


図 33 周辺の都市計画図

2 環境保全の基本方針

兵庫県指定文化財としての価値を堅実に保存しつつ、旧入江住宅と一体的な環境として適切に保全していくために、環境保全の基本方針を以下のように定める。

- 庄屋層大規模製塩業者としての旧入江家住宅の価値と風格を損なわないように、環境保全を図る。
- 建物と庭園、周縁環境で構成する空間の特徴と価値を顕在化するように環境保全を図る。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

旧入江家住宅の建造物と一体をなしてその価値を形成している土地及びその他の計画区域全体を、①保存区域、②保全区域、③整備区域の3つに区分して保護の方針を定める。

① 保存区域

保存区域は、兵庫県指定文化財として指定されている「主屋、新座敷（酔古亭）、表屋、表門、道具蔵・醤油蔵及び裏門、米蔵、新蔵」の7棟、及び稲荷社、庭門、木塀を含む区域とする。

② 保全区域

保全区域は、保存区域に隣接し歴史的景観や環境を構成する、前栽等の庭や建物周り及び敷地外周の区域とする。

③ その他区域

その他区域は、旧入江家住宅の保存及び活用に必要な区域とする。

(2) 区域の保全方針

区域の保全方針は以下のとおりとする。

① 保存区域

- ・この区域内では、原則として新たな建造物を設けることは認めず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

② 保全区域

- ・旧入江家住宅の屋敷の中から見えた庭園景観や、玄関の庭等から見た屋敷全体の景観を意識し、適切な修景や樹木管理を実施する。
- ・保存区域内の建造物に被害を及ぼす可能性のある樹木等については、適切な対策を講ずる。
- ・屋敷外周付近の樹木や土塀の適切な管理を行い、保存区域と一体となった価値を守るために景観と環境の保全を図る。
- ・来館者が安全で快適に見学できるような環境保全と環境整備を図る。
- ・雨水排水機能を整え、指定範囲内外の屋敷全体の環境保全を図る。

③ その他区域

- ・適切な保存及び活用に努める。

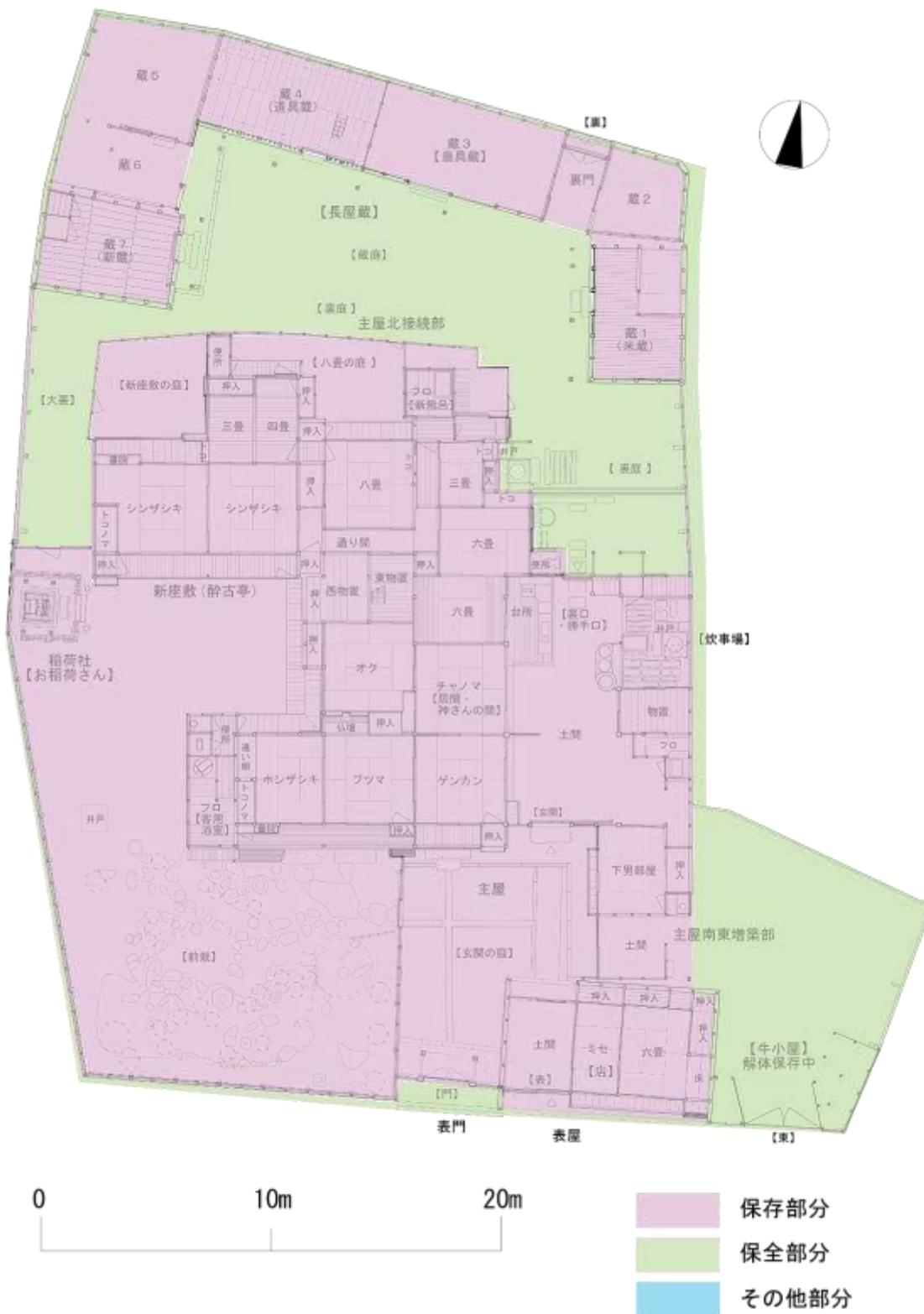


図 34 区域区分図

4 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

市街地に所在し、曾根集落周辺には隣接した町屋形式の住宅等が多い。道路も狭く、近接又は塀を覆う樹木等が茂り、一部枝葉は市道や隣地に迫り出している。延焼の恐れや、強風雨時の倒木・枝折等により、内外の建物に損壊等の被害を及ぼす可能性がある。

また、樹木枝葉により雨樋や排水溝に目詰まりが生じる恐れがある。敷地周辺の地表面の勾配も十分整備されておらず、雨水による排水が機能しない場合が生じる恐れがある。

高砂市ハザードマップでは、旧入江家住宅敷地は、計画規模降雨では浸水区域に含まれていないが、想定最大規模降雨及び高潮では浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に含まれている。地震・津波では、震度 6 強が想定されるが、津波による浸水は想定されていない。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

周辺環境、建物構造等の防火上の観点から十分な対応が必要である。樹木は必要に応じて枝おろし、剪定等の措置をとるとともに、雨樋詰りの原因となる落葉の除去を心掛ける。排水施設の機能を維持するため、台風・大雨後の点検、定期的な清掃に努める。

(3) 環境保全施設整備計画

① 雨水排水設備

- ・現在埋没している旧来の排水溝等の施設を確認する。
- ・建物の雨落機能の低下は、オーバーフローして庭に影響するだけでなく、建物本体にも影響が及ぶことも想定されるため、対処方法を検討する。
- ・定期的な清掃、浚渫を行う。
- ・敷地内の排水や雨落の機能に課題を抱えており、雨水排水設備や雨水排水処理を見直し改善する。

② 保護柵（コンクリートブロック塀、生垣、アルミ塀等）

- ・歴史的な景観や環境との調和に留意する。
- ・公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないことを併せて検討する。

③ 覆屋（応急修理時の養生、修理工事の外部足場・素屋根等）

- ・歴史的景観や環境を極力損なわないよう配慮する。
- ・屋内の文化財（建造物）を確実に保護できる構造強度を有する。
- ・内部空間にある程度の余裕を設け、保存・活用の支障とならないように配慮する。
- ・換気、採光、防火に十分配慮する。

第4章 防災計画

1 防災・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

旧入江家住宅の建造物は木造であり、可燃性が高い。建造物内部での下記管理に厳重に注意を払う必要がある。

(2) 延焼の危険性

建造物は瓦葺であるが、建造物の開口部や軒下の木部が露出する部分への軒からの回り火等に注意が必要である。

敷地は北側と南側の二面が道路に面し、東側と西側の二面が民家に接している。民家は木造の建造物で近接していることから、外部の火災による延焼の危険性がある。

【想定される出火原因】

- ・放火による出火
- ・建物外部からの延焼
- ・漏電による火災
- ・建物内での火気使用からの失火（管理上の必要から、使用する火気についても管理の徹底が必要）

(3) 防火管理の現状

現在、旧入江家住宅は非公開となっているため、常時、管理者が不在の施設となっている。防火管理者は、文化財保護所管課の職員が担っており、不在時に火災が起きた場合は、自動火災報知機と消防署への自動火災通報装置が連動しており、また、機械警備装置と連動し、各方面に連絡されることになっている。

日中での火災の発生時に即時対応するためにも、修理後に早急に常時公開し、管理者を常駐させることが必要である。

(4) 防火管理計画

防火管理については、その維持に努める。なお、修理後の公開方法に合わせて防火管理計画の充実を図る。

① 防火管理者

高砂市は消防法第8条第1項に基づき、文化財保護所管課の職員を防火管理専任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

② 防火管理区域の設定

旧入江家住宅敷地全体を防火管理区域に設定する。

③ 防火環境の把握

防火管理区域内に所在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に

係る環境を把握する。

④ 予防措置

防火区域内における火災の発生を未然に防ぐため、以下に留意して必要な予防措置に定める。

1) 火気等の管理

旧入江家住宅敷地内については禁煙とする。管理・活用等に必要な火気の使用は、予め所管消防署へ届出した上で使用場所・時間等を限定し、周囲に消火用具等を配置するとともに必ず火気使用管理者を配置することとする。

2) 可燃物の管理

敷地内の可燃性物品の除去、または整理整頓を行う。

建造物周辺の行動に面した区域においては、可燃物を放置しないよう見回り等を徹底する。

3) 警備

公開時間においては特に火気管理を徹底する。非公開で不在のときは、警報・通報装置により、業務を委託した専門業者が警備を行う。

4) 安全対策

- ・入館者数を把握し、収容人員の管理を行う。
- ・火災を具体的に想定した消防訓練を実施し、緊急連絡体制や初動体制を整える。
- ・排煙については、建具を開放することにより対応する。
- ・避難については、緊急時の避難口としては土間を出入口とするが、木造建物であり各居室の縁側や廊下の開口部からの避難も可能とする。
- ・避難経路を設定し周知に心がけ、迅速な避難行動や円滑な避難誘導を可能とする。

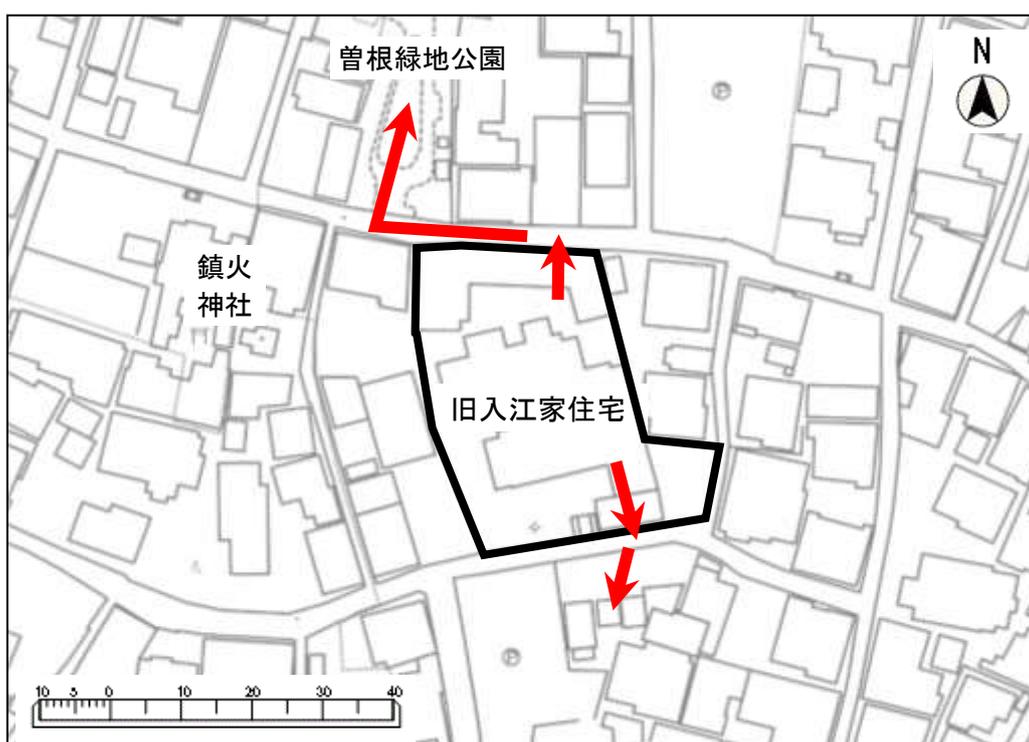


図 35 避難経路図

5) 近隣住民の協力体制整備

近隣住民に通報と初期消火について協力してもらう体制を整備する。

⑤ 火災発生時の対応

1) 初期消火及び関係各所への通報

火災の発生を覚知した場合は、あらかじめ決められた伝達系統に従い、消防機関をはじめ関係各所への通報を行うとともに、初期消火にあたる。

2) 避難誘導

火災の発生場所を特定し、来館者を火元から遠ざけるような経路を示しながら、避難誘導を行う。

3) 建造物の焼失防止の措置

延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去を含めた適切な対応をとる。

4) 被害状況の把握と部材の保護

消防隊到着の後は、当該建造物周辺に待機し、建造物の被害状況を把握するとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

(5) 防犯計画

① 事故歴

軽微なき損歴があるものの、放火による大きな事故歴はない。平成18年(2006)10月に、蔵内に収蔵していた美術資料の一部が盗難を受けた際、蔵4の木戸と蔵7の外側漆喰戸と内側木戸の敷居が壊された。盗難事故後に両方の敷居は元に戻し、蔵4は木戸の外側にもう1枚木戸を設置し、施錠箇所を増やす処置がとられている。その他、建築部分での事故歴はない。

② 事故防止のための措置

公開中は担当者による巡回を実施し、非公開時・夜間は機械警備としている。建物への侵入等が発生した場合は、業務を委託した専門業者へ警報・通報される。

③ 今後の対処方針

公開活用の内容に応じて、見学順路・入館経路の設定、制限区域の設定、人員配置、その他必要な表示等を改めて行う必要がある。また、犯罪企図者によるき損・盗難等の犯罪を抑止及び監視するため、今後、公開時における管理人の人員配置、公開範囲の設定等の管理運営体制の検討を踏まえつつ、防犯体制を強化する。

(6) 防火・防犯設備計画

① 防災設備の基準

本建物は、消防法の防火対象物 別表第一(十七)項の文化財に該当し、以下の設置基準に則って消防用設備を設置する必要がある。

表4 消防法令の整理

消防法施行令	適用項目	適用条件
第1条の2	防火管理者の選任	収容人員が50人以上のもの
第10条	消火器又は消火用具	すべての建物
第21条	自動火災報知設備	すべての建物
第23条	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積が500㎡以上のもの
第24条	非常警報設備（非常ベル、自動サイレン、非常放送設備）	収容人員が50人以上のもの ただし、自動火災報知設備が基準どおりに設置されている場合は免除

② 防災設備の配置状況

火災感知のために、差動式スポット型、定温式スポット型、煙式スポット型光電式の各感知器を設置し、自動火災報知設備に接続されている。火災の場合は、自動火災通報装置が作動し、消防署や関係者へ自動で電話連絡される。

消火設備は、消火器を配備しているのみである。

防犯設備としては、専門業者へ委託し機械警備による不在時の警戒を行っている。

③ 今後の対処方針

現状では自動火災報知設備と消火器が設置されているが、消火栓や防火水槽等がなく、初期消火の自主設備としては消火器のみで十分でないため、今後、初期消火等を充実させるための計画を立て、防火設備の更新を図る。なお、防災設備の更新に当たっては、関係機関と協議を行ったうえで設置する。

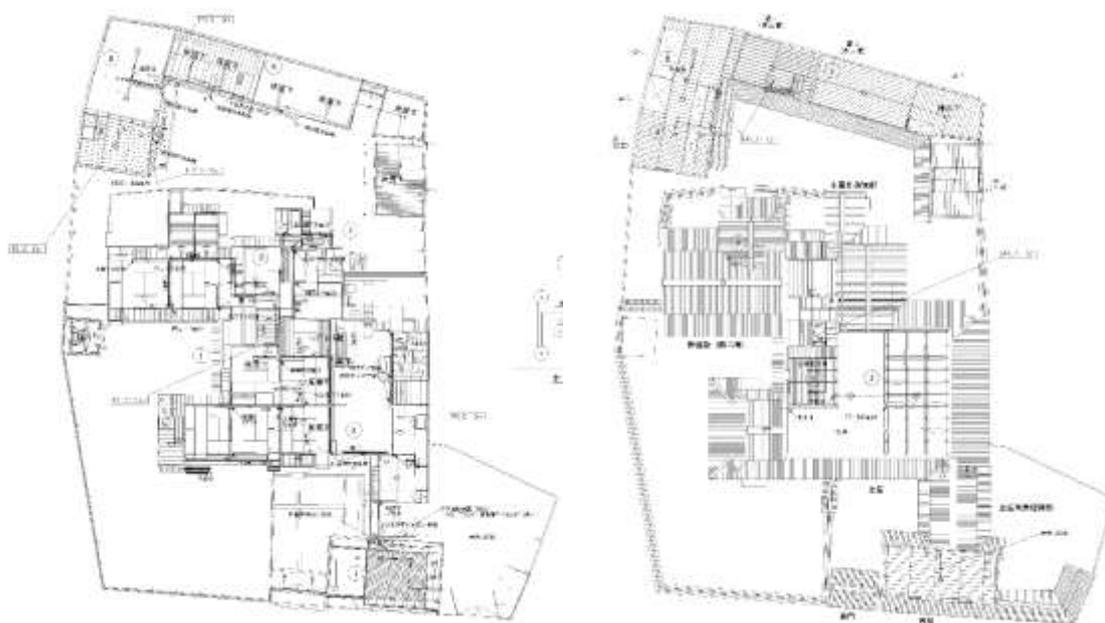


図36 防災設備配置図



图 37 消火器配置图

2 耐震対策

「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日庁保建第41号文化庁文化財保護部長通知）を参考とし、当該文化財建造物等に適するよう改め、以下のとおり定める。

(1) 地震時における安全性確保

① 基本的な考え方

当該建造物等は、様々な部位にわたって意匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、これら建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。

このことから、可能な範囲で構造面の補強等を進めると同時に、ソフト面の対策もあわせて実施する必要がある。

地震時における安全性の確保は、強い地震の際にも人命に重要な影響を与えないことを目標とし、原則として、文化財建造物等の価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施し、補強を行うことにより主要な文化財的価値を失ってしまう等、やむを得ない場合は立ち入りを制限することによるものとする。

また、文化財建造物等の地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。

これらのことは、高砂市が主体となって行うものであるが、地震被害の想定及びその被害を防ぐための対処案の作成や根本的な大修理の必要性等の検討等、専門的な事項については、建築専門家の意見を参考にする。これらの実施は早急に行う必要があるが、諸条件により、当面、根本的な大修理の際に併せて補強を実施することとし、立ち入りの制限等については危険性を明示すること等の措置にとどめるものとする。

② 地震被害の想定並びに対処案の作成及びその実施

文化財建造物等の地震時の安全性確保のためには、具体的な地震被害を事前に想定し、並びに対処案を作成及び実施する必要がある。当該地域又は場所で想定される最大級の地震が発生した際に、文化財建造物等の受ける被害の程度及び山崩れや火災などの地震に伴う二次災害の程度を想定しておく。

具体的には、専門家の助言を得て構造診断を行うと同時に、当該文化財及び周辺地区が過去の地震の際に、どのような被害を受けたかを古写真その他の記録、当時の記憶や伝承等から調査し、現状の調査と比較して地震発生時の被害を想定するなどの方法が考えられる。

なお、地震被害の想定に当たっては特に次の点に留意すること。

1) 当該文化財建造物等及びその周辺の建造物が過去の地震で受けた被害の把握

- ・人的被害の有無と人的被害が生じた状況
- ・当該文化財建造物等の全体構造にかかわる被害

- ・当該文化財建造物等の各部の被害
- ・周辺の被害（火災、崖崩れ等）

2) 過去の地震時と現状との比較

- ・増改築等により当該文化財建造物等の形態が変化した部分の把握
- ・使用方法の比較（建物の用途、使用頻度、使用者の数等）
- ・周辺状況の比較（地形の変化、市街地化の進行等）
- ・当該文化財建造物等の老朽化の度合等の比較

高砂市は、想定した地震被害に対して、後記の事項に留意しつつ次の項目ごとに対処案を作成し、実施するよう努める。

- 維持管理方法の改善（後記③参照）
- 使用方法の改善（同④参照）
- 補強を伴う修理（同⑤参照）
- 周辺環境の整備（同⑥参照）
- 防災施設等の充実（前記1 防災・防犯対策参照）

なお、対処案の作成については、被害を可能な限り小さくするという観点から作成するものとする。

③ 日常の維持管理に当たって留意すべき事項

当該文化財建造物等が本来的に有している強度を維持するためには、適切な日常管理を継続的に行うことに大きな効果がある。高砂市等は日常管理に当たり、「文化財保存・管理ハンドブック建造物編」（文化庁文化財保護部建造物課監修、(社)全国国宝重要文化財所有者連盟編、平成6年10月）及び「文化財防火・防犯の手引き」（文化庁文化財保護部、昭和45年3月）、また「文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル」（兵庫県教育委員会、令和4年3月）を参考にし、特に次の点に留意して行うのが望ましい。

1) 破損箇所の把握

耐力と関連する次に示すような点に留意して、破損箇所の確認・把握に努める。

- ・柱梁などの主要な構造部材の傾斜箇所
- ・雨漏り及びその原因となる屋根の破損箇所
- ・部材の腐朽箇所(特に柱の基部、構造部材の接合部、床下の根太・大引等)
- ・虫害を受けた箇所
- ・壁の亀裂及び剥落箇所
- ・煙突や塀の破損及び劣化状況
- ・地盤の変化(不同沈下の状況等)

2) 部分的・応急的な補修

確認できる破損箇所については、常日ごろから部分的・応急的な補修を実施するよう努める。

3) 地震に伴う人的被害、火災の防止

地震に伴う人的被害や火災等については、次に示すような点に留意して、日常の注意、備品の整備等を計画的に実施するよう努める。

- ・室内の設備(背の高い家具、照明器具、天蓋等)の固定
- ・物品・什器類の倒壊や滑り出しの防止
- ・火気使用区域の限定
- ・火種の後始末の徹底
- ・携帯用消火器、耐火布等の常備

4) 緊急対応物資の確保

災害時に必要となる可能性がある防水シート、ロープ、貯水タンクなどを常時保持しておくよう努める。

④ 使用方法に関して留意すべき事項

当該文化財建造物等は、不特定多数の人への公開及び活用に供するので、特に人命の安全確保という観点に留意する。この点から、高砂市は想定した被害状況及び上記③1)に基づき、危険と判断される箇所の付近には、柵・生垣・看板等を設けるなどして危険性を明示する。また、見学者等の行動を把握し、地震時に見学者が避難などの適切な行動をとれるように留意し、各種特別行事等で多数の見学者が予想される場合には、必要な人員を配置する。

また、構造診断を行うと同時に計画区域を対象にして、具体的な使用の内容、管理使用の責任者などを定めておく。

(2) 耐震補強

① 補強を伴う修理

1) 修理の必要性

耐震性能の向上には、定期的又は必要に応じ、適切な修理を行うことにより大きな効果がある。

修理には小修理及び大修理があり、小修理とは、主要な建築構造部材(柱、梁、小屋組等)の解体を伴わない部分的な修理及び付加的な部材による補強行為等をいう。大修理とは、構成部材の全解体を伴う解体修理、壁及び造作材の解体を伴う半解体修理並びに屋根全面修理及びそれに準ずるものをいう。いずれの場合も、補強のために必要な修理を積極的に実施するよう努める必要がある。その際には、建築・歴史・文化財分野の専門家による指導を受ける。

2) 補強のための小修理

補強のために必要な小修理を実施するに当たっては、文化財的価値を損なわないために次の事項を遵守すること。

- ・主要な構造部材及び意匠を構成する部材を傷つけない。
- ・屋根葺材や壁材など消耗品的な部材については、従来からの意匠・材質・構法をできるだけ損なわないようにすること。特に、壁などで仕様を変更して補強する場合には、従来の仕様を示す痕跡を消し去らない。
- ・付加的な部材により補強する場合には、将来の根本的な修理の際に容易に撤去可能な方法で行うよう努める。

② 根本的な大修理

平成 29 年(2017) 3 月に実施した「旧入江家住宅耐震診断及び耐震補強検討報告書」により、耐震的な課題が確認されている。必要があると認められた対策については、根本的な大修理にあわせて行う。

なお、修理計画の具体的な作成は、重要文化財建造物等の修理の経験を有する技術者又はそれに準ずる者が参加するのが望ましい。

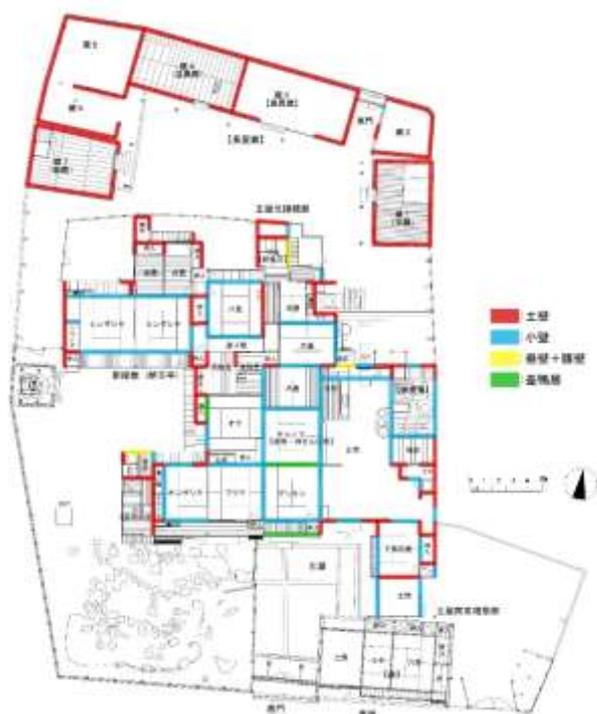


図 38 耐震要素図



図 39 耐震壁設置案位置図

(3) 地震時における対応

① 環境の整備

1) 周辺地形等の保全整備

地震による周辺地形の変化は、文化財建造物等の保存に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、所有者等は常日ごろから、周辺地域も含め、石垣・崖・池沼・大木などの状況に留意し、危険と考えられる場合には安全性確保のため、環境保全に関する整備計画を立案する必要がある。

なお、整備計画の作成及び実施に当たっては、周辺の歴史的な風致や景観の保全に努めるものとする。

2) 建造物の環境の整備

多湿な環境は部材の腐朽や虫害の発生の原因となり、結果として文化財建造物等の強度を著しく低下させることとなるので、建物内や床下の換気に努めると同時に、敷地に湿気がこもらないように排水路等の整備を行う。

② 地震時の対応

1) 避難

強い地震の後には余震が生じることがあるので、屋内で地震にあった場合には、速やかに瓦等の落下物に注意しながら外に逃れ、広域避難場所等に避難し、消防機関等の指示に従う。

2) 非常災害のために必要な応急措置

地震によって当該建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行うこと。その後、文化財建造物等とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置をとることができる。

- ・文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとること。

- ・文化財建造物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立ち入り制限の措置をとる。なお、破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

- ・文化財建造物等の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置をとる。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

風雨に関する被害としては、暴風雨時の瓦の飛散・落下、漆喰壁の剥落、ガラス戸の破損・飛散等が想定される。

(2) 今後の対処方針

暴風雨等が予想される場合には、戸締りを厳重に行うなどの準備対応を行う。職員は必要に応じて内部にて待機し、建物内の巡視を行う。

災害の発生等が予想される気象条件下では、通常の公開・利用を中止し、必要な対策を講じる。

暴風雨が収まった後は、速やかに建造物及び周辺の巡視を行い、建造物の被害の状況を把握するとともに、被害が発生した場合は被害が拡大することを防止するための応急措置を行う。

4 水害対策

(1) 被害の想定

高砂市ハザードマップでは、旧入江家住宅敷地は、計画規模降雨では浸水区域に含まれていないが、想定最大規模降雨及び高潮では浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満の区域に含まれている。地震・津波では、震度 6 強が想定されるが、津波による浸水は想定されていない。

正確な記録は残されておらず、詳細な浸水歴は把握できていない。平成 23 年(2011)台風第 12 号の際は、曾根集落周辺は浸水したが、旧入江家住宅には被害は及んでいなかった。周辺よりも地形的に高い位置にあったためと考えられる。

今後、大雨の増水により天川の氾濫等があった場合、旧入江家住宅が浸水する可能性があり、直接浸水被害がない場合でも、周辺の浸水によって近寄れないなど、二次被害の可能性はある。

(2) 今後の対処方針

被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。また、あらかじめ発生が予想される場合は、情報を収集し必要な対策を講じるものとする。

5 その他の災害対策

高砂市ハザードマップでは、旧入江家住宅敷地は平野部に位置し、土砂災害の危険性は想定されていない。

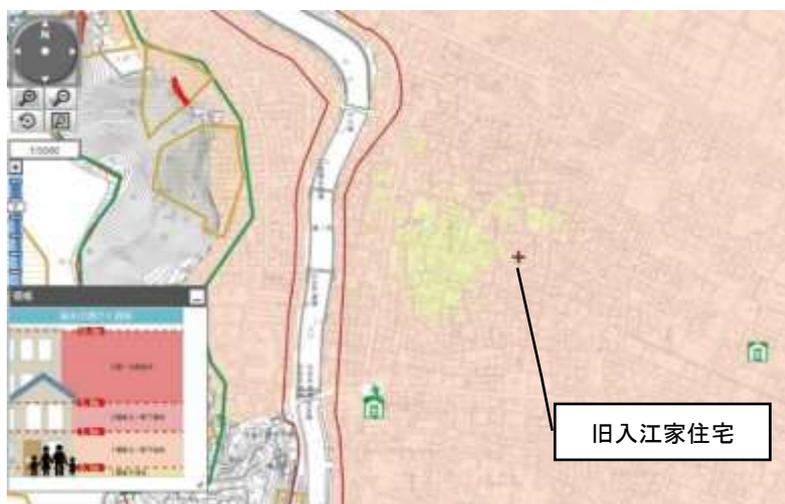


図 40 高砂市ハザードマップ（想定される浸水深-想定最大規模降雨）

第5章 活用計画

1 公開活用の基本方針

兵庫県指定文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を共有し発信していくために、公開活用の基本方針を以下のように定める。

(1) 文化財としての価値を学び伝えるための公開活用を行う

- …住民の共有財産、またはお宝である文化財として、旧入江家住宅の価値を損なうことなく、確実に後世に伝える。
- …建造物的な価値のみならず、意匠的・民俗的・景観的・歴史文化的な価値も擁しており、それらが融合する他にない個性と魅力があることを発信し、共有化を図る。
- …調査研究を継続し、新たな価値の創造につなげる。

(2) 地域の歴史を学び、文化を創造する拠点としての公開活用を行う

- …曾根地区や高砂市の歴史を学び、固有の地域の魅力を再発見し、新たな文化を育む拠点として発展的な取り組みを行う。
- …教育や文化に関わる活動を通じて、地域への愛着を育み新たな創造や交流を生み出す。

(3) 地域のコミュニティ活動を通じて、市民交流の場として活用する

- …地域住民と連携した活動の場として活用し、持続的な地域社会の展開に寄与する。

(4) 歴史文化資源の連携により、地域活性化の拠点として活用を図る

- …市内や関連地域の歴史文化資源との連携を深めることで、高砂市の魅力を向上させ情報発信するとともに、地域の活性化を促し、地域活動やひとつづくりの拠点として活用する。
- …地域の個性の魅力を後世に継承し、地域の連携と持続可能なまちづくりを目指す拠点として活用する。

2 公開計画

(1) 公開の現状

現在、原則非公開の施設となっている。修理工事完了後、設置条例を設定し、公開施設として活用していく。

公開にあたっては、文化財の積極的な活用を念頭に継続して実施していくものとする。ただし、建造物内外で修理・整備が行われていない区域は、部分的に立ち入りの制限を行い、また、修理工事の際には公開範囲を限定し、工事の様子も公開するよう努める。

(2) 建造物の公開

江戸時代の建物で構成する屋敷構え全体と、各建物の形態や様式が良好に保存されている主屋・新座敷・表屋・蔵の一部を公開する。

① 居住空間の公開（主屋・新座敷・表屋）

入江家の家格や財力を反映した江戸時代の建築の特徴や、接客・応接など日常生活で利用された空間を公開する。庄屋・製塩業者・文化人として多角的な側面を有する入江家の人びとが住まいした住宅で、江戸時代以降の人々のくらしぶりを伝え、来館者に理解を促すことができる。

② 屋外施設等の公開（表門・蔵・稻荷社等）

敷地内には生活や応接などに不可欠な、収蔵や玄関、信仰等の行為に関連する施設を公開する。建築的特徴だけでなく、くらしの知恵や家格を示しており、屋敷の全体構成や江戸時代の生活を理解することができる。

建築の外観を公開することを原則とし、蔵は一部を公開活用し、修理が行われ次第、活用空間として利用を検討していく。

(3) 庭園等の公開

敷地内の建造物外部に庭園があり、主屋や新座敷などの屋内から望見することができ、周遊によって建造物外観の観察を可能とするため、庭園を公開する。一部の庭園は閉鎖的な空間となっているため、立ち入りを制限する。

公開にあたっては、建物周りや屋敷構えを視認できるよう見学動線を設定する。

① 前栽、玄関の庭の公開

前栽は築山式枯山水の石庭で、かつて主人や客人が主屋本座敷から眺めた景観を公開する。鑑賞することによって落ち着いた雰囲気を感じることができるため、各種イベント時にも適宜公開する。玄関の庭は、主屋への動線と式台空間の通路ともなっているため公開する。

② 新座敷の庭、八畳の庭

土塀や建物で閉鎖された空間であるため、新座敷の庭は屋内からの鑑賞とし、八畳の庭は非公開とする。

③ 裏庭・蔵庭・大裏、牛小屋北

荷解きや農作業等に用いられた生活空間で、蔵や主屋への動線となる場合もあるため、原則的に公開するが、施設の利用形態に応じて非公開とする場合がある。

(4) 関連資料等の公開

入江家や曾根地区の歴史文化に対する理解を促すために、家相図・棟札などの建築史料や、入江家ゆかりの家財道具や古文書、美術資料などを展示公開する。地域の生活を伝えるために、民具などの民俗資料も併せて展示する。

入江家が所有する関連資料が多いため、展示公開にあたっては、資料の保存状態や展示環境等を配慮して、入江家と協議し理解を求める。適切な時期に、資料の寄贈について入江家と協議していく。

3 活用基本計画

(1) 遵守すべき法令

① 兵庫県文化財保護条例

用途制限はないが、現状変更をする場合には制限がある。

② 建築基準法

建築物は建築基準法の適用を受けるが、旧入江家住宅は県指定文化財のため、建築審査会の審議を経て同法3条第1項により適用除外が可能である。ただし、活用上増築する部分には適用される。

③ 消防法

消火・警報・避難設備等については、消防法の適用を受ける。

④ 食品衛生法

飲食店として活用する場合には、食品衛生法の適用を受ける。

⑤ その他

旅館業法など

(2) 上位関連計画

① 第5次高砂市総合計画

② 第3期高砂市教育振興基本計画

③ 高砂市文化財保存活用地域計画（作成後）

④ 高砂市都市計画マスタープラン

⑤ 高砂市文化振興基本方針

(3) 活用の現状

旧入江家住宅については、イベントや見学等で一時的な施設の貸出しを行っている。高砂市が主催する場合と市民団体が主催する場合がある。

原則的に非公開施設で、十分な安全性が確保されておらず、便益設備が未整備であるなど、利便性が十分確保されていないため、十分な活用が図られていないのが現状である。

(4) 公開活用の方向性

公開活用の基本方針を踏まえて、公開活用の方向性と展開イメージを以下のように整理する。

① 文化財としての価値を学び伝えるための公開活用を行う

1) 旧入江家住宅が大切なかけがえのない宝であることを伝える

- ・江戸時代につくられた建造物が、240年以上の時を経て私たちの目の前にあることの意味や、これから先も良好な状態で維持保存し、後世の人々へ伝えていかなければならないことを伝える。

② 文化財としての普及を図るため、修理現場の公開や修理体験、講演会を実施するなど、

可能な限り、公開に努める。

- ④ 旧入江家住宅を活用する際に守らなければならないルールや活用のアイデアを盛り込んだ「活用ルールブック」や「見どころ解説ブック」等を作成し、小学校等へ配布し、適切な維持・保存の大切さを学んでもらうとともに施設の利用を呼びかける。
- ⑤ ひょうごヘリテージマネージャーに協力を求め、文化財の保存活用に理解を示し推進する人材との連携や育成に寄与する。

2) 入江家代々の歴史と現代に息づく功績を学び伝える

㊦ 入江家の沿革と曾根の歴史

- ・江戸時代以来、入江家の人びとが曾根村の庄屋や村長をつとめ、歴史的な地場産業である製塩業を営み、文人との交流を尽くした、という、地域社会や地域住民に果たした役割を理解することは地域づくりの根本になり、現代を生きる私たちにとって重要である。
- ・中世以来、集落を形成してきた曾根地区の歴史を振り返ることで、現代に残る町並みや歴史文化資源の成立背景を知ることができる。特に、江戸時代後期の曾根は、製塩業の隆盛を背景に、幕府領や福本藩領の入組支配下にあり、その政治・経済の中心を担っていた入江家が果たした役割を、資料や解説パネルの展示等やボランティアガイドの解説等により、わかりやすく伝える。

④ 賓客をもてなした、文化人との交流の場としての建築の特徴

- ・ふすまに貼り交ぜされたり、入江家に伝世した美術資料や古文書等を紐解くことで、入江家が文人墨客と交流し文化サロンとしての機能を有していたことを建築の特徴や資料等から展示解説によってわかりやすく伝える。
- ・本座敷や新座敷では客人や文化人との応接に使用された空間がそのまま保存されている。200年以上の時を経た建築空間を体感してもらい、交流の場として住宅が果たした役割と意義を学んでもらう。

3) 近世・近代の富裕な上層階級のくらしぶりを学び伝える

㊦ 庄屋らしさをあらかず建築の特徴

- ・普段家人が出入りする以外に、庄屋層建築にしかない表門や式台があるため、庶民の民家とは異なる建築の特徴を知ってもらうことで、文化財としての大切さを伝える。
- ・客用の浴室・便所の間取りや、欄間や釘隠しなどの造作類に、接客空間としての特徴が表れていることを伝える。

④ 庄屋・製塩業主の執務空間としての建築の特徴

- ・家業の製塩に関する帳簿類や、藩との書状などの行政文書など、多種多様な古文書を展示し、入江家の役割や曾根地区の当時の実態を展示・解説で理解を促す。
- ・住宅の入り口にある表屋では、番頭が在住しながら、生業や家ごとの管理事務を行ったと推定されることから、入江家の執務空間としての役割を来館者に伝える。

⑤ 当時の道具・技術や民俗文化を反映した建築の特徴やくらしぶり

- ・暖房具や寝具など、普段の生活に用いられていた道具や特別な饗応に用いられていた大量の食器などを展示し、江戸時代以来の民俗文化や生活技術を体感しながら学ぶこ

とができる。

- ・土間のかまどや民具を実際に使用するなどの歴史体験を通じて、食文化や当時のくらしを体感し、生活にもとづく建物の空間利用について、わかりやすく伝える。

① 年中行事や冠婚葬祭などの生活を体現することが可能な空間

- ・正月や七夕、祭りなど、年中行事や冠婚葬祭を実際に模擬的な催しを体現することで、当時の生活をリアルに体感し、昔ながらの生活を行うために必要であった建築の特徴を伝えることができる。
- ・新成人の撮影会場として利用したり、結婚式を行ったり、ハレの場として利用を通じて、伝統文化の再現と生活体験を行ってもらうことができる。

② 地域の歴史を学び、文化を創造する拠点としての公開活用を行う

1) 近世・近代における地域の生業や文化、伝統技術を学び伝える

㊦ 製塩業を中心とした地域の生業

- ・製塩道具や製塩業の経営に係る古文書などを展示し、曾根地区の経済の基盤で生業としての製塩や流通、集落のくらし等について、わかりやすく情報を伝達し理解を促す。
- ・製塩に携わった人々のくらしを示す古写真を展示したり、塩づくり体験や塩田跡地の顕在化などを通じて、主要な産業であった製塩の歴史を地域の特性として伝える。

① 地域の伝統文化や食にまつわる

- ・入江家の当主であった樵風がたしなんだ俳句や川柳などの文化教室を開催し、実際に過去に行われていた現地で文化活動の展開を図る、という特別性を打ち出すことができる。
- ・過去の婚礼の献立を再現したり、郷土食の料理教室や実食を通じて、地域の伝統的な食文化の継承や、活動を通じた普及を促すことができる。

2) 専門家による調査研究や地域住民による歴史学習を行う

㊦ 専門家による調査研究

- ・専門家による建造物や庭園の調査研究と、古文書や美術資料など史料の調査研究を継続的に実施し、調査成果を展示や講演会を通じて周知し、入江家や曾根の歴史、他地域との交流などについて、新たな知見と史料価値の高まりを促すことができる。
- ・調査成果をまとめた報告書を刊行したり、普及版の解説パンフレットを配布し、より深い入江家の理解や曾根の歴史の解明などに寄与する。

① 歴史文化の再発見による地域への関心の高まりを育む

- ・市民自らが企画・運営・参加し、まちあるきや自主発表することで、地域の歴史文化資源を再発見し、住んでいる地域をより理解し関心を高めることができる。
- ・歴史文化資源の分布地図を作成したり、魅力向上のためにワークショップを市民が主体的に行うことで、まちづくりや地域活性化のありかたや根本を得る。
- ・ボランティアガイドなどの人材育成を行う。

㊦ 地域の歴史を学び、地域の誇りを伝える子どもと大人を育てる

- ・小学校のまち探検や調べ学習、あるいは中学校の歴史学習や高等学校の文化活動等で学校教育と連携し、地域学習に膨らみをもたらし、地域の誇りを子どもに伝えること

ができる。

- ・除草や清掃など管理行為を子どもや地域住民と行うことで、住宅に対する愛着心を高めることができる。
- ・子どもガイド養成講座を開催する。
- ・子どもの学習を通じて、保護者や地域住民の意識に影響する効果も期待できる。
- ・小学校、中学校との連携だけでなく、高校や大学との連携も図る。

③ 地域のコミュニティ活動を通じて、市民交流の場として活用する

1) 地元の宝物として地域コミュニティ活動の拠点とする

㊦ 地域のコミュニティ活動との連携

- ・自治会などの活動と連携し、地域活動の拠点の一つとして、住宅を活用できる。
- ・地域住民の自主的な活動の場として活用し、地域づくりに活かすことができる。

① 自由なコミュニティの場として利用してもらう

- ・イベントや展示会などの催事を行う際は、文化財施設であることを第一に考慮し、自由なコミュニティ活動の場として歴史的空間を活かし、新たな価値の創造につなげる。
- ・落語会やお茶会、演奏会など、これまでに多様なイベント会場として活用してきたことを参考事例として、行政と市民が連携し、積極的かつ持続的に取り組む。

④ 歴史文化資源の連携により、地域活性化の拠点として活用を図る

1) 歴史的視点から伝統文化、伝統技術、産業、くらしなど多様な連携を進める

㊦ 高砂市の歴史文化資源との連携

- ・旧入江家住宅のある曾根地区には、曾根天満宮や各寺院、日笠山など、地域の歴史文化資源が集まっている。
- ・隣接する伊保・阿弥陀・北浜の各地区にも歴史文化資源が多数存在しているので、それらの地域と連携し、関連テーマや見どころを巡る周遊ハイクやイベントの連携による、多層的な歴史文化の連携とふくらみを創出する。
- ・高砂地区のみなとまちや竜山石の文化と連携し、高砂市の歴史文化の特徴を重層的にからめ、相乗効果で魅力向上につなげることができる。

① 催事等のPRと収益・集客事業の展開

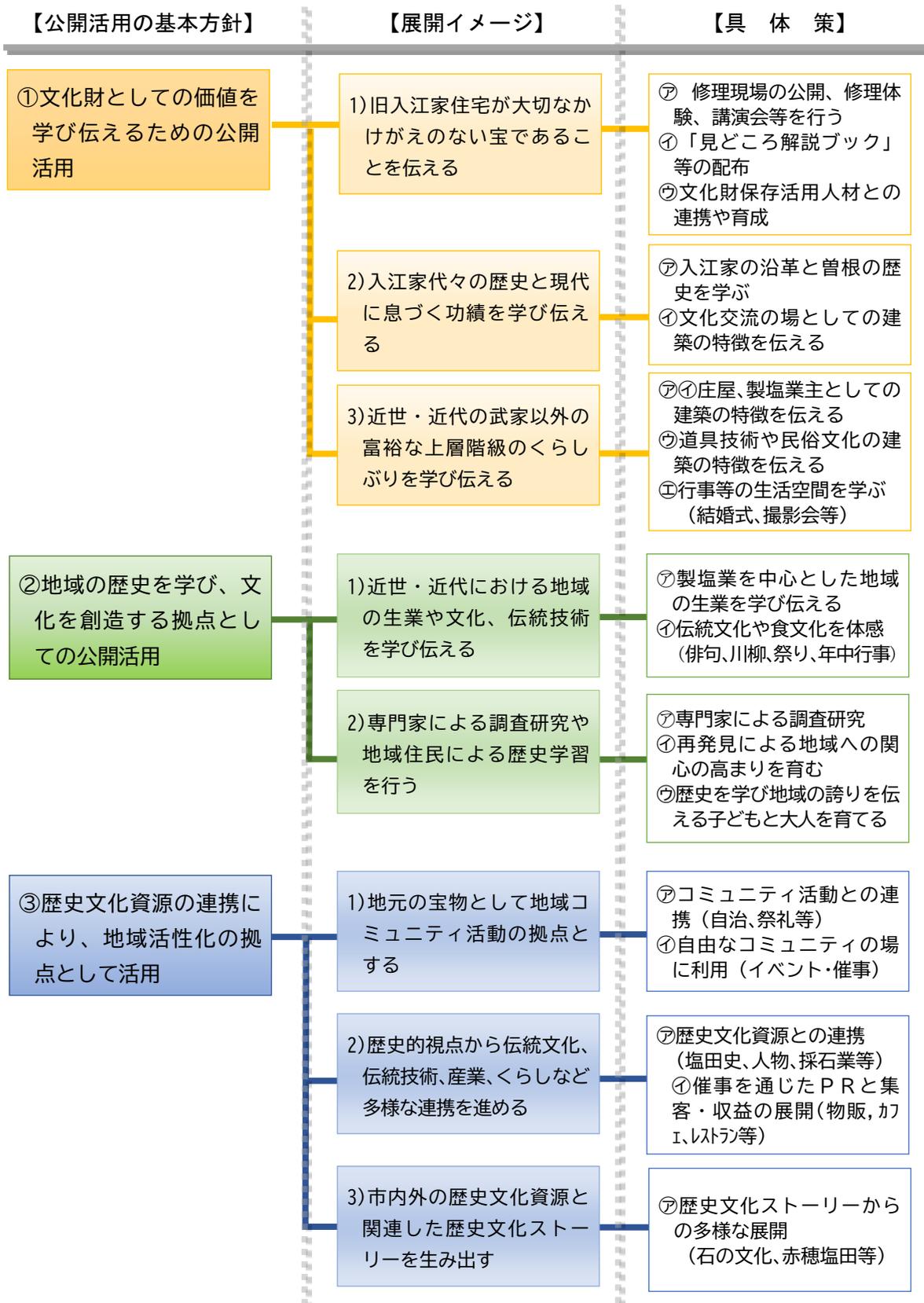
- ・来館者のリピートを促すためには、歴史展示の更新だけでなく、物販やカフェ、レストランなど、催事を通じたPRと収益事業を展開していくことも必要である。
- ・新酒発表会や物産展など、民間業者の参入・参画も含めて、他分野業態の連携を模索し、集客施設としての魅力を向上させる。

2) 市内外の歴史文化資源と関連した歴史文化ストーリーを生み出す

㊦ 歴史文化ストーリーからの多様な展開

- ・西日本に広域に分布する竜山石の文化や、日本海・瀬戸内海を結ぶ航路とする北前船の文化など、広域に展開する歴史文化のストーリーとからめて、多様な展開を図る。
- ・江戸時代に荒井や曾根など出身の技術者が赤穂へ移住し塩田開発にかかわるなど、製塩を取り巻く広域の交流を現代にも展開し、日本遺産赤穂市との連携を図る。

旧入江家住宅 活用の体系



(5) 建築計画

① 平面計画

旧入江家住宅の各室の用途及び機能については、以下のとおりである。

表5 各室の用途・機能計画

区分	場所	用途	機能
主屋	ゲンカン	入江家の歴史や建築の特徴を学ぶ。 企画展や空間を活かしたイベント等を開催する。	展示・公開機能 各種イベント開催 (建具を外すと一つの空間とすることが可能)
	ブツマ		
	ホンザシキ		
	フロ・便所	客人応接の施設として学ぶ。	展示・公開機能
	チャノマ	くらしについて学ぶ。喫茶室やイベント時の控室等として使用する。	展示・公開機能 休憩・イベント機能
	オク	収納等に用いる。不定期で主人の間としての空間を公開する。	収納機能 一時的に公開機能
	台所	管理用台所や、喫茶・飲食等を行う際の厨房・調理にも使用する。	台所機能
	六畳二間・三畳・フロ	管理者室として利用する。 不定期でフロ等を公開する。	施設管理機能 一時的に公開機能
	八畳	収納等に用いる。不定期で公開する。	収納機能 一時的に公開機能
	下男部屋・物置		
土間	建築の特徴や炊事場機能等について学ぶ。	展示・公開機能	
表屋	ミセノマ	受付・管理者室として利用する。 一時的に公開・イベント等として使用する。	受付・施設管理機能
	六畳		
新座敷	シンザシキ (東側)	企画展や、講座・イベント等で使用する。	展示・公開機能 学習機能
	シンザシキ (西側)		
	三畳・四畳	収納等に用いる。不定期で公開する。	収納機能 一時的に公開機能
蔵	蔵1 (米蔵)	建物の特徴や民具の一部等を展示する。	展示・公開機能 収納機能
	蔵2 (醤油蔵)	解体部材等を保存する。	収納機能
	蔵3 (農具蔵)	民具等を保存し外部からの見学を可能とする。	展示・公開機能 収納機能
	蔵4 (道具蔵)	民具等を保存する。	収納機能
	蔵5	入江家や曾根の歴史、市内の歴史文化について学ぶ。	展示・公開機能
	蔵6		
	蔵7 (新蔵)	建物の特徴や民具の一部等を展示する。	展示・公開機能 収納機能

※蔵は、整備完了できれば、展示・公開機能だけでなくイベント・交流機能等を検討する。

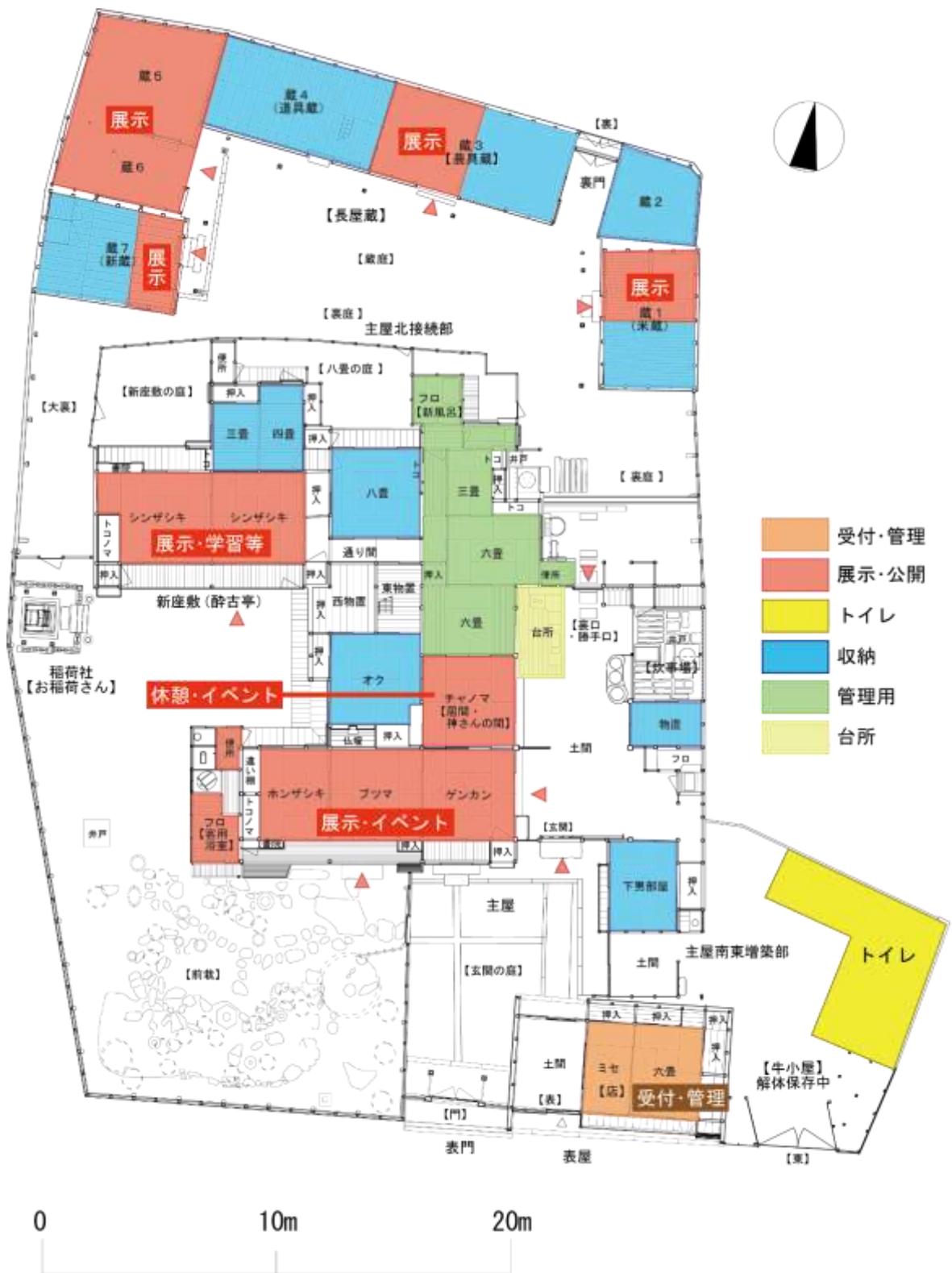


図41 I期活用エリア1階区分図



図 42 II期 活用エリア1階区分図

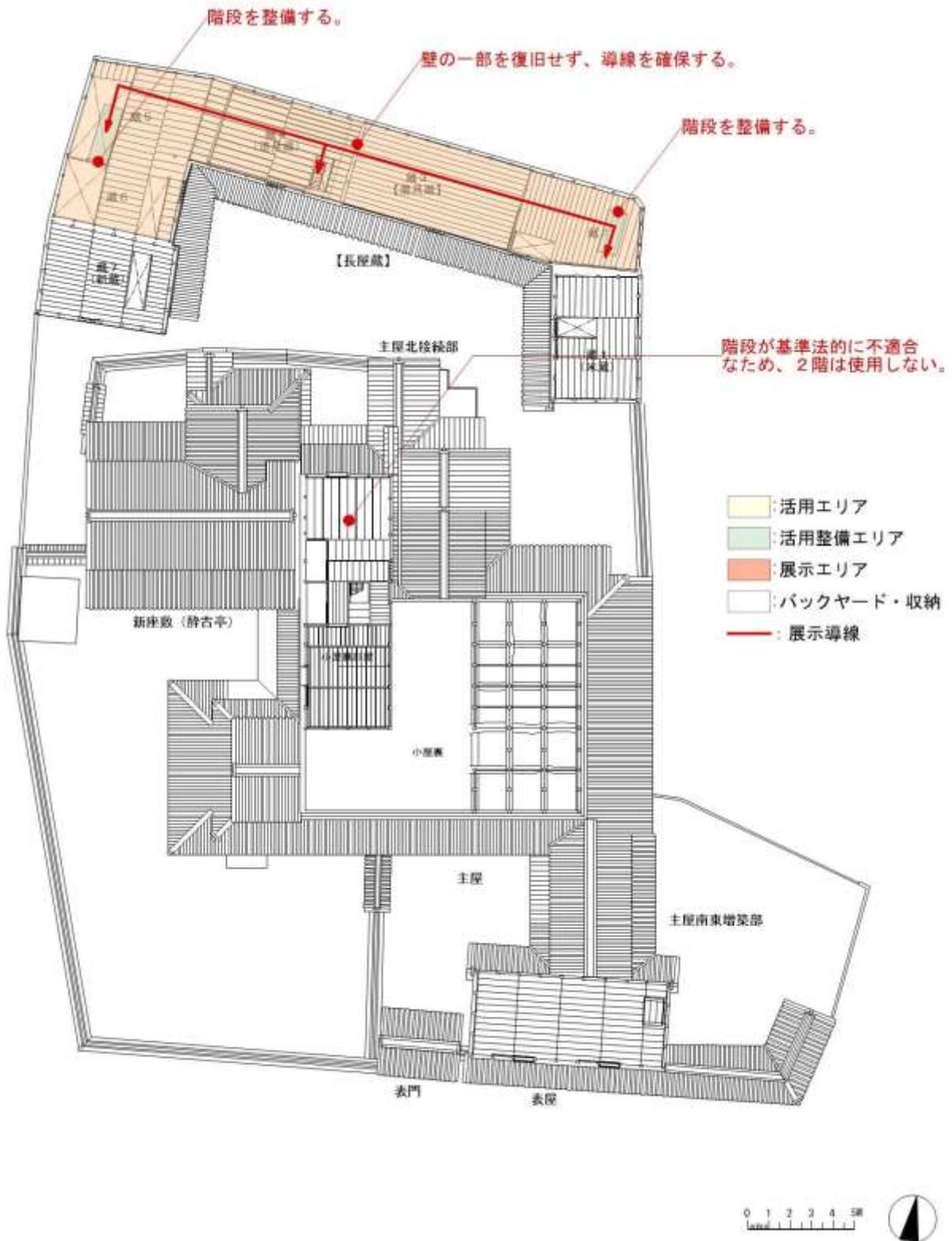


図 43 II期 活用エリア2階区分図

② 施設等整備計画

施設等整備計画は以下のとおりとする。

整備にあたっては、既存の部材を損傷することのないよう保存措置を講じ、施工箇所には代替部材を用いることとする。施工方法については、兵庫県教育委員会と協議するものとする。

令和9年度の一般公開を目指し、公開活用に向けて必要な基本的な施設整備を行う。このため、旧入江家住宅の県指定文化財としての価値や見どころと地域の歴史の中での役割等、基本的な情報を展示によって伝えるための整備を行う。さらに企画展や地域活動との連携ができるよう整備を行い、地域住民の参加を促すための環境を整える。また、公開活用の体制整備として、便益施設や水回り設備を整える。

表6 施設等整備計画

区分	場所	概要	整備内容	整備時期	
				I期	II期
主屋	ゲンカン ブツマ ホンザシキ	入江家の歴史や建築の特徴を展示パネル等で解説する。イベント利用が可能となる環境整備を行う。	建具の修繕、畳替え、床・縁側の復元補強、照明・電気設備等を整備する。	○	
	チャノマ	喫茶室やイベント等で活用できるための環境を整える。	建具の修繕、畳替え、床補強、照明・電気設備等を整備する。	○	
	フロ・便所	見学立入りが可能となる環境整備を行う。	床面補強等の整備を行う。	○	
	オク、六畳二間・ 三畳・フロ、八畳	当面非公開とするが、将来的に主屋から新座敷への動線と付随する空間の活用を図る。	建具の修繕、畳替え、床補強、照明・電気設備等を整備する。		○
	台所	喫茶・飲食等を行えるよう厨房・調理機能を整える。	IHコンロ・水道等のシステムキッチンの更新や換気・電気設備等を整備する。	○	
	下男部屋・物置	将来的に収納展示できるよう内部を整備する。	床面補強や棚設置・電気設備等を整備する。		○
	土間	炊事や調理の機能を復元する。	竈の修繕や棚設置、電気設備等を整備する。		○
新座敷	シンザシキ (東側・西側)	企画展や講座・イベント等で利用できるよう環境整備を行う。	建具の修繕、畳替え、床・縁側の復元補強、照明・電気設備等を整備する。	○	
表屋	ミセノマ 六畳	受付・管理機能を付加する。	事務机や間仕切り等が設置する。	○	
蔵	蔵1(米蔵) 蔵2(醤油蔵) 蔵3(農具蔵) 蔵4(道具蔵) 蔵7(新蔵)	収納展示できるよう内部を整備する。 将来的に展示・イベント・交流施設として利用できるよう補強や環境整備を行う。	床面補強や棚設置・電気設備等を整備する。	○	○
	蔵5 蔵6	史料展示や観光情報のパネル展示、動画上映等ができるよう、展示機能を充実させる。	修理工事に合わせて、展示に必要な固定型ケースの設置や照明・電気設備等を整備する。	○	
その他	稲荷社	くらし中の信仰を民俗文化として理解を促す。	付随する石造物も含め、復元整備する。		○
全体		見学順路を示し、部屋ごとに概要を解説する。	見学動線誘導サインや解説板を整備する。	○	
建物周り	トイレ (牛小屋北側)	建築史料を基に意匠的に復元した見学者用トイレを新設する。	段差解消や身障者等に対応したトイレを設置する。	○	
	駐車場	見学者用に、また臨時的にイベントで利用するため、住宅に近接した場所に駐車場を整備する。	狹隘道路を拡幅する用地を確保し、周辺案内サインも設置し、車と自転車が駐車可能な整備を行う。	○	



図 44 施設整備計画図

(6) 庭園及び周辺整備計画

① 園路の課題

敷地内を周遊するための園路は、庭園内では敷石や飛び石の上を歩くことになり、途中に庭門や側溝を超えていくなど、来館者にとっては歩きやすい園路となっていない。降雨の際には、石の上は濡れて滑りやすくなっており、安全な歩行を確保することができていないのが現状である。蔵への動線である裏庭は、水はけの悪い土の上を歩くことになり、降雨のときは屋根からの雨落ち水がたまりぬかるみになっている箇所も多く、泥が靴に付いたり歩行が困難となる状況となる。

また、庭園内で飛び石を伝って歩く際や裏庭を歩行する際に、伸長した樹木の枝が当たる箇所もいくつかある。

② 庭園及び周辺整備の基本方針

旧入江家住宅と一体となって構成する庭園及び園路については、屋敷構成に不可欠な構成要素であり、もてなしや安らぎをもたらす上で重要であることから、かつての様相や同種の施設の景観等を参考にして、造園の専門家に意見を聴取しながら整備を行う。

1) 整備計画

庭園及び周辺整備計画は、地盤の改良や排水施設の設置を伴う水はけの解消や園路の整備についてはⅡ期工事の際に実施するものとし、それまでは、庭園の樹木の剪定等を施し適切に維持管理する。

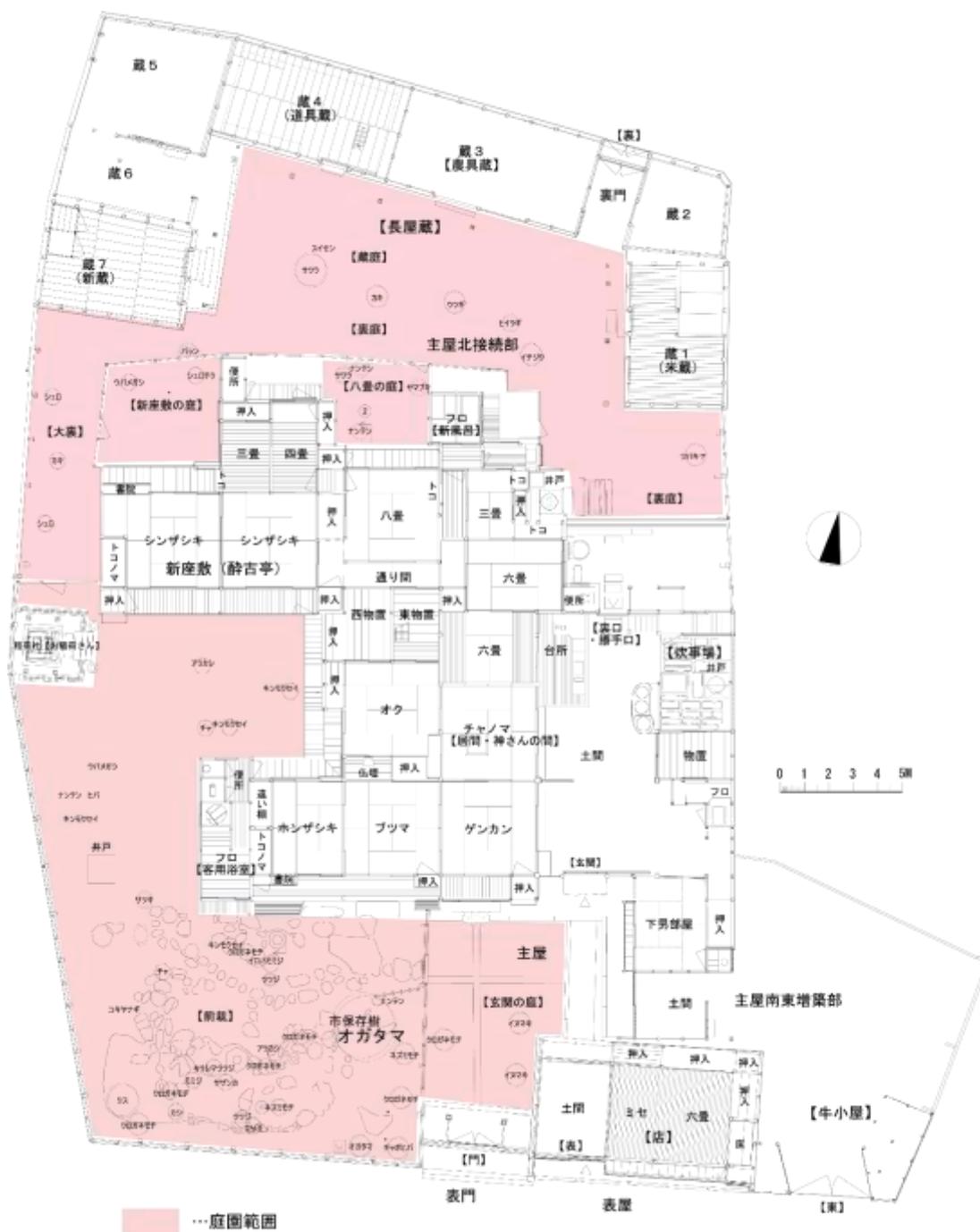


図 45 庭園整備計画図

4 管理・運営計画

(1) 管理・運営の基本方針

管理運営については、本計画で進める保存管理計画での保護の方針、環境保全計画での環境保全の基本方針と活用計画での公開活用の基本方針を十分に理解し、関係法令等を遵守するとともに、兵庫県指定文化財の保存活用を持続的かつ発展的に実践していく。とりわけ、旧入江家住宅の特徴から管理・運営の基本方針として以下のとおり定める。

- ① 兵庫県指定文化財としての価値を堅実に保存し、その価値を広く情報発信することにより、交流人口の拡大を図る運営を行う。
- ② 地域や市民との協働に努めるとともに、地域の歴史文化資源等の連携を進めながら管理運営を行う。
- ③ 市民・来館者にとって何度でも訪れたいくなるよう、心地よさを提供する施設管理と魅力的な運営を行う。
- ④ 旧入江家住宅に愛着をもち、建造物や庭園の歴史的・文化的な価値を十分に理解し、その価値を尊重した管理運営を行う。

(2) 管理・運営の方法、体制

① 管理・運営方法

公開時期と公開時間、公開の制限については、本計画及び整備後に制定予定の設置管理条例等にもとづき、管理・運営を行う。

② 管理・運営体制

所有者である高砂市及び高砂市教育委員会が管理・運営を行い、文化財保護にかかわる事務については高砂市教育委員会が対応する。管理・運営については、次に示す項目を遵守し、効果的かつ効率的な管理・運営を行うことができる体制を構築する。

- 1) 旧入江家住宅は、効果的・効率的な事業の遂行と利用者サービスの向上を図るために、高砂市直営によるものだけでなく、指定管理者制度の導入も検討する。
- 2) 旧入江家住宅は、自主事業を実施することにより、サービスを充実させ、来館者の満足度を高めるとともに財源の確保に努める。
- 3) 旧入江家住宅は、利用者の声を絶えず把握し、改善につなげる仕組みを構築し、魅力ある施設運営に努める。

③ 運営促進計画

令和9年度の公開を目指し、公開活用に向けた基本的な体制を整える。旧入江家住宅では、兵庫県指定文化財としての価値やみどころと、入江家が地域の歴史の中で果たした役割等、基本的な情報を伝える。また、学芸員を配置し解説ガイドの育成を行うなど、地域をはじめ多くの人がかかわれるような運営体制を構築するとともに、指定管理者制度の導入を検討し、指定文化財を適切に管理ができ、かつ企画力のある体制を目指す。

なお、公開活用の具体例を以下に示すが、柔軟性を持って研究開発していくものとする。

表7 運営促進計画

区分	項目	概要	整備内容	整備の優先度	
				高い	普通
展 示	常設展示	旧入江家住宅の価値と概要の解説。地域の歴史の中での入江家の役割について伝える。	主屋や表屋、蔵等を活用して常設展示を行う。	○	
		入江家の沿革と各室の使い方、見どころを紹介する。		○	
	企画展示	地域の歴史研究の発表の場として蔵を活用する。	蔵等を活用して企画展示を行う。		○
ガイ ド資 料	ガイド資料	施設管理者が活用する解説資料を作成する。	テーマ別のガイド資料を作成する。	○	
	ガイドマップ	施設案内用の順路入りのガイドマップを作成する。	入館者の見学補助資料としてのガイドマップを作成する。	○	
	活用ルールブック	展示やイベントの開催を企画する人のためのルールブックを作成する。	活用例を示しながら、利用上のルールを記載した冊子を作成する。	○	
ガイ ド養 成	ボランティアガイド養成	常駐のボランティアガイドを養成する。	ボランティアガイド養成講座を設け、ガイドを養成する。	○	
	子どもガイド養成	地元小学校での地域学習を活かし、子どもガイドを養成する。	地元小学校と連携して、子どもガイドを養成する。	○	
運 営 支 援	運営プログラム作成	地域との連携も含め、年中行事やイベント等を行う基本プログラムと企画連携の発展プログラム等を定める。	年間運営プログラムを作成し、安定的かつ発展的な運営のよりどころとする。	○	
	運営マニュアル作成	年間プログラムを効率的・効果的に運営するために、マニュアルを作成する。	年間プログラム運営体制や役割分担、運営内容をマニュアルとして整備する。	○	
地 域 の か か わ り、 多 様 な 連 携	地域のかかわり	地域のかかわりを促し、主体的に運営にかかわってもらうよう促す。	継続的に運営にかかわってもらうために、情報交換会や連携協議会等の場としくみを構築する。	○	
	多様な連携	市内外の歴史文化資源の多様な連携を進め、活用の幅を広げ発展させる。	市内外の歴史文化資源の多様な連携を進めるための体制を整える。		○
運 営 体 制	学芸員の配置	史料の調査・研究や企画展の開催・解説、ガイド養成のために専門知識を有する職員を配置する。	学芸員の配置により、旧入江家住宅等の魅力・情報発信力を強化する。	○	
	市民学芸員の養成	学芸員活動に興味のある方を募り、学芸員業務の補助を行ってもらいながら、養成を図る。	市民学芸員を養成し、資料の保存・管理をはじめ、展示や解説、調査・研究を協働で行う。	○	

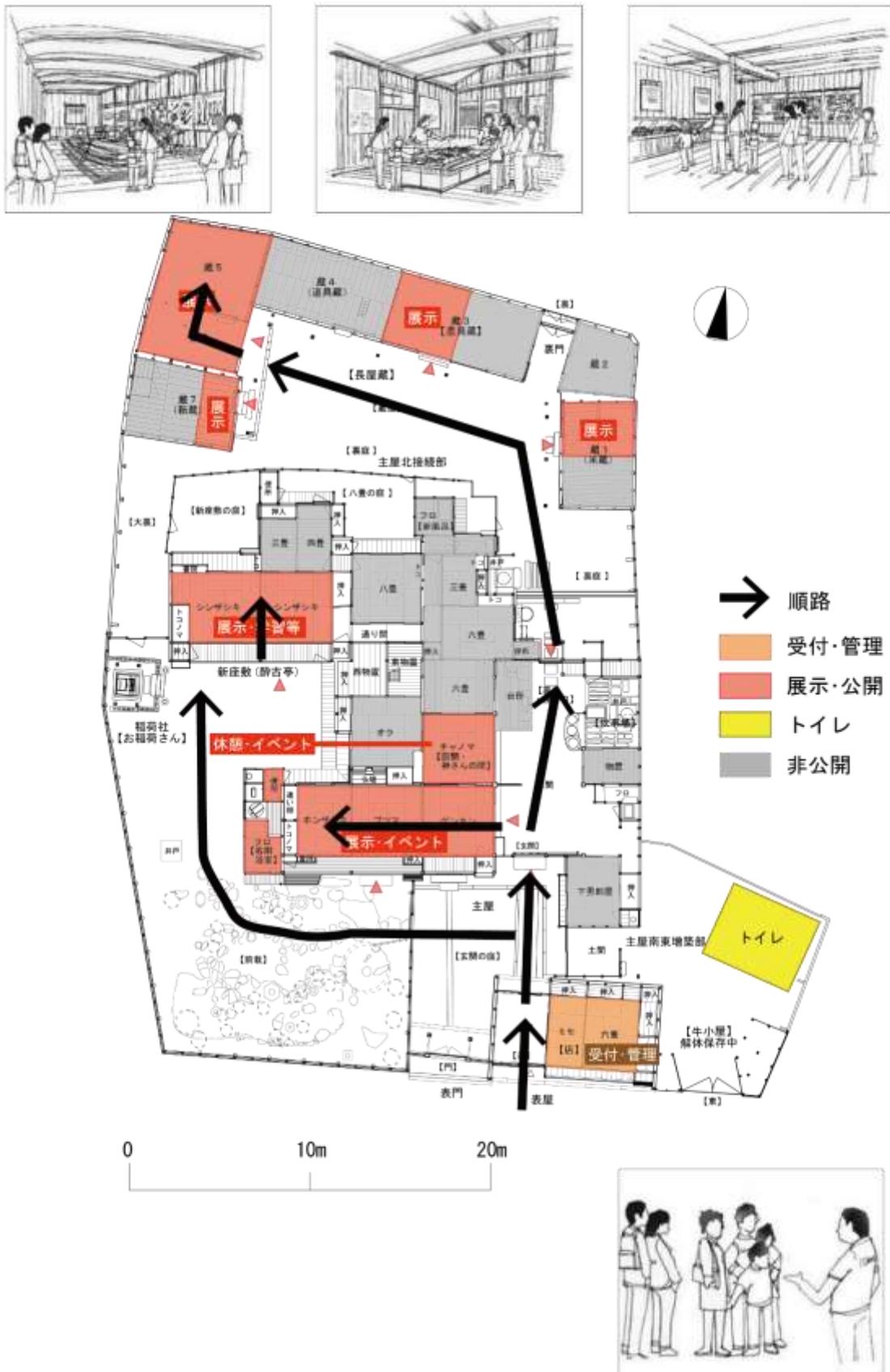


図 46 見学案内等展開図

5 実施に向けての課題

(1) 建築、庭園、外構等の課題

公開活用にあたっては、見学ルートに沿って安全で快適な見学ができるようにすることが基本である。このため、公開エリアの耐震対策や見学ルートの園路整備の安全性を確保するほか、トイレ・台所の便益施設の設置や見学者用駐車場の確保・整備、消防設備の拡充が不可欠であり、前述の整備計画に基づいた着実な工事を実施する必要がある。整備は段階的に進めていく計画であるが、段階ごとに各計画の目的を達成することとなるため、可変的かつ柔軟な対応が求められることになる。

本計画で掲げた内容以外にも、公開時の来館者の利便性や快適性を向上させるため、民間活力の導入や市民との協働も視野に入れ、基本方針に従い目的を達成するために必要に応じて、実現に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

(2) 管理・運営に関する課題

公開活用にあたっては、建造物及び庭園の適切な保存措置が求められる。そのため、建築や庭園の専門知識を有する管理者が常駐することが望まれる。

また、ボランティアの養成や地域住民・団体との連携のほか、地域内外の多様な人材の参加とネットワークづくりも含めて管理運営体制を構築することが望ましいため、そのプロセスを整理し、着実に体制づくりを行っていく必要がある。

施設の管理・運営に係る経費等を低減させるため、適切かつ効率的な管理・運営に配慮し、入館料やの徴収や有償での貸館等の収入源の確保や、収益事業の展開等についても検討する。

第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続

旧入江家住宅の保存活用にあたって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。

ただし、本省の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、兵庫県教育委員会や関係機関等と協議するものとする。

2 現状を変更しようとする場合の手続き

文化財の現状変更等は、兵庫県文化財保護条例にもとづき、適切に取り扱う。

文化財の滅失、き損または存亡させる行為、本質的価値を損なう行為は、原則的に行わない。

可能な限り、現状での保存と意地を旨とし、文化財を永続的に維持するための措置を検討する。

やむを得ず文化財の現状を変更または保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）をしようとする場合は、兵庫県教育委員会と高砂市教育委員会と協議の上、県教育委員会の許可を受け実施する。

(1) 現状変更申請が必要な行為

現状変更は、原則として文化財の保存、活用、整備のための行為以外は行わない。通常は兵庫県教育委員会と協議し申請し、許可を得るものとする。

兵庫県文化財保護条例（抜粋）

（現状の変更等の制限）

第12条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、県委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則で定める維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なときは、この限りでない。

2 県委員会は、前項の許可をする場合において、その許可の条件として、同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

保存修理に伴う復元的行為とは、建造物を建造当時の姿や、あるいは改変されたのちのある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料等により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

保存管理上の行為とは、地盤のかさ上げや移築、構造補強等があげられる。地盤のかさ上げや移築は代替措置が取りがたい場合に限って認められる。また、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更にかかわる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や文化財としての価値を考慮し、個別に判断が必要となる。

(2) 現状変更該当しない行為

現状変更等の申請を要しない行為としては、以下の行為があげられるが、判別がつかない場合は兵庫県教育委員会へ相談する。

○維持の措置

○非常災害のために必要な応急措置

○文化財の保存に影響を及ぼす行為で文化財への影響が軽微なもの

現状変更該当しない行為のうち、日常の維持管理に該当する行為は、文化財指定時の環境を維持する行為である。

非常災害への対応措置についてはこの限りではない。非常災害発生時には、兵庫県教育委員会と連絡調整しながら、適宜現場対応し、被害に規模及び文化財的価値の損失を最小限にとどめるよう努める。

文化財への影響が軽微なものは、イベント等で建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なもので、十分な文化財の保護措置がなされる場合である。その他、建造物・工作物の維持補修や、地表面及び園路の維持補修、植物管理等が該当する。

3 そのほかの手続き

(1) 修理の届出等

応急措置の程度を超える建造物の修理を行うにあたっては、兵庫県文化財保護条例第11条にもとづき、修理の届出を修理に着手しようとする日の30日前までに兵庫県教育委員会へ提出しなければならない。

既存の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は、修理の届出を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。

(2) 建築基準法

建築基準法第3条第1項においては、第1号に規定する国宝・重要文化財等や、第2号に規定する重要美術品等として認定された建築物については、自動的に建築基準法の適用が除外されるが、第3号に規定する条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた建築物については、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した場合に、建築基準法の適用が除外される制度となっている。

3号に係る建築物については、法令上明確に定義されていないが、地方公共団体による指定文化財や兵庫県景観形成重要建造物、歴史的建築物等が想定される。また、これらの建築物が当初立地していた場所から移転したものであっても、第3号に係る建築物となりうる。



図 48 建築基準法の適用除外

なお、建築基準法第3条第1項に基づき、建築基準法の適用が除外されたとしても、法令で特別に措置されているものを除き、建築基準法以外の法令の適用が除外されることにはならないことに留意する必要がある。

また、建築基準法の適用が除外された建築物は、文化遺産としての特殊性を考慮するものであり、建築物が安全上、防火上、衛生上その他の観点から支障がないと認めるものではないため、当該建築物は、条例等に定める代替措置により、一定の安全性を担保することが求められる。

(3) 消防法

消火・警報・避難設備等については、消防法の適用を受ける。

(4) 滅失、き損等の届出等

火災などの災害によって建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附^{ついたり}指定となっている物件等を紛失したり、盗みとられた時には、兵庫県教育委員会へ届出しなければならない。

(5) 保存活用計画の改定

本計画は、寒冷放棄や社旗情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

なお、改定にあたっては兵庫県教育委員会と協議するものとする。

兵庫県指定重要有形文化財

旧入江家住宅保存活用計画

発行日 令和5年(2023)1月26日

編集・発行 高砂市教育委員会
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
電話 079-442-2101 (代表)